



第二次四国中央市 環境基本計画

次世代を担う若者・子どもたちと、豊かな自然を大切にするまち
四国中央市
~持続可能な社会の構築を目指して~

平成29年3月

愛媛県四国中央市

はじめに



四国中央市は、海からはおだやかで雄大な山が、山からは心あたたまる市街地とすがすがしく輝く海が一望でき、海、市街地、里山、山地の美しさをあわせもつ、瀬戸内海と四国山地に抱かれた魅力のあるまちです。

本市では、市の将来像を「四国のまんなか 人がまんなか～人を結ぶ 心を結ぶ あったか協働都市～」として掲げ、四国の中心に位置するまちとして、県境を越えた人々の交流や、地域・産業を支えるさまざまな市民のつながりによって活力が生まれるまち、それぞれの地域が一つの市としての一体感でつながり、人々が地域の中で心を通わせ、支え合うまちを目指しています。

また、本市では環境に配慮したまちづくりも目指しています。平成19年7月に策定した、四国中央市環境基本計画の計画期間が終了を迎えるにあたり、地球温暖化の影響や生物多様性の危機、東日本大震災を契機としたエネルギーに関する課題など、環境問題が新たな局面に直面していることを踏まえ、第一次計画を継承しつつ、このたび第二次四国中央市環境基本計画を策定しました。

本計画は、今後10年間の本市が実施すべき環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向を示すものであり、計画で掲げる環境の将来像「次世代を担う若者・子どもたちと、豊かな自然を大切にするまち 四国中央市 ～持続可能な社会の構築を目指して～」を目標として、市民や事業者の皆さまとともに環境保全の推進に取り組みます。

わがふるさとの美しい自然環境を守り、未来の子どもたちにバトンをつないでいくためには、今を担う私たちが環境に対する意識をより高くもち、一体感をもって環境保全に取り組むことが何より重要です。

市民や事業所の皆さまにおかれましては、それぞれの立場において環境保全へのお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました四国中央市環境審議会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やタウンコメントにおいて貴重なご意見やご提言をお寄せいただきました多くの市民や事業者の皆さまに、心より感謝申し上げます。

平成29年3月

四国中央市長 篠原 実

第二次四国中央市環境基本計画

目 次

第 1 章 第二次四国中央市環境基本計画の基本的事項	1
第 1 節 環境基本計画とは	1
第 2 節 第二次四国中央市環境基本計画策定の背景及び目的	2
第 3 節 第二次四国中央市環境基本計画の位置づけ	2
第 4 節 第二次四国中央市環境基本計画の期間	3
第 5 節 第二次四国中央市環境基本計画の実施主体	3
第 6 節 第二次四国中央市環境基本計画で対象とする環境の範囲	4
第 2 章 四国中央市の地域概況	5
第 1 節 自然的状況	5
1. 四国中央市の概要	5
2. 気 象	6
3. 水 象	7
4. 地形・地質	7
5. 植 物	8
6. 動 物	8
7. 重要な植物・動物	8
第 2 節 社会的状況	10
1. 人口及び集落等	10
2. 産 業	11
3. 土地利用	15
4. 水域利用	15
5. 交 通	16
6. 公共・公益施設	17
7. 文化財	18
8. 観光・レクリエーション	19
第 3 章 四国中央市の環境の現状	21
第 1 節 生活環境	21
1. 大気環境	21
2. 騒 音・振 動	24
3. 水環境	26
4. 悪 臭	30
5. 土壌環境	30
6. 有害化学物質	30
7. 廃棄物	31

第2節 快適環境	33
1. 自然とのふれあい	33
2. 景観	33
第3節 地球環境	34
1. 地球温暖化	34
2. オゾン層の破壊	34
3. 酸性雨	34
第4節 環境教育	35
1. 企業の環境保全活動	35
2. 環境ビジネス	35
第4章 市民等の意識と環境の課題の整理	36
第1節 アンケートの概要	36
1. アンケート調査の目的	36
2. アンケート調査の対象者と調査内容等	36
第2節 市民の意識	37
第3節 事業者の意識	50
第5章 第二次四国中央市環境基本計画の将来像及び基本目標の設定	56
第1節 環境の現状分析及び課題の整理	56
1. リーディングプロジェクトの進捗状況	56
2. 第二次四国中央市環境基本計画の方向性	57
第2節 望ましい環境像	57
第3節 基本目標	58
第6章 環境施策の展開	60
第1節 実施すべき施策	60
1. 生活環境：快適な住まい空間の確保と、安心できるまちづくり	60
2. 水環境：良質な水を守り、水とともに発展するまちづくり	64
3. 自然環境：美しい自然環境の保全と、まちの緑や公園の整備の促進	67
4. 快適環境：美しい景観や歴史・文化の継承と創造	70
5. 廃棄物・リサイクル：持続性のある循環型社会の形成	73
6. 環境と社会経済：地域産業の発展・振興と、地域の魅力を活かす観光・物産の振興	77
7. 地球環境：次世代を担う若者・子どもたちへの、美しい地球環境の伝承	81
第2節 重点的に取り組む施策(リーディング・プロジェクト)	83
1. プロジェクト1 安心・安全で住みよいまちづくり	84
2. プロジェクト2 豊かな自然・水と緑を守り育てるまちづくり	86
3. プロジェクト3 紙のまち・持続可能な循環型のまちづくり	87
4. プロジェクト4 省エネ・新エネ・省CO ₂ のまちづくり	89

第 7 章 計画の推進と進行管理.....	91
第 1 節 計画の推進体制.....	91
第 2 節 計画の進行管理.....	92

資料編

資料-1 計画策定の体制及び経過.....	資-1
1 計画策定の体制.....	資-1
2 計画策定の経過.....	資-1
資料-2 四国中央市環境基本条例.....	資-2
資料-3 第二次四国中央市環境基本計画（素案）に関するタウンコメント.....	資-7
1 タウンコメントの実施方法.....	資-7
2 タウンコメントの結果.....	資-7
資料-4 環境関連法令等.....	資-14
1 主な環境関連法令等.....	資-14
2 環境基準について.....	資-15
3 大気汚染に係る環境基準.....	資-15
4 騒音に係る環境基準.....	資-17
5 水質汚濁に係る環境基準.....	資-18
6 地下水の水質汚濁に係る環境基準.....	資-26
7 土壌の汚染に係る環境基準.....	資-27
8 ダイオキシン類に係る環境基準.....	資-28
資料-5 主な環境用語の解説	
1 全 般.....	資-29
2 生活環境.....	資-30
3 自然環境.....	資-31
4 快適環境.....	資-31
5 地球環境.....	資-32
6 環境教育.....	資-33

第 1 章 第二次四国中央市環境基本計画の基本的事項

第1節 環境基本計画とは

環境基本計画とは、「環境基本法」第 15 条の規定に基づいて国が定める「環境の保全に関する基本的な計画」であり、今後の環境政策の展開の方向、地球温暖化・循環型社会の形成・良好な大気環境の確保などの具体的な展開、計画の効果的な実施のための方針等を定めています。

環境基本法（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第 7 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（環境基本計画）

第 15 条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。（以下、略）

国の環境基本計画は、第一次計画が平成 6 年 12 月に策定されましたが、内外の社会情勢の変化に対応するため 5 年程度をめぐりに見直しを行うこととされており、平成 12 年 12 月に第二次計画が、平成 18 年 4 月に第三次計画が、そして平成 24 年 4 月 27 日に第四次計画が閣議決定されました。

この第四次計画では、目指すべき持続可能な社会の姿として「低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成」を掲げ、その基盤として「安全」を確保することとしています。

一方、同じく環境基本法第 7 条では、地方公共団体の責務として、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策の策定及び実施を挙げています。平成 19 年 7 月に策定した「四国中央市環境基本計画」は、「四国中央市環境基本条例」第 8 条の規定に基づいて策定した地域版の環境基本計画であり、まちづくりのあらゆる分野において環境重視の視点を織り込んだ施策や取組を市民・事業者・行政が一体になって推進し、環境先進都市を確立していくための基本方針となる計画です。

第2節 第二次四国中央市環境基本計画策定の背景及び目的

大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした今日の社会経済活動は、国民に物質的な豊かさをもたらし、生活の利便性を高めた反面、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題を引き起こすに至っています。地域レベルにおいても環境への負荷を低減する取り組みが重要な課題となっていて、大気汚染や水質汚濁といった公害の防止にとどまらず、省資源・省エネルギーやごみの再資源化・リサイクル、市民一人ひとりの環境にやさしいライフスタイル（生活様式）の確立といった幅広い環境への取り組みが求められています。

このように、環境問題の解決を目指して、社会のあらゆる主体の参加の下で自主的積極的に環境保全に関する取り組みを進めていく必要があるため、四国中央市環境基本計画を見直し、第二次四国中央市環境基本計画を策定し、計画でうたう施策や取り組みを推進することを通じて、環境先進都市の確立とそのレベルアップを図るものです。

第3節 第二次四国中央市環境基本計画の位置づけ

第二次四国中央市環境基本計画は、市の最上位の計画である「第二次四国中央市総合計画」（以下「総合計画」と略す。）を、環境面から総合的・計画的に推進するための計画に位置づけられます。これは、庁内各部署の共通認識のもと、あらゆる施策・事業・取り組みに環境重視の視点を織り込んでいくことにより、それら施策等の進捗に応じて、徐々に環境に配慮したまちづくりにつなげていくもので、市の環境政策の方向性を示す基本的な計画に位置づけられます。

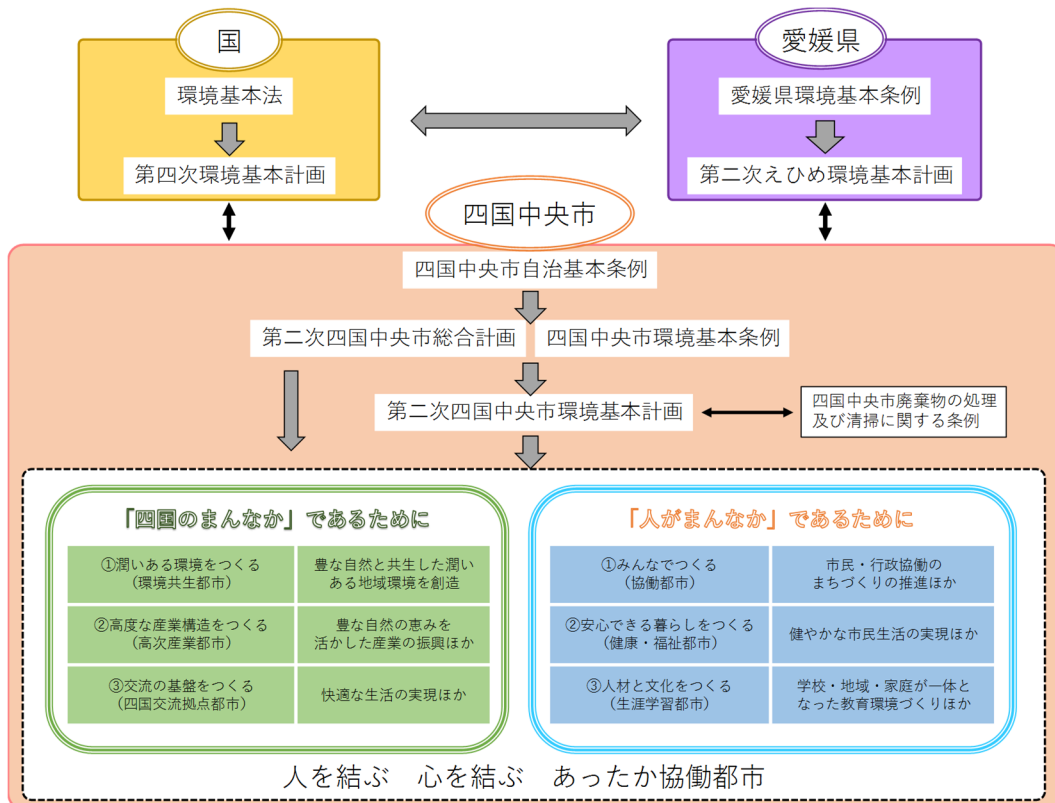


図 1-1 四国中央市環境基本計画の位置づけ

第4節 第二次四国中央市環境基本計画の期間

第二次四国中央市環境基本計画は、市の最上位の計画である総合計画を、環境面から総合的・計画的に推進するための計画に位置付けられます。四国中央市環境基本計画の期間は10年としていたことから、第二次四国中央市環境基本計画の期間についても、10年間とします。ただし、今後の社会情勢の変化、新たな環境問題、科学的知見の集積等に的確に対応するために、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の期間：平成 29 年度
(2017 年度) → 平成 38 年度
(2026 年度)

第5節 第二次四国中央市環境基本計画の実施主体

環境基本計画は、その他公共団体のあらゆる施策・事業・取り組みに計画の内容を織り込んでいくことにより、それらの進捗に応じて徐々に環境に配慮したまちづくりにつなげていくために策定するものです。環境に配慮したまちづくりの過程においては、その実施主体は行政に限定されることなく、市民や事業者が重要な実施主体となります。

市民や事業者は、地域づくりの主体として、その行動は大きな意味を持っていることから、計画の実施に当たっては、市民、事業者及び行政がそれぞれの立場と役割に応じて、計画の推進主体となって行動することが重要です。

第6節 第二次四国中央市環境基本計画で対象とする環境の範囲

一般に、環境基本計画で対象とする環境は、生活環境、水環境、自然環境、快適環境、廃棄物・リサイクル、環境と経済社会、地球環境に区分されます。第二次四国中央市環境基本計画では、次表の環境要素を対象とします。

表 1-1 計画で対象とする環境要素

分野	環境要素の区分
生活環境	大気汚染・騒音・振動の発生防止 悪臭の防止 有害化学物質対策
水環境	水質の保全 水循環の保全 土壌汚染の防止
自然環境	動植物の保護・自然環境の保全 自然とのふれあい
快適環境	公園や緑地の整備及び緑化の推進 景観の保全及びまちの美観の維持 安心・安全なまちづくりの推進
廃棄物・リサイクル	廃棄物の減量 廃棄物の適正処理 資源の循環的利用 ポイ捨て及び不法投棄の防止
環境と社会経済	事業者の環境保全の取り組みの推進 環境ビジネスの展開 環境教育の推進及び指導者の育成 森林・農地の保全
地球環境	地球温暖化の防止 オゾン層破壊及び酸性雨への対策

第 2 章 四国中央市の地域概況

第1節 自然的状況

1. 四国中央市の概要

四国中央市は、平成 16 年（2004 年）4 月 1 日に、川之江市・伊予三島市・宇摩郡土居町・宇摩郡新宮村の 2 市 1 町 1 村が合併し、誕生しました。

地理的には愛媛県の東端部に位置し、東は香川県に面し、南東は徳島県、さらに南は四国山地を境に高知県と 4 県が接する地域となります。県都松山市と高松市へは約 80km、高知市までは約 60km、徳島市までは約 100km、大阪市へ約 300km、東京都まで約 800km の距離にあります。

本市は製紙、紙加工業において日本屈指の生産量を誇り、紙製品の工業製造品出荷額が全国一位、プラスチック製品などその他製品を含めると工業製造品出荷額は約 6,000 億円余りとなります。

高速道路が交差する交通の要衝であり、高速道路網の整備により、三島川之江インターチェンジ付近での商業の集積が著しく、商業都市としても著しく発展しています。



出典：四国中央市 HP・市の概要

図 2-1 四国中央市の位置等

2. 気 象

四国中央市の気象を見ると、燧灘に面した平野部は瀬戸内海特有の温暖・少雨で、気象庁の四国中央地域気象観測所（海拔75m：妻鳥町乙）の平均値（統計期間：2005～2016年）では、年平均降水量が1452.5mm、年平均気温が16.2℃となっています。冬季においても積雪を見ることはまれで、台風や洪水、地震などの天災も少なく、気象条件に恵まれています。一方、同観測所における年平均気温の推移を見ると、2008年（平成20年）以降はほぼ横ばい傾向にあり、16℃前後の年が続いています。なお、直近の2016年の平均気温は16.1℃となっています。

法皇山脈と四国山地に囲まれた山間部については、降水量のみ観測されている富郷地域気象観測所（海拔310m：富郷町寒川山）の平年値を見ると、年間平均降水量は2092.3mmと多くなり、冬季には積雪や結氷も見られます。

なお、四国中央市の気候の大きな特色の一つですが、毎年春先から初夏にかけて低気圧や台風が日本海を通過する時に、日本三大局地風の一つである「やまじ風」が、法皇山脈の北斜面から燧灘へ吹きおろし、時には人家や農作物に被害を及ぼすことがあります。

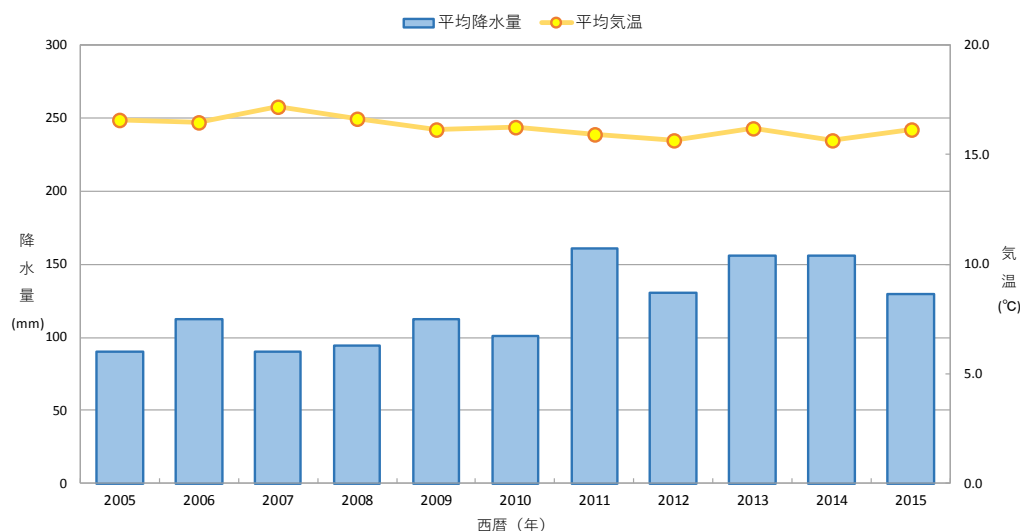


図 2-2 四国中央地域気象観測所における平均降水量・気温の推移

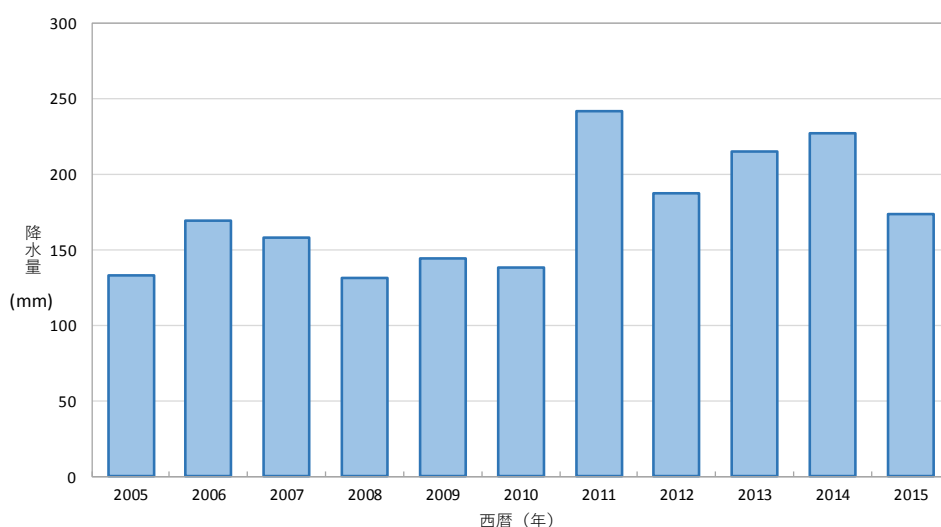


図 2-3 富郷地域気象観測所における平均降水量の推移

3. 水 象

四国中央市の山間部を、一級河川吉野川（流路延長 194 km、流域面積 3,750km²）の支流である銅山川が流れています。銅山川の流路延長は 55km、流域面積は 280km²で、新居浜市別子山の冠山に源を発し、四国中央市内を東に流れ、徳島県三好市で吉野川に合流します。

銅山川には富郷ダム、柳瀬ダム及び新宮ダムが設置され、洪水調節、水道水・工業用水・農業用水の供給、発電など重要な役割を担っています。また、金生川が愛媛・徳島県境付近を源流として、川之江町で瀬戸内海に注いでいるほか、関川が東赤石山付近を源流として土居町で瀬戸内海に注いでいます。



図 2-4 四国中央市の主な河川等

4. 地形・地質

四国中央市の地形を見ると、東西に約 25km の海岸線が連なり、その海岸線に沿って東部には全国屈指の「製紙・紙加工業」の工業地帯が位置し、その南に比較的幅の狭い市街地が形成されています。海岸線の西部には美しい自然海岸が広がり、その南には広大な農地及び急峻な法皇山脈から四国山地へと続く山間部を擁していて、金砂湖県立自然公園や赤石山系県自然環境保全地域に指定されています。

5. 植 物

環境庁（現環境省）の自然環境保全基礎調査によれば、四国中央市の植生は、コナラ群落、クリーミズナラ群落、スギ・ヒノキ植林、アカシデーイヌシデ群落、コバノミツバツツジ-アカマツ群集、オンツツジ-アカマツ群集等で構成されています。

6. 動 物

愛媛県の自然環境の特徴は、海岸地域の温暖帯植生から石鎚山系の亜高山植生まで植物相の多様性に富んでいること、そのことが豊かな動物相をはぐくんでいることです。

動物では、ニホンザル、タヌキ、キツネ、アナグマ、ニホンイノシシ、ニホンジカ等の1985年以降の分布が確認されています。魚類では、銅山川でニジマス、アマゴ、アユ、コイ類、ウグイ、タカハヤ等の生息が確認されています。

7. 重要な植物・動物

愛媛県では、県内の絶滅のおそれのある野生生物の種を選定して、その生息・生育の現状と問題点等をまとめ、種の減少の原因を解明し、その保護と生物多様性の保全を図ることを目的として「愛媛県レッドデータブック 2014」（平成 26 年 10 月）を編纂しています。

この調査では 15 の生物群を対象としており、このうち、今回は新たに藻類及び地衣類が追加されています。重要種のカテゴリーは表 2-1 に示すとおりです。レッドデータブック掲載種は 1,773 種であり、内訳は表 2-2 に示すとおり、絶滅 28 種、絶滅危惧 1,027 種、準絶滅危惧 320 種、情報不足 327 種、要注意 71 種となっています。

四国中央市あるいは東予に生息するとされる種の代表的なものとして、哺乳類ではヤマネ、ニホンウサギコウモリ、鳥類ではクマタカ、ブッポウソウ、ヤマセミ、両生類では、トノサマガエル、オオサンショウウオ、爬虫類では、シロマダラ、ヒバカリ、淡水魚類ではオイカワ、ナガレホトケドジョウ、昆虫類ではアオヤンマ、ハルゼミなどが挙げられます。

植物ではコケモモ、ハナショウブ、シンジュガヤ、エビネなどが挙げられます。

表 2-1 カテゴリー区分の概要

カテゴリー		基本概念	
絶滅	絶滅 (EX)	愛媛県ではすでに絶滅したと考えられる種	
	野生絶滅 (EW)	野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種	
絶滅危惧種	絶滅危惧種 I 類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種	
		絶滅危惧 IA 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
	絶滅危惧 IB 類 (EN)	IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの	
	絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅の危険が増大している種	
準絶滅危惧 (NT)		現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種	
情報不足 (DD)		評価するだけの情報が不足している種	
要注意種 (AN)		愛媛県内の分布域全体を俯瞰すると、現時点で種として絶滅のおそれがあるものではないため上記カテゴリー (CR~NT・DD) には該当しないが、県内の生物多様性の保全の観点から今後の個体数や生息条件の変化に特に注意する必要があると考えられる種	

表 2-2 カテゴリー別種数

分類群	絶滅 (EX,EW)	絶滅危惧 (CR,EN,VU)	準絶滅危惧 (NT)	情報不足 (DD)	要注意 (AN)	合計
哺乳類	2	13	2	1		18
鳥類		42	18	8		68
爬虫類		2	2	7		11
両生類		6	4	4		14
淡水魚類	2	19	13	16	1	51
昆虫類	8	106	108	67	56	345
クモガタ類・多足類等			12	2	8	22
陸・淡水産貝類		42	10	3		55
海産貝類	6	22	4			32
甲殻類		6	11		4	21
海岸動物		3	2			5
高等植物	8	605	101	150		864
コケ類		56	6	1	2	65
藻類	1	26	3	22		52
地衣類		42	11	28		81
高等菌類	1	37	13	18		69
合計	28	1,027	320	327	71	1,773

第2節 社会的状況

1. 人口及び集落等

四国中央市の人口は、図 2-5 に見られるように平成 17 年以降減少傾向にあり、平成 27 年の人口は 5 年前の平成 22 年と比較して 2.7%減少し、89,901 人となっています。また、世帯数は、平成 22 年から 27 年の 5 年間で 37,474 世帯から 38,728 世帯へと 3.3%増加しています。

年齢別に見ると、15 歳未満の年少人口の割合は、平成 17 年が 13.8%、平成 22 年が 13.0%、平成 27 年が 12.3%と減少傾向にあり、15 歳以上 64 歳以下の生産年齢人口の割合も、平成 17 年が 62.8%、平成 22 年が 61.5%、平成 27 年が 57.9%とやはり減少傾向にあります。

一方、65 歳以上の老年人口の割合は、平成 17 年が 23.4%、平成 22 年が 25.5%、平成 27 年が 29.8%と増加傾向にあり、四国中央市においても少子高齢化の傾向が続いています。

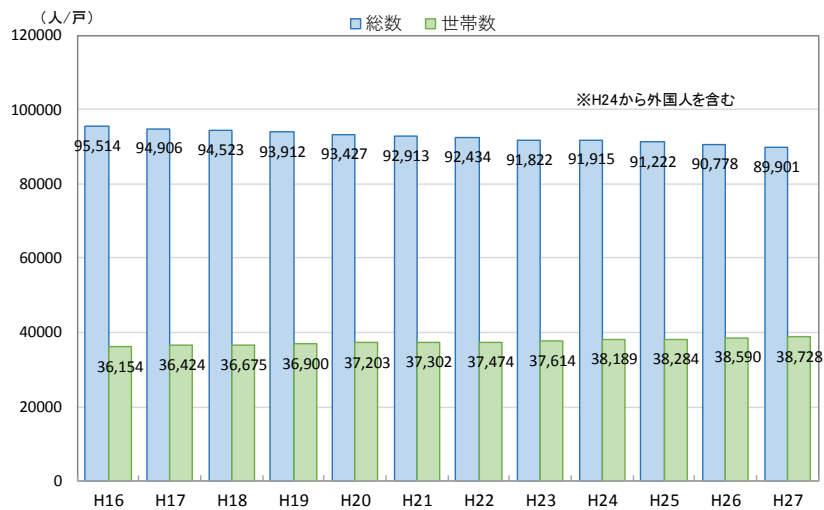


図 2-5 人口及び世帯数の推移

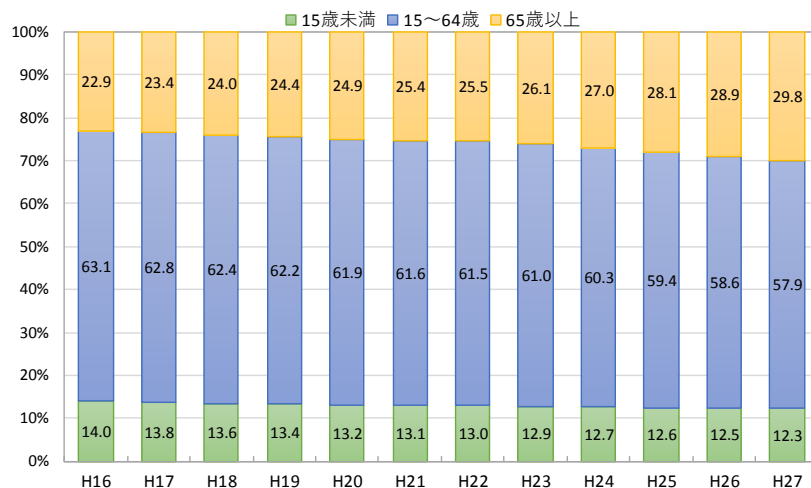


図 2-6 年齢別人口割合

2. 産 業

(1) 産業分類別就業者数

経済センサス（平成 26 年）による就業者数（15 歳以上）は、四国中央市全体で 45,281 人です。

四国中央市は瀬戸内海に面した愛媛県の東端に位置し、全国的にも有数の生産高を誇る紙のまちとして発展を遂げています。そのため産業大分類別に見ると、製造業が 14,063 人（全体の 31.1%）で最も多く、次いで卸売・小売業の 7,028 人（15.5%）、医療福祉の 5,652 人（12.5%）の順になっています。

表 2-3 産業別就業者数（15 歳以上）・事業所数

	産業大分類	H21		H24		H26	
		従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数
第一次産業	A 農業、林業	220	22	162	22	205	24
	B 漁業	13	3	4	1	3	1
第二次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業	4	1	-	-	-	-
	D 建設業	2,840	451	2,569	402	2,911	391
	E 製造業	15,335	662	14,550	645	14,063	624
第三次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	75	4	86	5	168	12
	G 情報通信業	136	22	125	16	131	15
	H 運輸業、郵便業	4,033	146	3,567	128	3,723	128
	I 卸売業、小売業	7,955	1,336	7,554	1,209	7,028	1,139
	J 金融業、保険業	855	76	909	84	829	79
	K 不動産業、物品賃貸業	701	314	650	282	677	299
	L 学術研究、専門・技術サービス業	543	138	424	127	618	130
	M 宿泊業、飲食サービス業	2,519	432	3,107	422	3,022	420
	N 生活関連サービス業、娯楽業	1,439	429	1,397	402	1,275	401
	O 教育、学習支援業	450	119	441	115	1,343	170
	P 医療、福祉	3,648	203	3,907	215	5,652	305
	Q 複合サービス事業	453	42	243	31	460	40
	R サービス業（他に分類されないもの）	2,140	313	2,025	307	2,334	313
S 公務（他に分類されるものを除く）	1,362	44	-	-	839	40	
合計		44,721	4,757	41,720	4,413	45,281	4,531

出典：平成 21 年経済センサス-基礎調査
平成 24 年経済センサス-活動調査
平成 26 年経済センサス-基礎調査

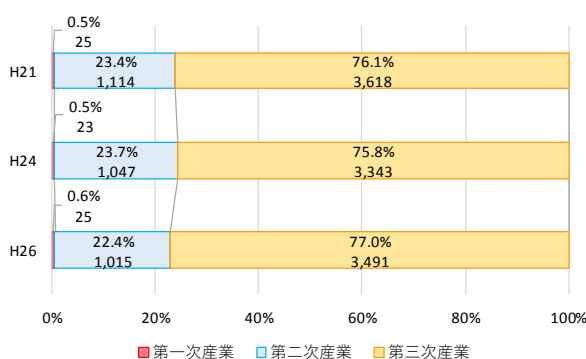
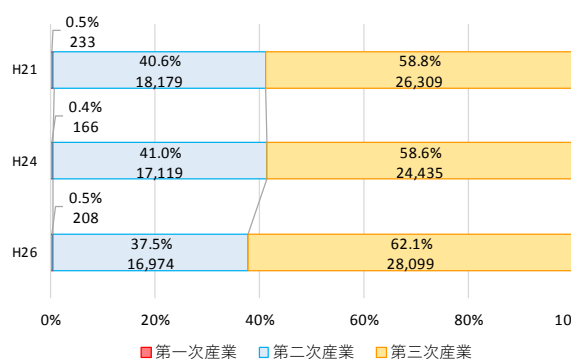


図 2-7 産業別就業者数（15 歳以上）の推移

図 2-8 事業所数の推移

(2) 農林水産業

① 農家数及び経営耕地面積

最新の調査結果である平成22年2月1日における四国中央市の農家数は1,501戸となっており、その66.2%が兼業農家です。

経営耕地面積は、田が935ha、畑が78ha、樹園地が212haとなっています。

② 森林及び林業

2010年世界農林業センサスによれば、四国中央市の森林面積は32,677ha(326.77km²)で、市の総面積(420.48km²)の77.8%となっています。また、2005年農林業センサスと比較すると、森林面積はほとんど変わっていません。

近年は全国的に、木材価格の低下や林業従事者の高齢化・後継者の不足などによって、適正な管理ができない森林が増加していますが、森林は木材や特産物の生産のほか、国土の保全、水源かん養、景観形成、保健休養、さらには地球温暖化防止など多様な公益的機能を持っているため、計画的な造林や保育に努め、森林資源を保護・保全するとともに、市民の自然とのふれあいの場として活用を図ることが求められています。

表 2-4 林野面積

単位：ha

年度	総土地面積	林野面積			林野率 (%)
		計	現況森林 面積	森林以外 の草生地 (野草地)	
平成17年	42,005	32,658	32,638	20	77.7
平成22年	42,048	32,697	32,677	20	77.8

出典：2005年農林業センサス
2010年世界農林業センサス

③ 漁業

水産資源は自然環境に左右されるため、近年減少傾向が大きく、漁獲量の減少、魚価の不安定、漁船機具の経費増、消費者の魚離れ、漁業従事者の高齢化及び後継者不足等の問題を抱えています。漁業経営体数及び漁業就業者数の推移は、平成15年から平成25年の10年間で経営体総数は185から126へと31.9%減少しています。また、漁業就業者数も271人から159人へと41.3%減少しています。

表 2-5 漁業経営体数、漁業就業人口

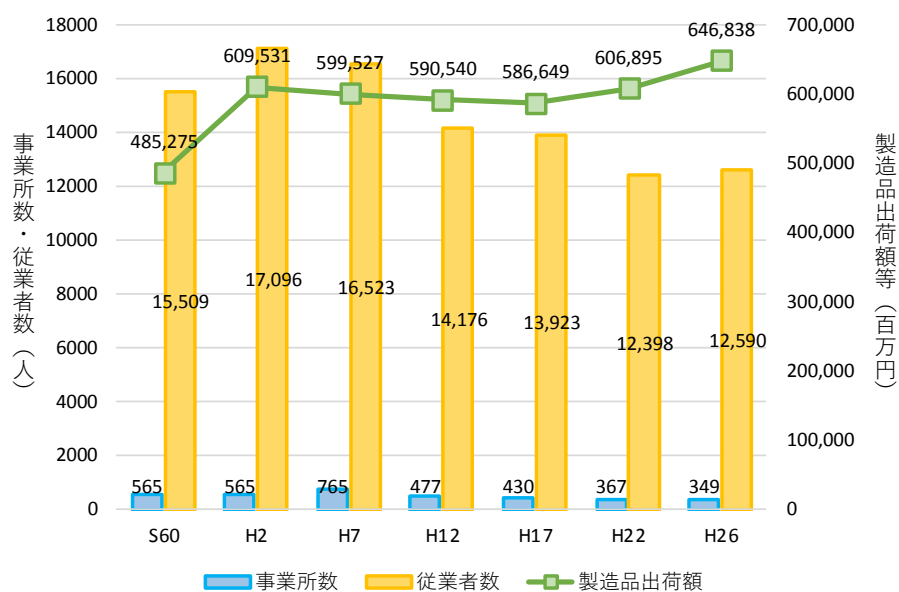
年次	漁業経営体総数				漁業個人経営体				漁業就業者数 (人)
	総数	個人経営	会社	共同経営	総数	専業	第1種兼業	第2種兼業	
平成15年	185	180	5	0	180	70	89	21	271
平成20年	162	156	5	1	156	59	62	35	154
平成25年	126	121	4	1	121	73	34	14	159

出典：2003 漁業センサス
2008 漁業センサス
2013 漁業センサス

(3) 工業

平成26年の工業統計調査によれば、事業所数（従業者4人以上）が349、従業者数が12,590人、製造品出荷額等が646,838百万円となっています。

産業中分類別統計では、従業者数が多いのは「パルプ・紙・紙加工品製造業（186事業所で8,677人）」「プラスチック製品製造業（25事業所で1,041人）」等であり、製造品出荷額が多いのは、「パルプ・紙・紙加工品製造業（337,272百万円）」となっています。



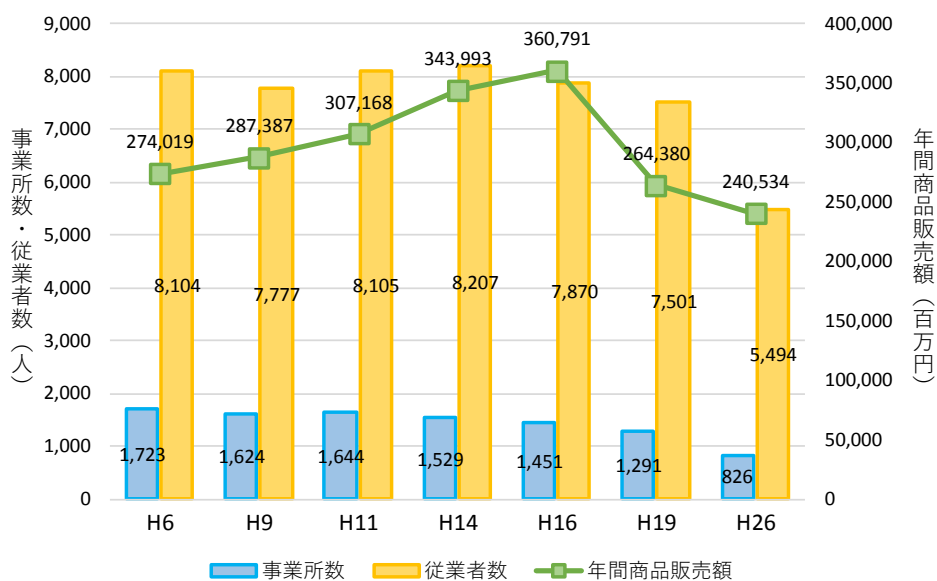
出典：平成16年度～平成26年度 工業統計調査

図 2-9 工業の推移（従業者4人以上の事業所数）

(4) 商業

近年は全国的に、消費者ニーズの多様化・高度化に加え、モータリゼーション¹の進展により、商業活動の中心は駐車場の広い大型店やコンビニエンスストアなどとなっていて、四国中央市でも国道11号沿道への立地が目立っています。

現地点での最新の、平成26年に実施された商業統計調査によれば、四国中央市の事業所数は826であり、従業者数は5,494人、年間商品販売額は240,534百万円となっています。



出典：平成16年度～平成26年度 商業統計調査

図 2-10 商業の推移

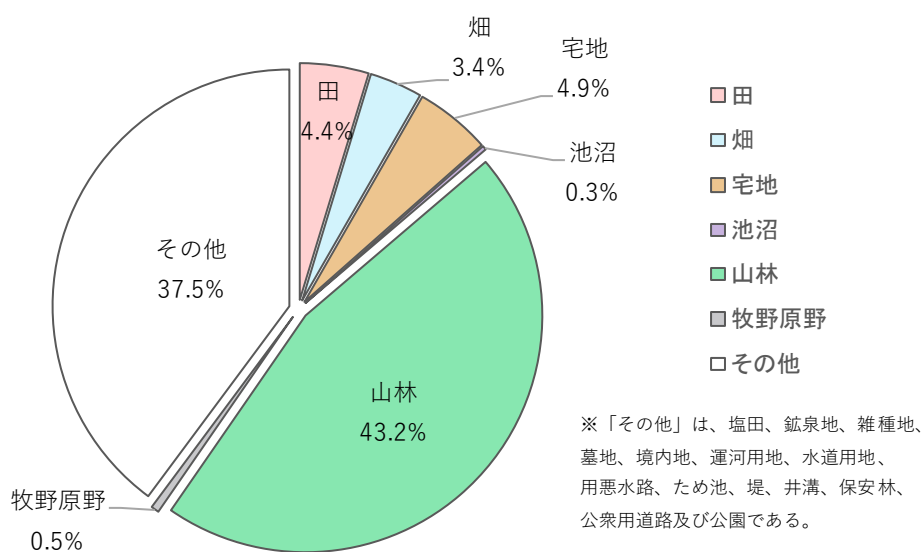
¹ モータリゼーション：自動車が生計必需品として普及する現象。自動車の大衆化。

3. 土地利用

四国中央市の土地利用状況は、総面積約 421.24km²のうち、山林が 181.96km² (43.2%) を占め、宅地が 20.51 km² (4.9%)、田が 18.62km² (4.4%)、畑が 14.30 km² (3.4%)、その他が 158.01 km² (37.5%) となっていますが、近年、高速道路網、国道バイパス、港湾の整備などを背景に農地等から商工業・宅地等への転換が進んでいます。

また、広域幹線道路の整備とともに市街化も進んでおり、限られた土地に住宅や産業施設が混在するなども見られます。

山間部においては、整備された農林用地を高度利用しつつ優れた自然環境や景観の保護と連携した森林資源や水資源の保全も重要な課題となっています。



出典：愛媛県統計情報データベース「地目別土地面積 H26」

図 2-11 土地利用状況

4. 水域利用

四国中央市の水資源としては、前述のように、銅山川に富郷ダム、柳瀬ダム及び新宮ダムが設置され、洪水調節、水道水・工業用水・農業用水の供給、発電など重要な役割を担っています。また、これらのダムに沿った一帯は、金砂湖県立自然公園に指定され、自然とのふれあいの場として利用されています。

また、余木崎海水浴場など川之江地区や土居地区の自然海岸は、海水浴や潮干狩りなど海洋性レクリエーションの場として、三島川之江港は夏期に行われる花火大会の会場として、多くの市民に親しまれています。

5. 交通

交通網について見ると、JR予讃線が海岸線近くを走り、川之江、伊予三島、伊予寒川、赤星、伊予土居及び関川の6駅が設置されています。道路では、四国縦貫・横断自動車道（松山自動車道、高松自動車道、徳島自動車道、高知自動車道）、国道11号、国道192号等を骨格とし、主要地方道、県道、幹線市道が補完して成り立っています。しかし、国道11号、192号をはじめとした市街地の幹線道路は慢性的な渋滞状況にあり、通過交通と地域交通の流れを整理、分流する円滑な道路体系の確立が急務となっています。



図 2-12 四国中央市の交通網

表 2-6 主要駅旅客発着人員

単位：人

主要駅	普通旅客				定期旅客	
	下		上		発	
	発	着	発	着	下	上
川之江	29,598	59,634	58,324	30,393	77,786	32,403
伊予三島	43,434	81,126	77,531	41,016	161,801	42,848

出典：愛媛県統計年鑑

6. 公共・公益施設

(1) 上水道及び下水道

四国中央市の上水道等の状況は表 2-7 及び表 2-8 のとおりであり、水道普及率は平成 27 年度末現在で 87.42%です。

下水道等については、川之江処理区(処理区面積 697.9ha)と三島処理区(同 1072.3ha)の平成 27 年度末の下水道普及率は 61.85%です。

表 2-7 水道の状況

	地域	行政区域内人口	給水人口	普及率	年間総配水量	年間総有収水量	有収率
平成27年度	四国中央市	89,901人	78,594人	87.42%	11,078,530m ³	9,266,836m ³	83.65%

出典：四国中央市 HP「平成 27 年度決算状況（上水道事業）」

表 2-8 下水道の状況

	市町名	行政人口	処理区域内人口	下水道処理人口普及率	着手年度	供用年度	処理区名	処理区面積(現事業計画)	処理場名
平成27年度	四国中央市	89,901人	55,606人	61.85%	S48	S54	川之江処理区	697.9ha	川之江浄化センター
					S48	S55	三島処理区	1072.3ha	三島浄化センター

出典：愛媛県 HP

(2) ごみ処理施設

四国中央市の一般廃棄物処理施設は表 2-9 及び表 2-10 のとおりで、ごみ焼却施設として 1 施設が、リサイクルプラザ（廃棄物再生利用施設）として 1 施設が、し尿処理施設として 2 施設が稼動しています。このうち、ごみ焼却施設（クリーンセンター）の排出ガス中のダイオキシン類濃度は、平成 26 年度が 0.025ng-TEQ/Nm³（1 号炉・2 号炉・3 号炉の平均値）で、ダイオキシン類対策特別措置法における排出基準の許容限度（1 ng-TEQ/Nm³）を下回っています。

表 2-9 四国中央市の一般廃棄物処理施設

施設名称	四国中央市クリーンセンター	
所在地	愛媛県四国中央市中之庄町浜之前 1670 番地 3	
施設紹介	ごみ焼却場（平成 12 年 3 月竣工）とリサイクル施設（平成 9 年 3 月竣工）が一体となった処理施設	
	ごみ焼却施設	リサイクルプラザ
形式	連続燃焼式	選別資源化
能力	150t/日(50t/24h×3 炉)	32t/日（粗大：8.8t/日、不燃：11.7t/日、資源：11.5t/日）

出典：四国中央市「一般廃棄物処理基本計画」H26

表 2-10 四国中央市のし尿処理施設

施設名称	アイ・クリーン	エコトピアひうち
所在地	愛媛県四国中央市川之江町 4086 番地 1	愛媛県四国中央市土居町津根 4249-2
形式	高負荷・膜分離	高負荷・膜分離
能力	35kl/日	33kl/日

出典：愛媛県「第三次えひめ循環型社会推進計画（案）」（平成 23 年度～27 年度）

7. 文化財

四国中央市周辺地域は、古くから「宇摩」と呼ばれ、古い歴史をもっており、多くの史跡や文化財があります。国指定及び県指定の文化財等は23、市指定の有形文化財が69、無形文化財が2、民俗文化財9、記念物（史跡）が31、記念物（名勝）が3、記念物（天然記念物）が25あります。

表 2-11 四国中央市の主な文化財等

真鍋家住宅（所在地：金生町山田井 2030-2）	指定日：1970（昭和45）年6月17日
<p>香川県境に近い標高約250mの切山地区にあります。敷地は南に小高い山地を背負い東西に細長く、主屋は敷地の南よりに北面して建っています。建築は江戸時代中期（17世紀中ごろ）のものと考えられ、民家としては、愛媛県はもちろん、全国的に見ても非常に古い遺構です。しかも、妻側と裏側は総て土蔵塗り籠めとした閉鎖性の強い形式で、この型は四国では東予を中心とする地方の民家の祖型として重要です。</p>	
宇摩向山古墳（所在地：金生町下分乙 18-2）	指定日：2011（平成23）年9月21日
	<p>古墳時代終末期の横穴式石室墳で四国でも最大級の巨石墳です。単一墳丘上に緑色片岩を用いた2基の石室が南面に平行して開口しており、いわゆる一墳丘二石室墳と考えられます。1号石室はほぼ完存しており、奥壁と両側壁が共に一枚石で形成されています。</p> <p>墳丘は東西70m、南北46mを測り、四国最大にして全国屈指の長方形墳であることが近年の調査により明らかになっています。</p>
下柏の大柏（所在地：下柏町 1440）	指定日：1924（大正13）年12月9日
<p>この木は根回り14.3m、目通り8.34m、樹高約14mで樹齢1,000年を越すと言われ、古くから下柏の大柏、通称柏の木（はくのき）として知られる巨木です。元来イブキは成長が遅く、このような巨樹になるためには極めて長い年月を有します。この木の所在地の地名（柏村）は、この巨樹に由来します。</p> <p>主幹は約30度西に傾斜しつつ右回りにねじれながら直立しています。主幹下部に空洞があり、内部に天明3年（1783）寄進の地蔵菩薩像が安置されています。</p>	

参考：四国中央市 HP

8. 観光・レクリエーション

四国中央市は「うみ・やま」と、大変自然に恵まれており、広範囲に観光スポットが点在しています。

四国中央市の主な観光・レクリエーション施設等は表 2-12 のとおりです。

表 2-12 (1) 四国中央市の主な観光・レクリエーション施設等

名 称	概 要
川之江城	南北朝動乱の頃（約 650 年前）、南朝方の河野氏の砦として、土肥義昌が延元 2 年（1337 年）、鷲尾山に川之江城を築きましたが、その後興国 3 年（1342 年）、北朝方の細川頼春に攻められ落城しています。年月を経て城跡は、本丸付近の石垣にわずかに名残を留めるに過ぎませんでしたが、川之江市制施行 30 周年記念事業として、市民の浄財を基に城の再建が計画され、昭和 59 年度より城山公園整備事業として着手し、園路広場の面整備の完成をもって昭和 63 年 3 月に完了しました。
真鍋家住宅	平家伝説が残る切山にあります。建築年代は 17 世紀末頃と推定され、民家としては全国的にも古く、国の重要文化財に指定されています。
三角寺	四国 88 ヶ所霊場第 65 番札所で愛媛県最後の札所。本尊の十一面観世音像は愛媛県の指定文化財であり、子安観音、厄除観音としても信仰されています。
紙のまち資料館	市内で生産される各種紙製品の展示・即売室、紙の生産工程がわかる展示室、紙をテーマにした企画展示室等があり、紙漉き体験や、水引細工、絵手紙等のペーパークラフトを楽しむことができます。
かわのえ高原ふるさと館	歴史・文化に関する資料の展示や生涯学習の成果発表を行っている郷土資料館で、見晴らしのよい高台にある、採光豊かな開放感あふれる施設です。
暁雨館	土居地区にあった庄屋の館にちなんで命名した歴史・文化施設で、安藤正楽や近藤篤山など先人の業績を紹介しています。赤石山系の岩石・鉱物も展示しており、庭園も楽しめます。
森と湖畔の公園	オートキャンプ場や中央広場を囲むように、ふれあい橋や原っぱ広場、四季の森、自然観察の森などがあり、それらを結ぶ散策道が湖畔の周辺や木立の中へ続いています。一年を通じて釣りを楽しむこともでき、楽しみ方も広がるキャンプ場です。
富郷キャンプ場	銅山川の清流と山々の深緑が織りなす素晴らしい景色の中、川遊びやアユ釣り、木立の中での森林浴などたっぷりと自然体験ができるキャンプ場です。第 1 キャンプ場と第 2 キャンプ場があります。
余木崎海水浴場	香川県境にあり、波静かな瀬戸内海に面した海水浴場です。シャワー室、休憩所、トイレ、駐車場が整備されています。
寒川豊岡海浜公園 ふれあいビーチ	愛媛県下有数の人工海浜による海水浴場で、白い砂浜が広がる美しいビーチです。トイレ・シャワー室・休憩所完備です。
道の駅 霧の森	新宮町にあり、「霧の森レストラン」や茶室、特産の新宮茶を販売する「ふれあい館」、円形イベント広場などがあります。また、「霧の森コテージ」は、大自然の息吹を満喫できるカジュアルな雰囲気のコテージで、新たにオープンした研修温浴施設「霧の森交湯～館」では、温泉も楽しめます。

出典：四国中央市観光協会HP

表 2-12 (2) 四国中央市の主な観光・レクリエーション施設等

名 称	概 要
霧の高原	標高 1,000m の高台に広がるなだらかな高原は、登山・ハイキング・キャンプ等の他、四国屈指のパラグライダースポットとして、アウトドアレジャーを楽しむことができます。設備の整ったオートキャンプやコテージ、気軽に利用できるテントデッキのほか、グループで楽しめるバーベキュー施設が整備されています。
翠波高原	翠波高原は、標高 892m の翠波峰を中心とした約 100ha の高原です。美しい翠（みどり）が波のようになびき、遠く石鎚の尾根へと連なる古代準平原の名残をとどめた高原は、春には菜の花や桜、夏から秋は高原を覆いつくすコスモス、秋には萩の花など美しい花々が咲き誇っています。
富郷溪谷	銅山川の上流約 6km に亘り変化に富んだ溪谷美が続き、秋には紅葉狩りが楽しめます。「戻ヶ嶽」と呼ばれる高さ 60m を超える岩壁がそそり立つ一帯には、岩の割れ目に樹木が生育し、山水画のような景勝地です。
金砂湖	昭和 29 年に柳瀬ダムの建設によってできた金砂湖は、四国山地と法皇山脈の間に横たわる延長 7 km の広大な人工湖です。標高 290m にある湖面は、周囲の山々の緑を映し出し、真紅の平野橋と見事なコントラストを描き出しています。
金砂湖畔公園	金砂湖に隣接した金砂湖畔公園は、水源地としてふさわしい環境を保全しながら自然とふれあえる場所となっており、あずまや、船型遊具・水車小屋・資料館等の施設があります。水と緑に親しみ、豊かな自然とのふれあいが楽しい公園です。水のさと資料館には、柳瀬ダム建設の歴史やダムの働き等を紹介する資料、水没地の懐かしい写真等が展示されています。
てらの湖畔広場	富郷ダム湖である法皇湖に面して、銅山川や富郷に関する展示施設「てらの水のやかた」、保存民家細川家、イベント広場などを整備。てらの水のやかた 2 階では展望レストランが営業。予約で貸しボートも楽しめます。
あじさいの里	約 3 km にわたり 2 万株のあじさいが、紫・青・ピンク・白など色とりどりに咲き誇る花の名所です。6 月には「あじさいまつり」が開催されます。
塩塚高原	なだらかな草原は、春には一面若草色に染まり、秋には一面銀色に輝くすすきの高原に塗り替えられます。風にたなびくすすきは、訪れる人々を幻想の世界に引き込みます。
機滝	赤星山の中腹に位置する機滝は、その名の通りまさに機織りの糸を思わせる繊細な姿の滝です。眺める人に清涼感を与えてくれる優雅な癒しの情景は、皇子溪谷随一といわれています。
敬天の滝	二ツ獄登山コースの途中にある敬天の滝は、天に向かってそびえる岩肌が紅葉の季節には黄金色に染まり、その岩間をひと筋の糸のように落ちていく滝の姿は、訪れる人の心を魅了します。
柁木の滝	東赤石山中腹にある滝で、落差 20m ある斜瀑の滝の滝壺は、あざやかな緑色をしています。
やまじ風公園	日本三大局地風の一つ「やまじ風」が四国山地から吹き下ろす地域にあり、公園内には風を象徴するモニュメント「風のホルン」が置かれています。子供が楽しめる遊具が揃っており、広場の周りを利用したジョギングコース（1 周 750m）なども設けられていて、家族みんなで楽しむことができます。

第 3 章 四国中央市の環境の現状

第1節 生活環境

1. 大気環境

愛媛県では、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント及び微小粒子状物質については、県内の8市2町（四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、松山市、松前町、久万高原町、大洲市、八幡浜市、宇和島市）に計33箇所の大気汚染常時監視測定局を設置し、毎時、環境濃度等の測定を実施しています。

四国中央市内の測定局は、図 3-1 に示す「吉祥院」「川之江」「寒川」「伊予三島」及び「土居」の5局があります。

これらの局の測定値を、平成 22 年度から平成 26 年度の5年間について、図 3-2～図 3-6 に示します。

これによると、光化学オキシダントを除いて、大気質は概ね環境基準値を満足するレベルです。光化学オキシダントについては各年度ともに環境基準値を超過していますが、全国的に見ても、環境基準値を満足する測定局はほとんどないのが現状であり、川之江及び伊予三島測定局の値も注意報の発令基準を下回っていて、現時点で直ちに健康上問題となる濃度ではないと考えられます。

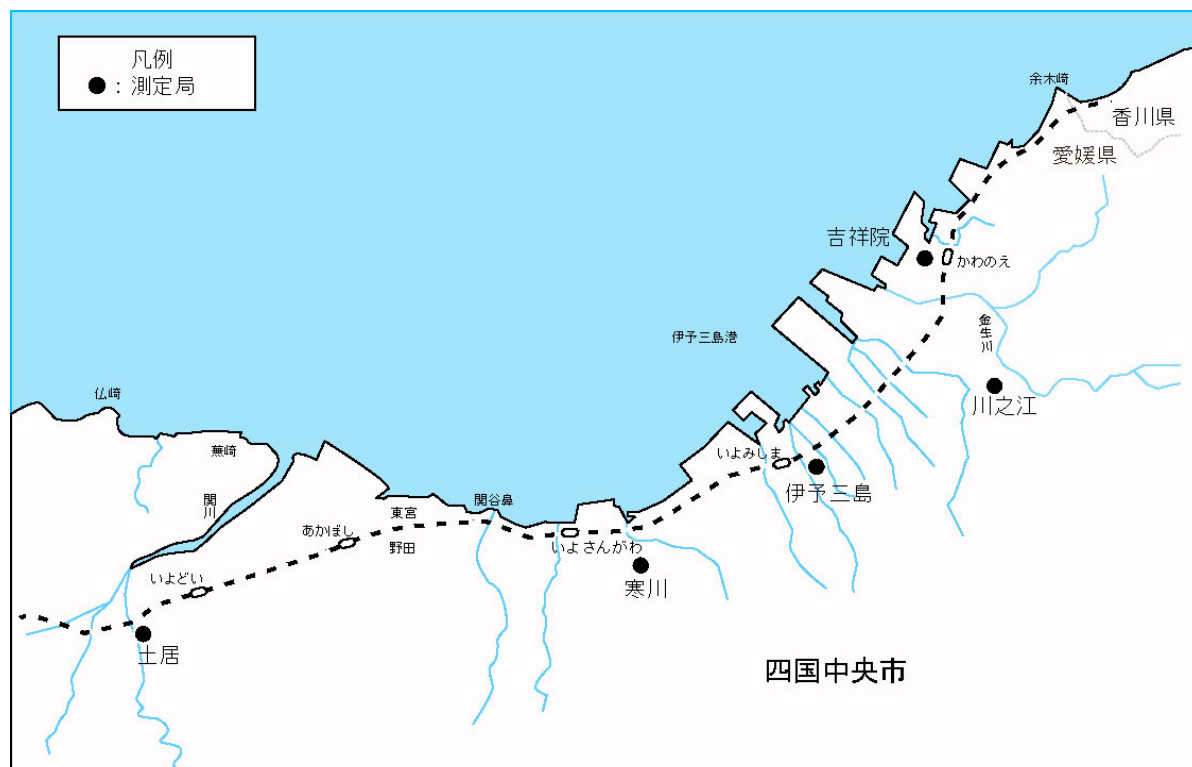


図 3-1 測定局位置図

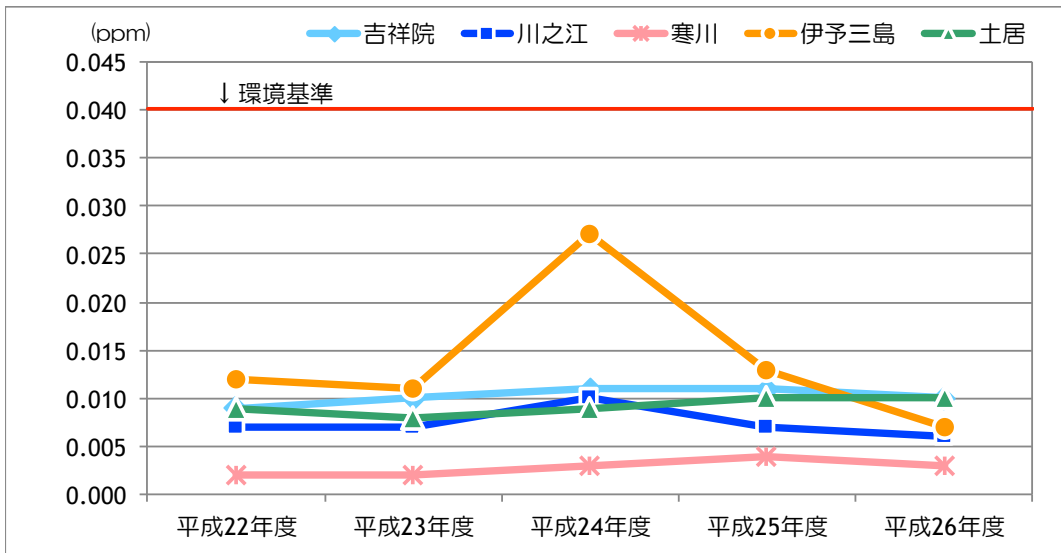


図 3-2 二酸化硫黄測定結果

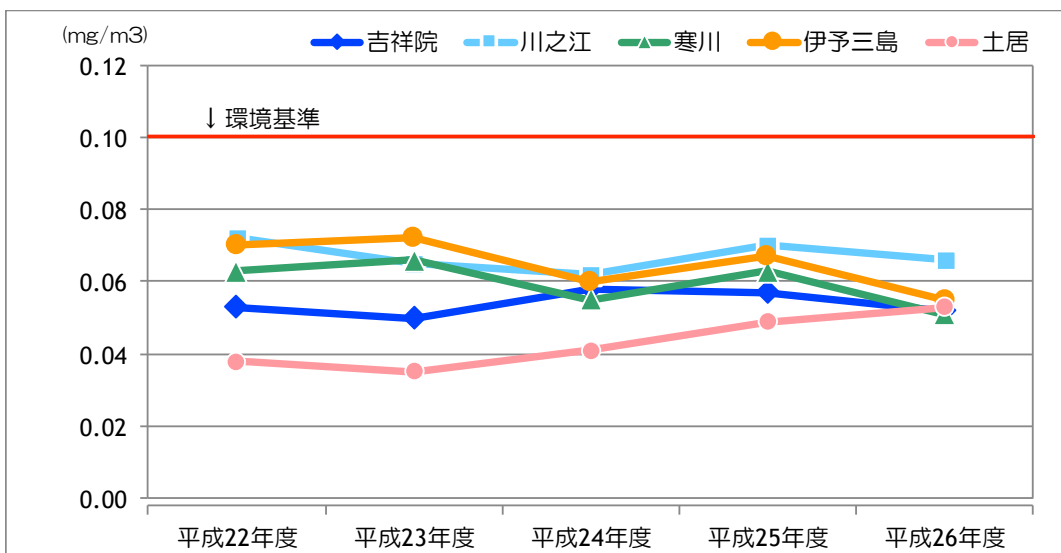


図 3-3 浮遊粒子物質測定結果

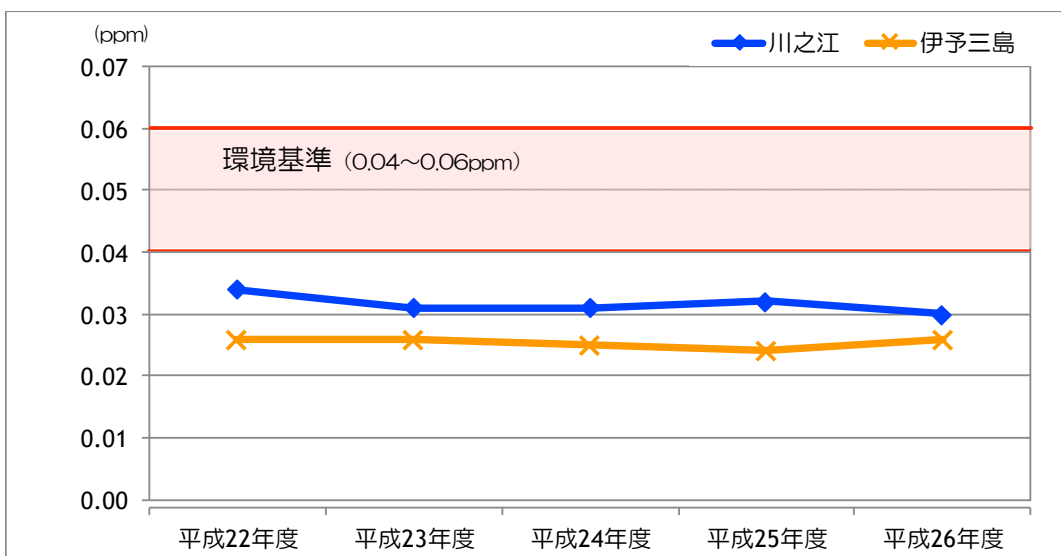


図 3-4 二酸化窒素測定結果

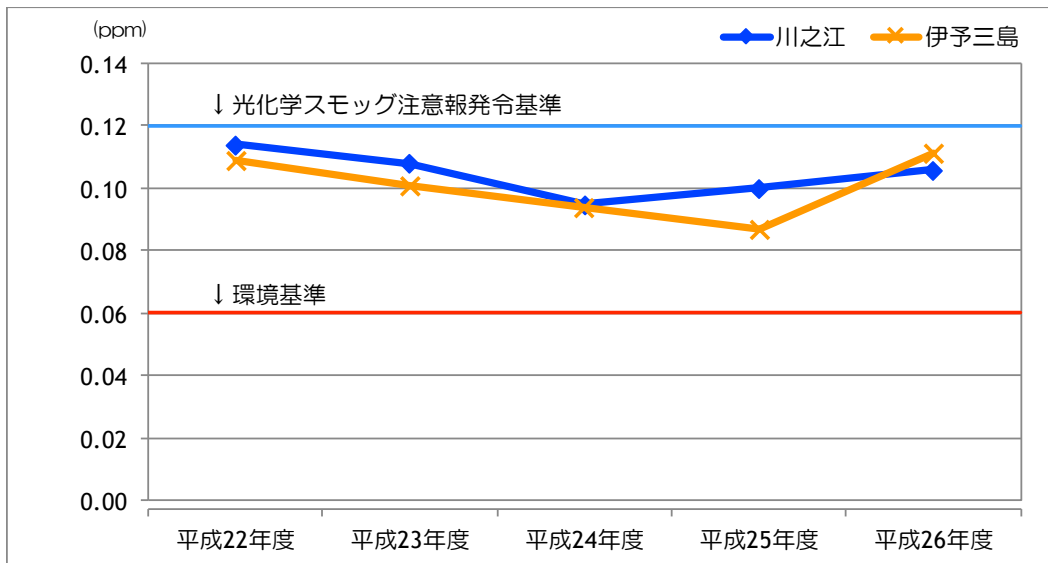


図 3-5 光化学オキシダント測定結果

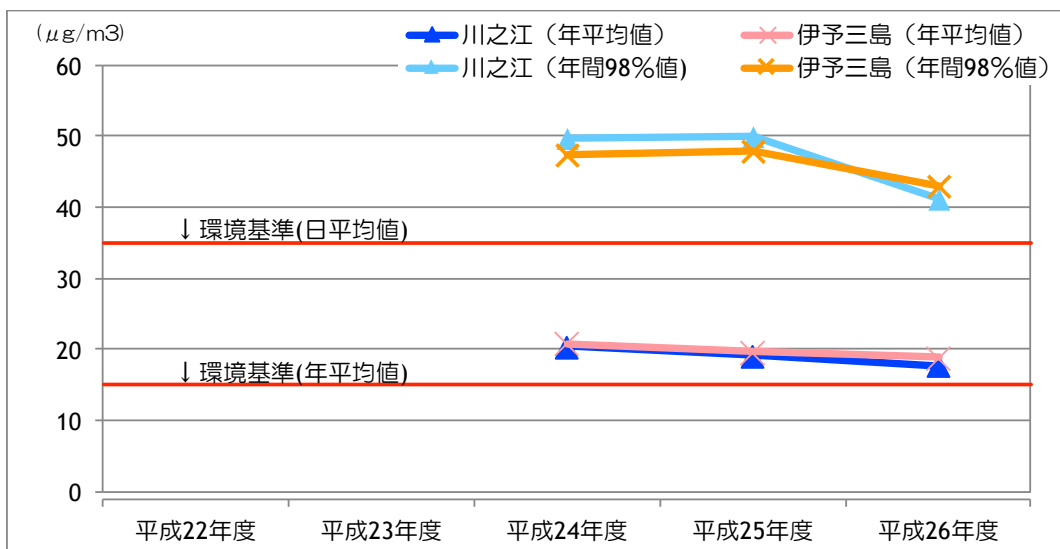


図 3-6 微小粒子状物質測定結果

² 年間 98%値：1 年間のうちで大気質の濃度が高かった日の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標のひとつで、1 年間に測定された欠測日を除くすべての日平均値を、1 年間で最低値を第 1 番目として値の低い方から高い方に順に並べた時、低い方（最低値）から数えて 98%目に該当する日平均値のことをいいます。

2. 騒音・振動

(1) 騒音

四国中央市では、毎年、一般地域や道路に面する地域の騒音を測定しています。平成22年度から平成26年度の5年間について、下図に示します。

一般地域の3地点については、金生町、村松町、寒川町のいずれも昼間は環境基準に適合していますが、平成23年度と平成26年度は寒川町で夜間が基準値を超過しています。金生町の夜間では平成24年度と平成25年度で環境基準値を超過しています。しかし超過の程度は2dBであり、測定値も47dB（静かな事務所程度の騒音レベル）程度で、比較的静穏な環境が維持されていると考えられます。

道路については、5年サイクルで監視地点が変わりますが、いずれも環境基準を満たしています。

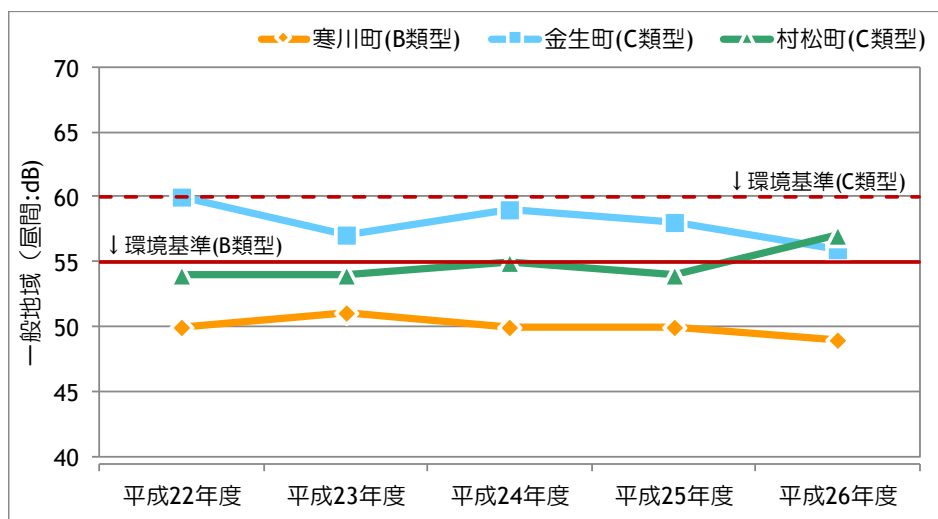


図 3-7 一般地域(昼間)測定結果

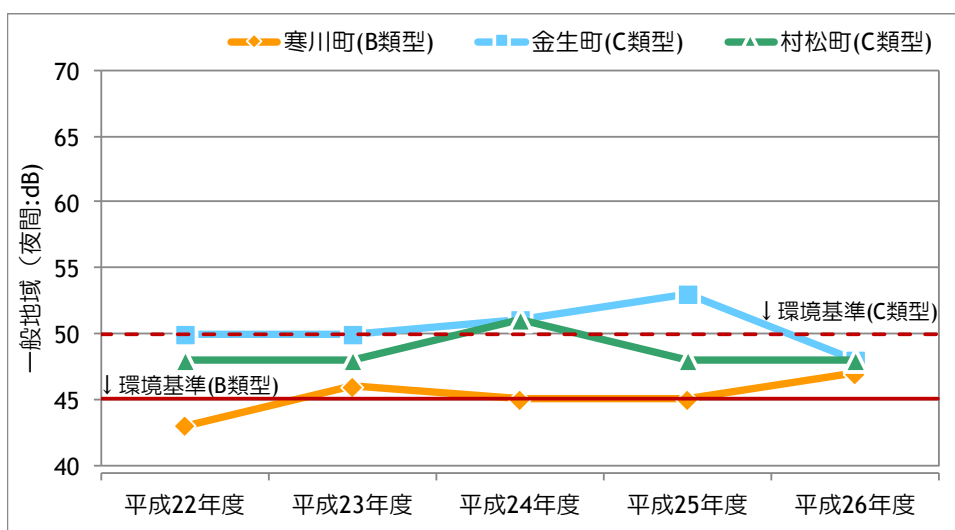


図 3-8 一般地域(夜間)測定結果

表 3-1 道路騒音測定結果（平成 26 年度）

道路名	調査地点	環境基準 類型		平成26年度	環境基準 達成率
川之江大豊線	金生町下分	C	昼間	65	100%
			夜間	57	100%
	土居町藤原	A	昼間	70	100%
			夜間	63	100%

(2) 振 動

振動とは、事業活動等によって発生する地盤振動が家屋に伝搬することにより、直接的または建具等のガタツキから間接的に振動を感じるものです。

道路交通振動測定結果を下図に示します。

いずれの地点も規制基準を下回っており、振動による不快な環境はないものと考えられます。

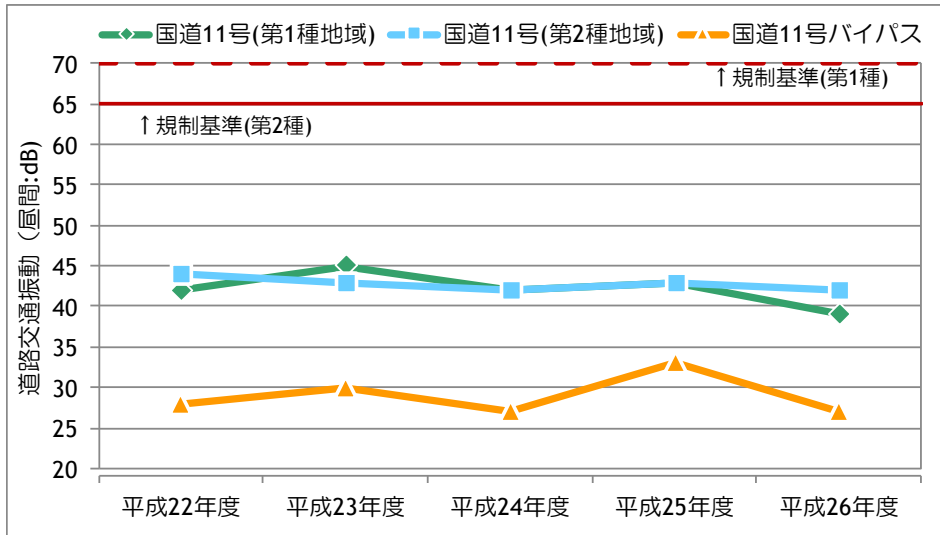


図 3-9 道路交通振動(昼間)測定結果

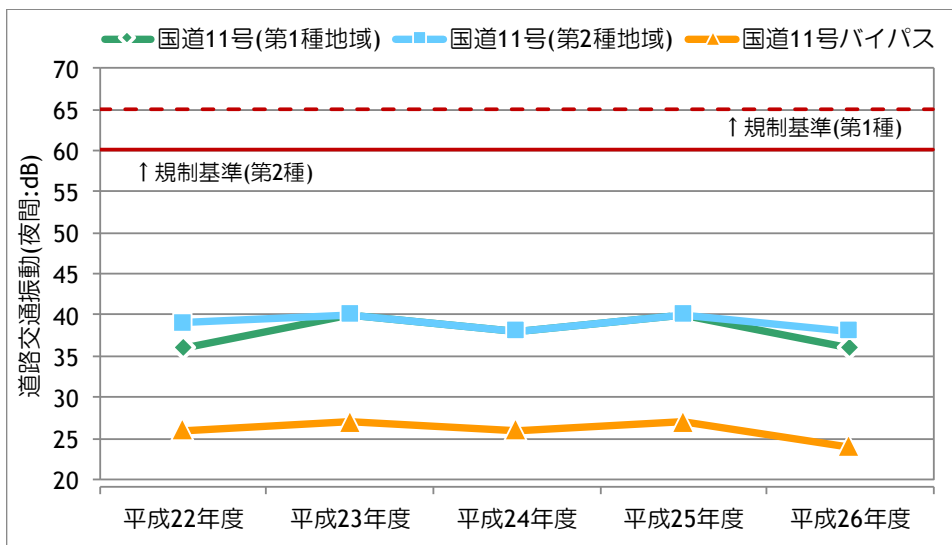


図 3-10 道路交通振動(夜間)測定結果

3. 水環境

四国中央市内では、愛媛県による公共用水域水質測定が、銅山川水系、銅山川水系のダム湖及び沿岸海域で実施されています。また、四国中央市が中小河川や沿岸海域で水質を測定しています。

(1) 公共用水域水質測定結果

1) 銅山川水系の河川及び湖沼（ダム湖）

銅山川水系では、河川の測定地点として「富郷橋」「上小川」「寺尾」「大古味橋」の4地点、湖沼の測定地点として「下長瀬」「翠波橋」「柳瀬ダム堰堤」「新宮ダム堰堤」の4地点で公共用水域水質測定が行われています。

河川と湖沼の代表的な汚濁指標とされているBOD（生物化学的酸素要求量：河川に適用）とCOD（化学的酸素要求量：湖沼に適用）について、測定結果を図 3-12 及び図 3-13 に示します。

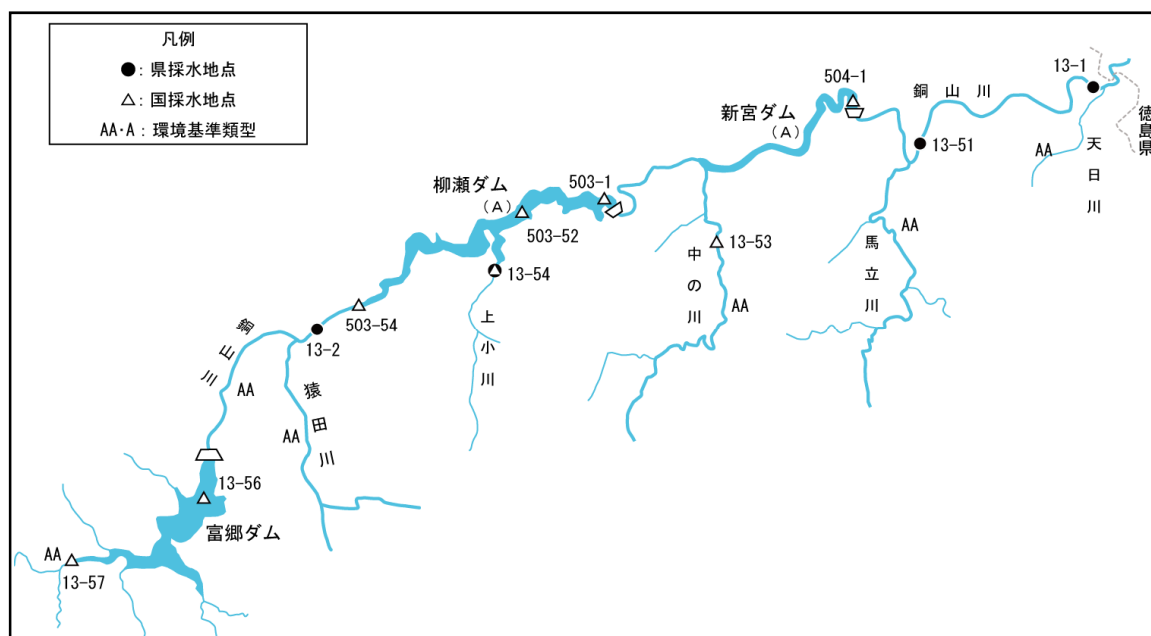


図 3-11 採水地点図

【河川】

水域名(河川名等)	地点名	地点統一番号	類型
銅山川水域	大古味橋	13-1	AA
銅山川水域	富郷橋	13-2	AA
銅山川水域	寺尾	13-51	AA
銅山川水域	新宮ダム流入河川	13-53	AA
銅山川水域	上小川	13-54	AA
銅山川水域	豊郷ダム	13-56	AA
銅山川水域	別子橋	13-57	AA

【湖沼】

水域名(河川名等)	地点名	地点統一番号	類型
柳瀬ダム貯水池	ダム堰堤	503-1	A
柳瀬ダム貯水池	翠波橋	503-52	—
柳瀬ダム貯水池	下長瀬	503-54	—
新宮ダム貯水池	ダム堰堤	504-1	A

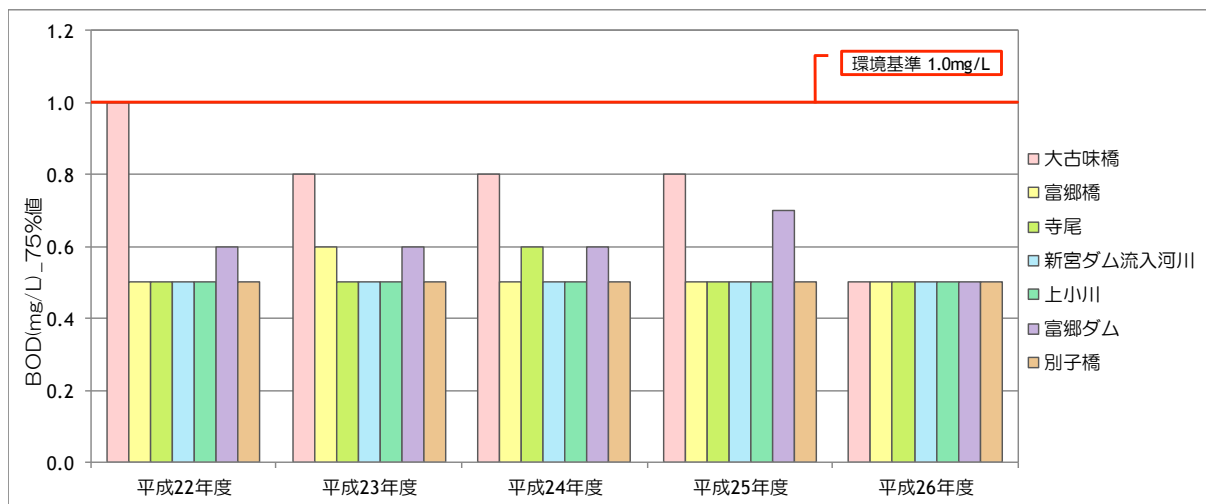


図 3-12 BOD測定結果

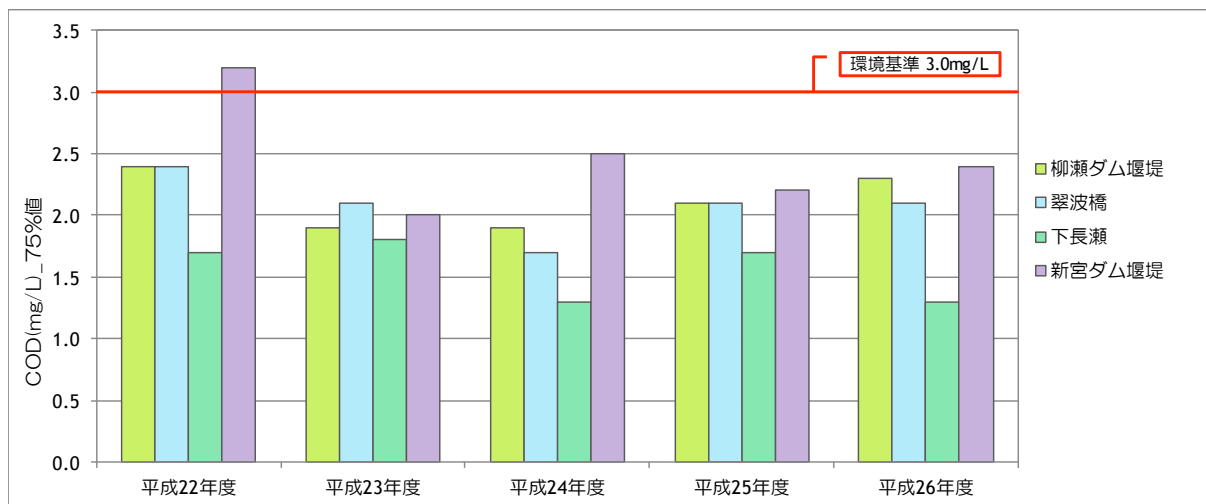


図 3-13 COD測定結果

各地点のBODとCODは、おおむね全地点で基準値を満足しています。平成22年度の新宮ダム堰堤が環境基準を超過していますが、それ以降は環境基準を満足する結果となっており、他の地点とともに、良好な水質が維持されていると考えられます。

なお、グラフに「75%値」と記載してありますが、これは毎月の日平均値（12個のデータ）を、濃度が低い順に並べた9番目の値のことです。BODやCODの環境基準への適合状況は、75%値で評価されます。

2) 海域

海域の公共用水域水質測定は、「伊予三島・川之江海域」と「土居海域」に区分して行われています。

海域の代表的な汚濁指標とされているCOD（化学的酸素要求量）の測定結果を図 3-15 及び図 3-16 に示します。

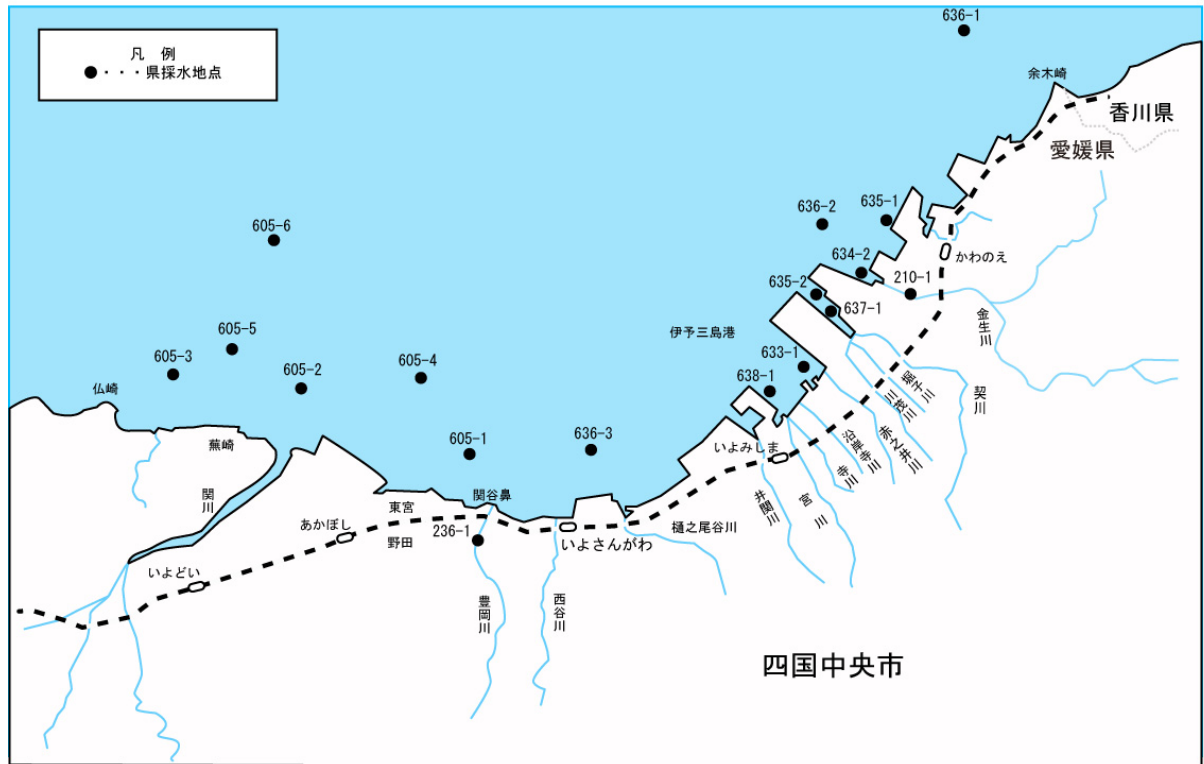


図 3-14 測定局位置図

【伊予三島・川之江海域】

水域名(河川名等)	地点名	地点統一番号	類型
伊予三島港	伊予三島・川之江海域ST-6	633-1	C
三島川之江地先海域(1)	伊予三島・川之江海域ST-9	634-2	C
三島川之江地先海域(3)	伊予三島・川之江海域ST-2	635-1	B
三島川之江地先海域(3)	伊予三島・川之江海域ST-5	635-2	B
燧灘東部	伊予三島・川之江海域ST-1	636-1	A
燧灘東部	伊予三島・川之江海域ST-3	636-2	A
燧灘東部	伊予三島・川之江海域ST-8	636-3	A
三島川之江地先海域(3)	伊予三島・川之江海域ST-4	637-1	C
三島川之江地先海域(3)	伊予三島・川之江海域ST-7	638-1	B

【伊予三島・土居海域】

水域名(河川名等)	地点名	地点統一番号	類型
伊予三島土居海域	土居海域ST-1	605-1	A
伊予三島土居海域	土居海域ST-2	605-2	A
伊予三島土居海域	土居海域ST-3	605-3	A
伊予三島土居海域	土居海域ST-4	605-4	A
伊予三島土居海域	土居海域ST-5	605-5	A
伊予三島土居海域	土居海域ST-6	605-6	—

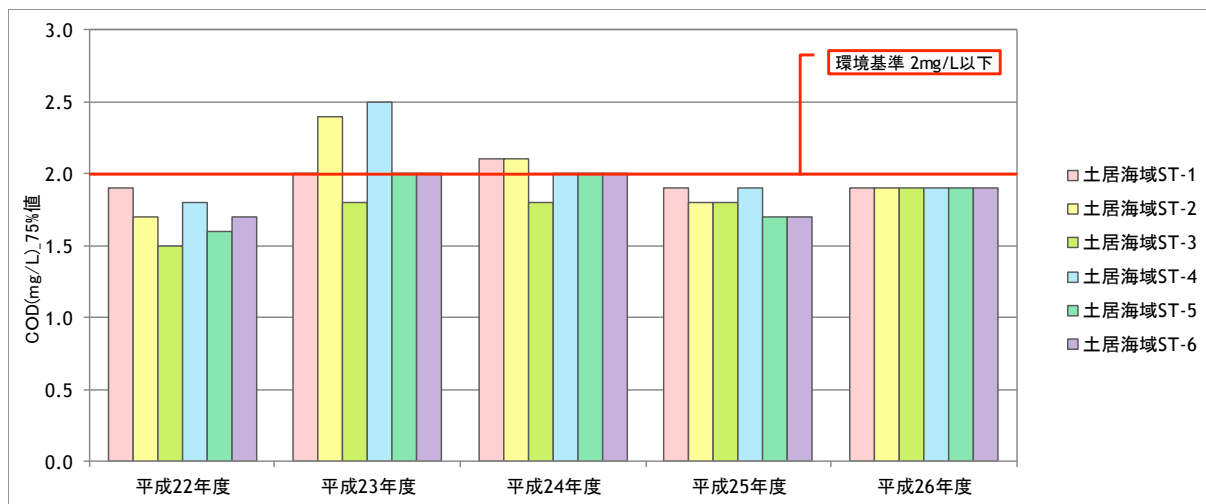


図 3-15 伊予三島・川之江海域のCOD測定結果

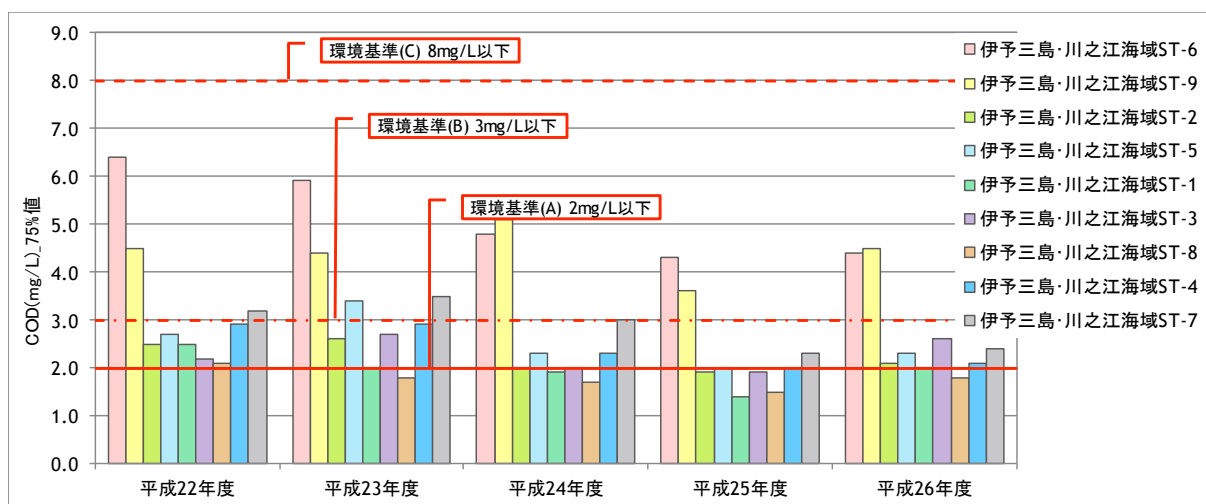


図 3-16 土居海域のCOD測定結果

各地点のCODは、それぞれの地点の類型に応じて概ね環境基準値を満足する水質を示しています。また、伊予三島・川之江海域、土居海域ともに、平成26年度は環境基準を満足する結果となっています。

4. 悪臭

悪臭防止法では、①工場や事業場の敷地境界の空気、②気体排出口及び③排水について悪臭の規制を行っていますが、これらはあくまで工場や事業場を対象とした規制であり、大気汚染のような環境基準値は悪臭では設定されていません。これは、①悪臭については機器分析よりも人の嗅覚の方が鋭いことが多く、仮に空気中の悪臭物質が機器分析で「定量下限値未満」となっても臭う場合が多いこと、②悪臭分析に要する試料（現場の空気）採取時間は最低でも数十秒以上ですが、人が臭いを感じるのは数秒単位であるので、その数秒を捉えて試料を採取することが困難であること、③その日の気象条件や操業の状態によって同じ工場や事業場を測定しても測定値が異なること等によるものと考えられます。

このように、一般環境下で悪臭を調査しても、その調査結果が四国中央市の悪臭を代表するものとはいえ、公表されている一般環境の悪臭調査結果も見当たりませんが、第二次四国中央市環境基本計画策定に当たって実施した市民アンケートによると、「ときどき嫌な臭いがする」と答えた人が回答した市民の40%となっており、その原因として工場・家畜・ごみの野焼き等が挙げられています。

5. 土壌環境

土壌汚染とは、土壌が人間にとって有害な物質によって汚染された状態をいいます。原因としては、工場の操業に伴い、原料として用いる有害な物質を不適切に取り扱ってしまったたり、有害な物質を含む液体を地下に浸み込ませてしまったりすることなどが考えられます。また、土壌汚染の中には、人間の活動に伴って生じた汚染だけではなく、自然由来で汚染されているものも含まれます。

また、都道府県等が把握した土壌汚染の調査の件数は年々増えており、土壌汚染が見つかる件数も増えています。

6. 有害化学物質

一時期ほどではないですが、ダイオキシン類による環境汚染が社会的な問題であることには変わりはありません。ダイオキシン類は廃棄物の焼却等の過程で非意図的に生成される有機塩素化合物であり、環境ホルモン物質の一つです。

また、私たちの生活に多用されている化学物質は、生活に欠かせないものになっている反面、大気、水、土壌といった環境中に放出され、飲み水や食べ物、空気などを通じて人体に取り込まれ人の健康を損なう、あるいは生態系に影響を及ぼすことが懸念されています。

四国中央市内では、大気、河川水、地下水、土壌等に含まれる有害化学物質の測定が行われています。ダイオキシン類測定結果は表 3-2 のとおりで、大気、水質、底質及び土壌のそれぞれについて、環境基準値を超過したものはありません。

一方、ダイオキシン類を除く環境ホルモンについては、現時点で環境基準値が設定されていませんが、平成10年以降、新宮ダム、柳瀬ダム、銅山川、金生川等で測定されています。測定結果は、ほとんどの物質が定量下限値未満という濃度となっています。

表 3-2 ダイオキシン類測定結果

区分	測定地点名	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	環境基準値
大気	四国中央市役所	pg-TEQ/m ³	0.016	0.021	0.019	0.012	0.011	0.6以下
水質	河川 富郷ダム	pg-TEQ/L		0.090			0.068	1以下
	湖沼 新宮ダム貯水池			0.081		0.067		
	海域 伊予三島川の江海域 St-8		0.057					
底質	河川 富郷ダム	pg-TEQ/g		1.3			1.9	150以下
	湖沼 新宮ダム貯水池			1.8		1.5		
	海域 伊予三島川の江海域 St-8		6.1					
土壌	土居町津根	pg-TEQ/g	0.064					1000以下
	川之江瓢箪山			0.51				
	下柏町				0.056			
	土居町土居					0.068		
	川之江町						0.070	

7. 廃棄物

(1) ごみ排出量

平成26年度のごみの種類別排出量は、可燃ごみが29,098t/年、不燃ごみが1,150t/年、資源ごみが935t/年、粗大ごみが1,563t/年で、合計で32,746t/年となっています。

全体の排出量のうち、家庭系ごみ排出量は23,295t/年、事業系ごみ排出量は9,451t/年となっており、過去の排出量と比較すると、家庭系ごみ排出量はほぼ横ばいですが、事業系ごみ排出量は増加しています。

表 3-3 ごみ排出量の推移

項目	単位	H22	H23	H24	H25	H26
人口	人	92,434	91,822	91,323	91,868	91,199
排出量	t/年	31,609	32,182	32,545	32,767	32,746
家庭系ごみ	t/年	22,718	23,030	23,476	23,356	23,295
燃やすごみ	t/年	19,312	19,597	19,900	19,855	19,877
燃やさないごみ	t/年	1,068	1,075	1,096	1,141	1,110
資源ごみ	t/年	1,048	1,033	1,037	977	905
粗大ごみ	t/年	1,290	1,325	1,443	1,383	1,403
事業系ごみ	t/年	8,891	9,152	9,069	9,411	9,451
燃やすごみ	t/年	8,708	8,947	8,899	9,224	9,221
燃やさないごみ	t/年	28	23	21	25	40
資源ごみ	t/年	36	25	20	20	30
粗大ごみ	t/年	119	157	129	142	160

(2) 家庭系ごみ等排出原単位及び1日当たり事業系ごみ排出量

平成26年度の家庭系ごみ排出原単位（1人1日当たりの収集ごみ排出量）は、699.8 g/人・日となっており、事業系ごみ排出量は25.89 t/日となっています。

過去の家庭系ごみ排出原単位及び1日当たり事業系ごみ排出量比較すると、どちらも増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいで推移しています。

家庭系ごみ排出原単位の愛媛県の平成26年度は910 g/人・日、全国では947 g/人・日となっており、四国中央市の家庭系ごみ排出原単位はこれらを下回っています。

表 3-4 家庭系ごみ等排出原単位及び1日当たり事業系ごみ排出量

項目	単位	H22	H23	H24	H25	H26
人口	人	92,434	91,822	91,822	91,868	91,199
家庭系ごみ	g/人・日	673.4	687.1	700.5	696.4	699.7
燃やすごみ	g/人・日	572.4	584.7	593.8	592.1	597.1
燃やさないごみ	g/人・日	31.7	32.1	32.7	34	33.3
資源ごみ	g/人・日	31.1	30.8	30.9	29.1	27.2
粗大ごみ	g/人・日	38.2	39.5	43.1	41.2	42.1
事業系ごみ	t/日	24.37	25.07	24.84	25.78	25.89
燃やすごみ	t/日	23.86	24.51	24.38	25.27	25.26
燃やさないごみ	t/日	0.08	0.06	0.06	0.07	0.11
資源ごみ	t/日	0.10	0.07	0.05	0.05	0.08
粗大ごみ	t/日	0.33	0.43	0.35	0.39	0.44

1. 自然とのふれあい

自然とのふれあい、心のやすらぎや感動を得ることは、自然に対する理解を深め、環境を大切にすることを育む上でも重要な意義があります。

このため、多様な自然とふれあうことが出来るよう、場の整備を行うとともに、自然とのふれあいを促進するための諸活動をしています。

2. 景 観

四国中央市は東西に約 25km の海岸線が連なり、その海岸線に沿って工場地帯が位置しています。その南には比較的幅の狭い市街地が東西方向に延び、市街地の南には急峻な法皇山脈が東西に連なっています。

沿岸には何本かの高煙突が立ち、それが国道 11 号や住宅地からも間近に見え、四国中央市が工業都市であることを実感させる景観となっています。第二次四国中央市環境基本計画策定に当たって実施した市民アンケートによると、「街並みが整然としていて自然景観も良好」と答えた市民は、川滝地区、嶺南地区、旧新宮地区で相対的に多かったものの回答者の 16%程度であり、旧川之江地区や旧伊予三島地区、旧土居地区では 6%～9%程度と少なく、全市でも 8%にとどまっています。市民は四国中央市の景観を良好とは感じていない結果となっています。また、30%を超える市民が、「道端、河川敷、海辺のごみや犬のふんが多い」と回答しており、まちの景観についての課題といえそうです。

1. 地球温暖化

地球温暖化は、その影響が単に気温の上昇にとどまらず、気象災害、食糧不足、人の健康と命、自然生態系、産業等ほとんどすべての分野に関わることから、最も深刻な環境問題とされています。その主な原因は、化石燃料の大量消費等に伴う二酸化炭素をはじめとした大気中の温室効果ガスの急激な増加であり、温室効果ガスの削減については、国レベルではもちろんのこと、地域レベルにおいても事業者、市民及び行政が一体となって、積極的な対策を講じることが不可欠となっています。

四国中央市では、平成18年より四国中央市環境マネジメントシステム（EMS）による環境負荷低減への取り組みを本格化し、平成21年より対象範囲を四国中央市の全施設に拡大、平成22年にはエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく特定事業者の指定を受け、これらを包括し四国中央市EMSの取り組みの一環として地球温暖化対策実行計画を策定しています。

平成20年3月に策定した「四国中央市地球温暖化対策実行計画」は平成24年度を以ってその運用期間を終えるため、平成25年3月に「第2期四国中央市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、新たな計画の下で温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

第2期四国中央市地球温暖化対策実行計画は、策定の時点において温室効果ガス排出量の把握が可能な直近年度である平成23年度の排出量を基準値として、平成25年度から29年度の5年間で温室効果ガス排出量5%の削減を目指すものです。

同計画の取り組みの結果、平成26年度は基準年の温室効果ガス排出量に対して6.7%の削減と、目標を達成できています。

2. オゾン層の破壊

地球をとりまく大気中にオゾンを多く含んだオゾン層があります。オゾンには紫外線をはじめとする、生物に有害な紫外線を吸収することで、地上の生態系を保護しています。

しかし、近年、人造物質のフロンにより、オゾン層の破壊が進んでいます。このままオゾン層の破壊が進むと、紫外線がオゾン層で十分に吸収されず地表に届き、皮膚ガンが増加するなど、人間を含めた生物全体に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

3. 酸性雨

石炭や石油などの化石燃料の燃焼などによって、硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中へ放出されることにより、これらのガスが雲粒に取り込まれて複雑な化学反応を繰り返します。そして、硫酸イオン、硝酸イオンなどに変化し、強い酸性を示す降雨、または乾いた粒状の物質として降下する現象が酸性雨です。酸性雨は森林を破壊し、生物に影響を与えます。

1. 企業の環境保全活動

今日、企業の社会的責任（CSR）という言葉が盛んにいわれ、企業による環境経営促進、環境マネジメントシステムの導入、環境報告書、環境会計、製品のライフサイクルアセスメント、グリーン購入の推進等、企業経営における環境配慮の取り組みが進展しています。しかし、ますます悪化しているといわれる地球環境の現状から、さらに一段上の環境取り組みが企業に期待されています。すなわち、従来の生産現場における活動、製品、サービス中心の環境取り組みから、天然資源の基盤の保護・管理、例えば自然環境、生物多様性の保全といった取り組みまで期待されるようになっており、自社の事業活動の資源となる自然環境の保全に取り組む企業も見られるようになってきました。

一方、企業の取り組みにおいて、近年は社会もしくは市民、行政といった各主体の期待に対して、よりの確に答えていくために、それら主体との新しい関係を構築してこうという動きが見られています。例えば、これまでは消費者は弱い立場にあるので何らかの規制等によって保護されるべきと考えられてきましたが、今後は消費者が企業を選択できるような情報をきちんと提供し、対等な利害関係者としてコミュニケーションすべきだという意見が出てきています。また企業とNPOの関係についても、今では企業とNPOとの「連携」「協働」の視点を重視すべきだという意見が出てきています。

四国中央市は製紙、紙加工業等の企業が多くありますが、その企業の多くで古紙を主原料とした再生紙の製造や清掃活動による地域の美化活動など環境保全活動に取り組んでいます。

2. 環境ビジネス

環境保全の活動を持続的に進めるためには経済的な基盤が充実する必要があります。いわば環境保全の取り組みのために地域内あるいは地域間で人が循環し、人の循環と併せて資源・モノが循環し、それを収益事業として行う「コミュニティ・ビジネス」として事業を展開することを考える必要があります。

商店街における地域通貨等を用いた3R推進や、環境配慮型商品の販売などを各主体の積極的な参加を得て行う取り組みなどが考えられ、環境保全という公益に資する事業を行う多様な主体に対しては、様々な主体から適切に関与・支援・協働が行われることが望まれます。

第 4 章 市民等の意識と環境の課題の整理

第1節 アンケートの概要

1. アンケート調査の目的

環境基本計画の策定に当たっては、市民が四国中央市の環境をどのように考え、行政に対してどのような取り組みを期待するか等を把握することが重要です。また、策定後の環境基本計画の推進に当たっては、計画の推進主体が策定主体である行政に限定されることなく、市民や事業者の取り組みが不可欠です。市民や事業者は地域づくりの主体として、その行動は大きな意味を持っていることから、計画策定にあたり市民等の環境意識を把握しておくことが非常に重要です。

アンケート調査は、第二次四国中央市環境基本計画の策定に当たり、以下の目的で実施しました。

①市民等に今の環境がどう認識され、どう評価されているか、特に市民等の眼から見た「四国中央市の環境の課題」を把握します。

②今後の環境保全のための取り組みを検討していく上で、市民、事業者それぞれの立場でどのような取り組みが行われているか、またはどのような取り組みが考えられるかを検討します。

③環境行政に対する市民や事業者の要望を把握します。

④アンケート調査票への記入を通じて、環境問題への関心を高める契機とします。

2. アンケート調査の対象者と調査内容等

アンケート調査の対象者は、市民及び事業者としました。

調査内容は、生活環境、水環境、自然環境など各環境に対する意識、現在の環境に対する満足度、過去との比較、環境保全活動への取り組み状況等としました。

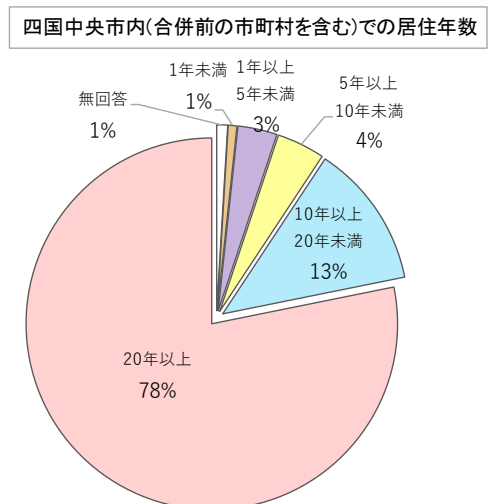
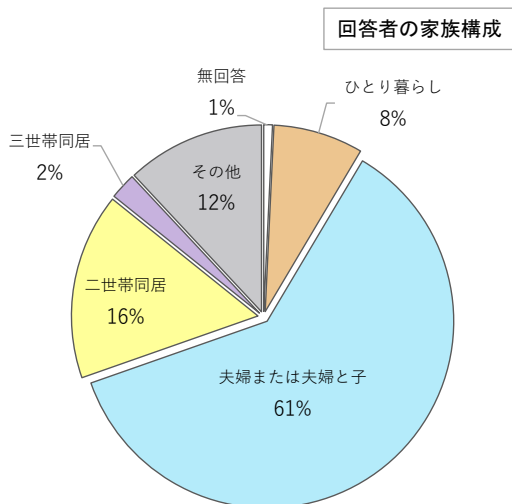
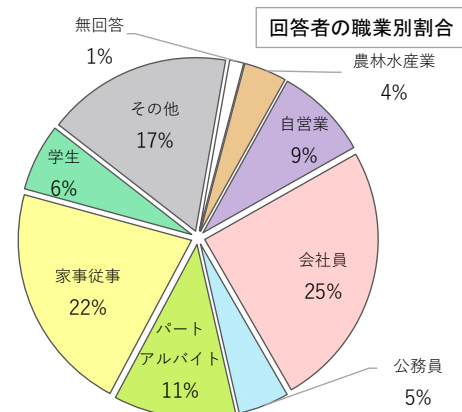
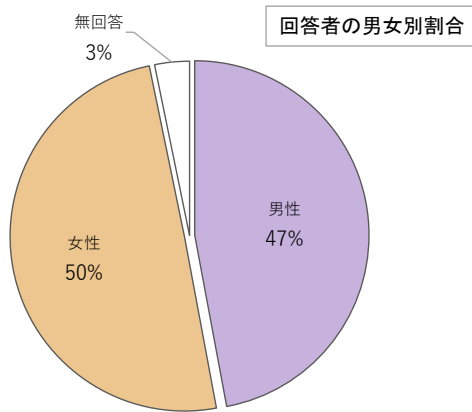
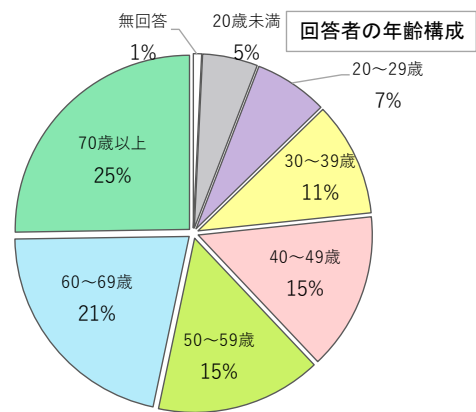
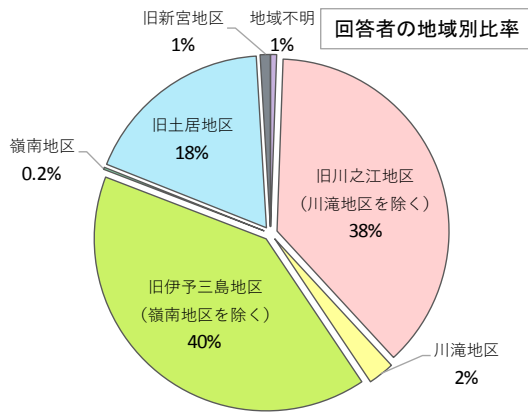
表 4-1 アンケート調査の実施状況

対象者	調査票の配布数	調査票回収数	回収率
市民	1,500通	527通	35%
事業所	100通	37通	37%

実施期間：平成 28 年 1 月 8 日～ 2 月 29 日

第2節 市民の意識

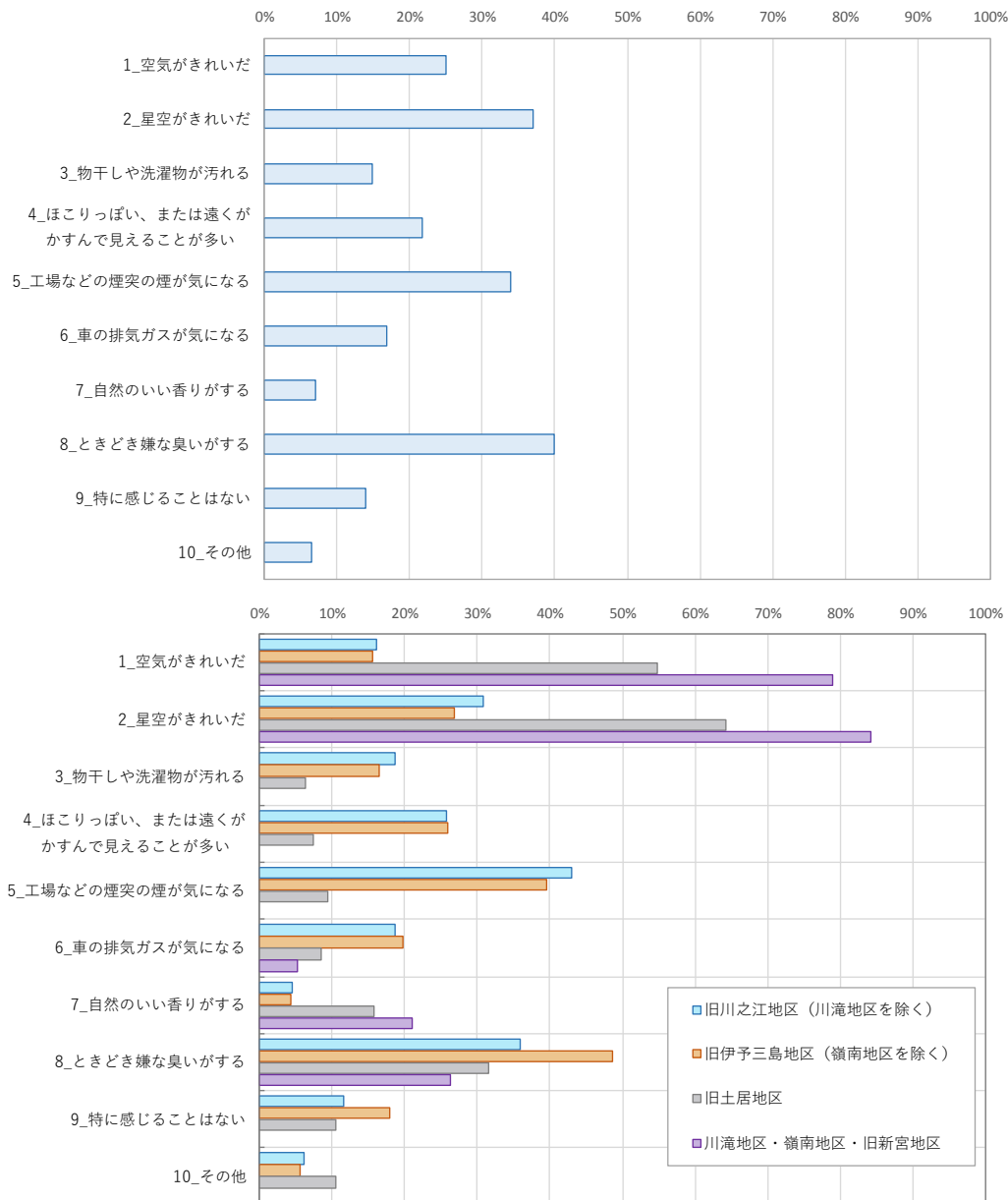
問1 あなたご自身およびご家族について教えてください。



○グラフは返送された回答に従って単純集計しました。

○川滝地区と嶺南地区と旧新宮地区は回答件数が13件(川滝地区)、1件(嶺南地区)、5件(旧新宮地区)と少数のため、合算して集計をしました。

問2 空気のきれいさやにおいについて日頃感じていることを教えてください。
 <該当する数字の全てに○をつけてください。>



※川滝地区・嶺南地区・旧新宮地区は回答数が少ないため合算で集計をした。

図 4-2 地域ごとの回答率

- 市全体で回答が多かったのが「ときどき嫌な臭いがする」、「星がきれいだ」、「工場などの煙突の煙が気になる」でした。
- 「星がきれいだ」と回答した地域は川滝地区・嶺南地区・旧新宮地区が84%、旧土居地区が64%と高い比率でした。
- 「ときどき嫌な臭いがする」と回答した地域は旧伊予三島地区（嶺南地区を除く）が49%、旧川之江地区（川滝地区を除く）が36%で、一番多く回答のあった旧伊予三島地区（嶺南地区を除く）をにおい別に見ると、「養鶏・養豚のにおい」、「製紙工場のにおい」がほとんどでした。

問3 静かさやまわりの音について日頃感じていることを教えてください。
 <該当する数字の全てに○をつけてください。>

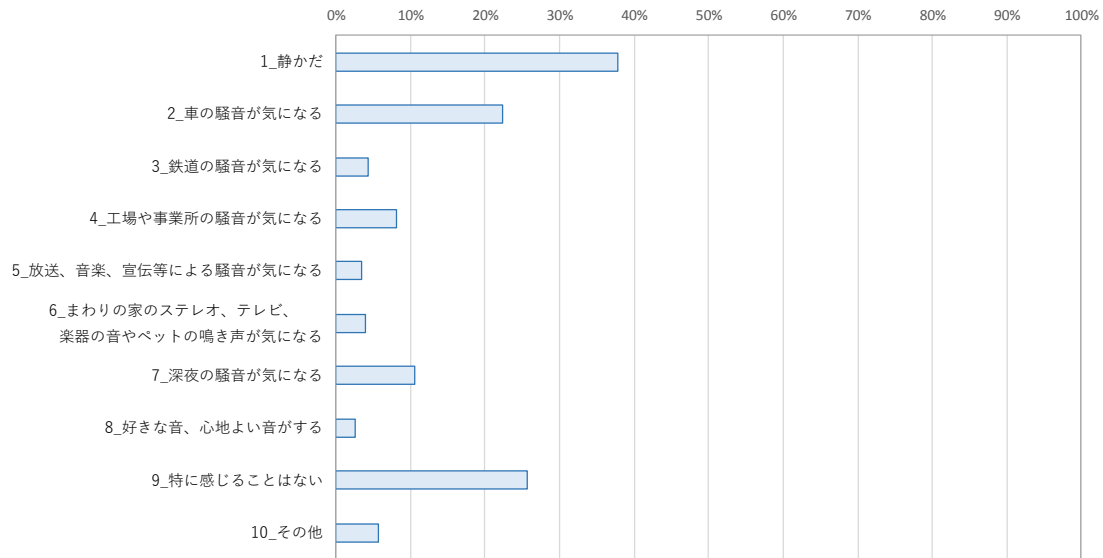
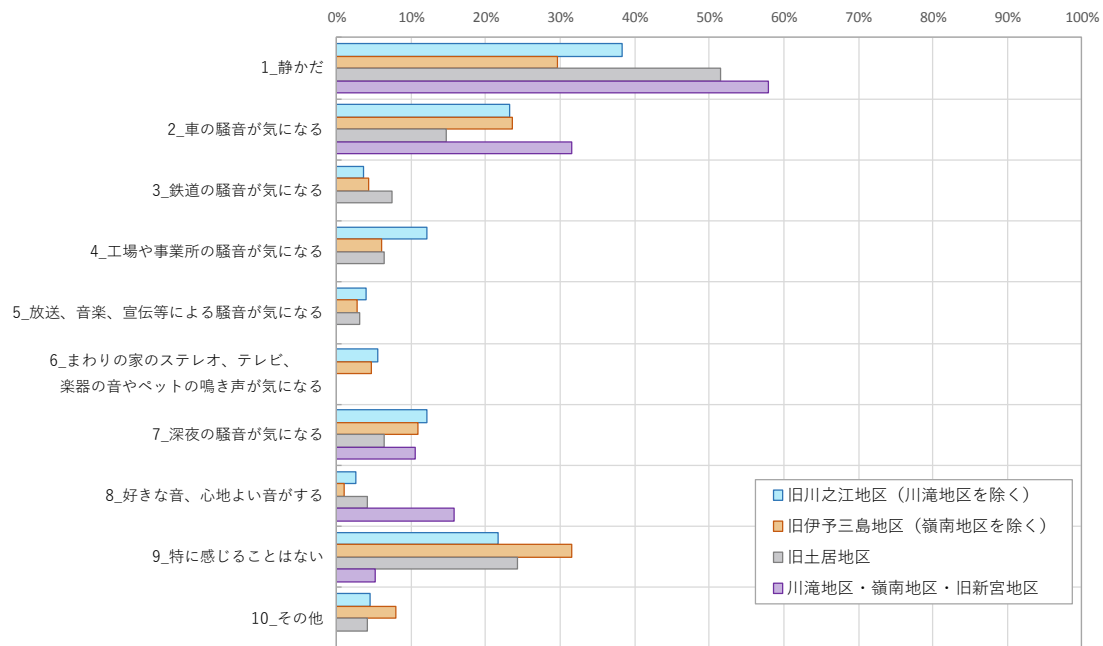


図 4-3 四国中央市全体の回答率



※川滝地区・嶺南地区・旧新宮地区は回答数が少ないため合算で集計をした。

図 4-4 地域ごとの回答率

- 市全体で回答が多かったのが「静かだ」38%、「車の騒音が気になる」22%、「深夜の騒音が気になる」11%でした。
- 「車の騒音が気になる」と「深夜の騒音が気になる」を地域ごとで見ると、地域別での差はほとんどありませんでした。
- 「深夜の騒音が気になる」と回答した人で、多く回答があった騒音は、「暴走族・改造バイクの騒音」でした。

問4 海や川の水について日頃感じていることを教えてください。
 <該当する数字の全てに○をつけてください。>

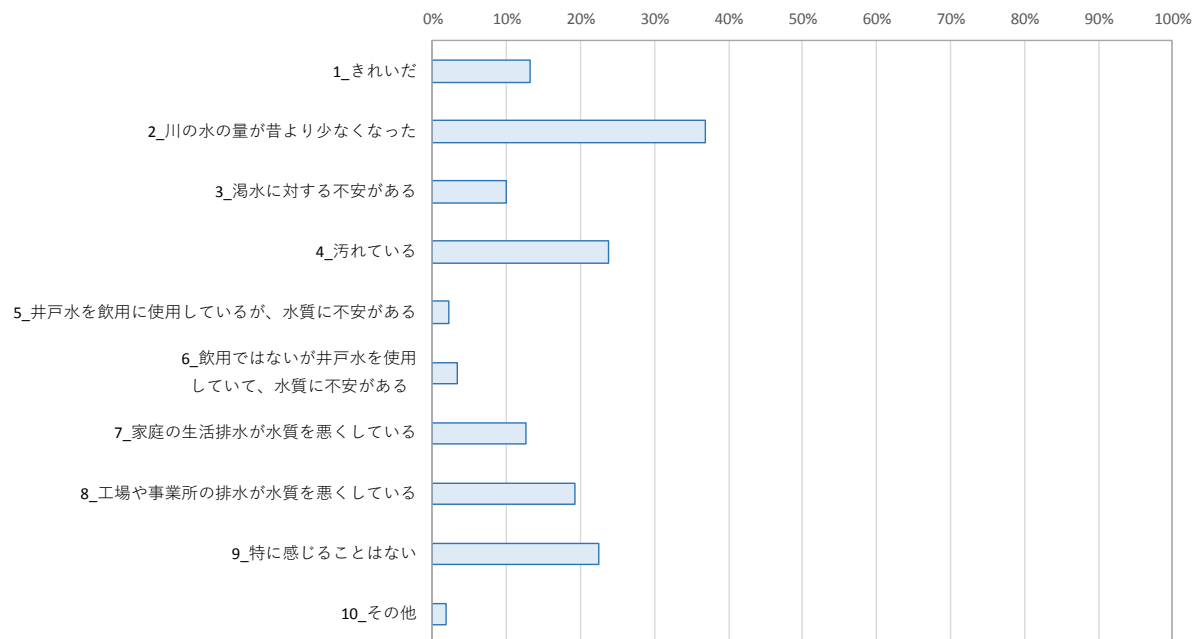
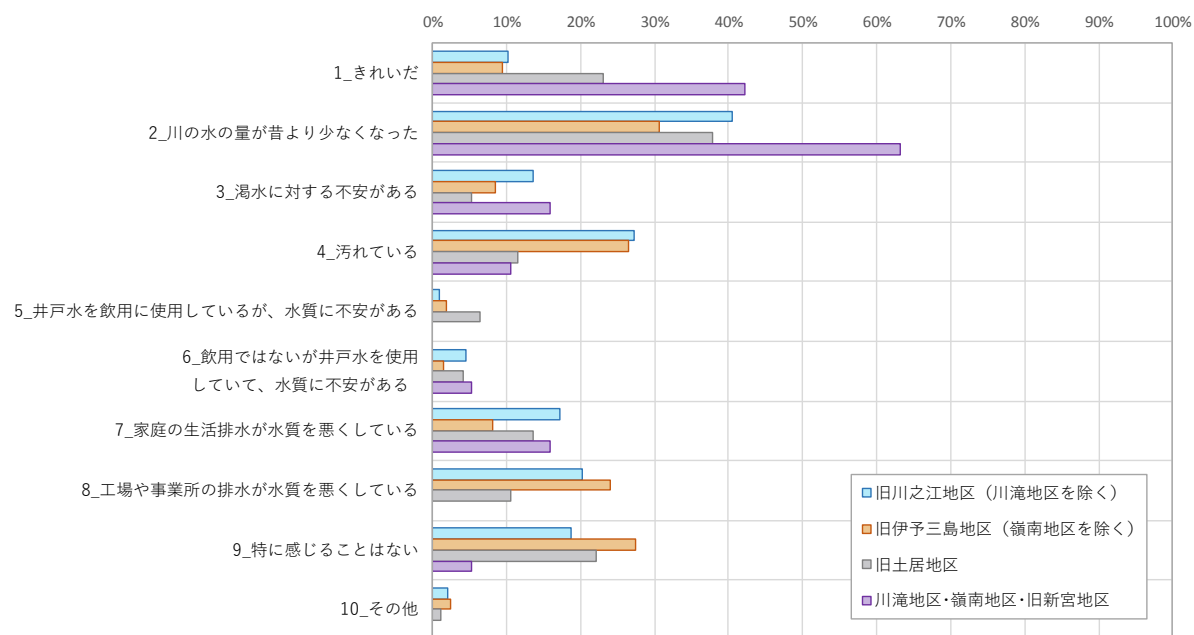


図 4-5 四国中央市全体の回答率



※川滝地区・嶺南地区・旧新宮地区は回答数が少ないため合算で集計をした。

図 4-6 地域ごとの回答率

○市全体で回答が多かったのが「川の水量が昔より少なくなった」37%、「汚れている」24%、「工場や事業所の排水が水質を悪くしている」が19%でした。

○「汚れている」と「工場や事業所の排水が水質を悪くしている」を地域別にみると旧川之江地区（川滝地区を除く）と旧伊予三島地区（嶺南地区を除く）が回答の比率が高くなっていました。

問5 ごみや廃棄物について日頃感じていることを教えてください。
 <該当する数字の全てに○をつけてください。>

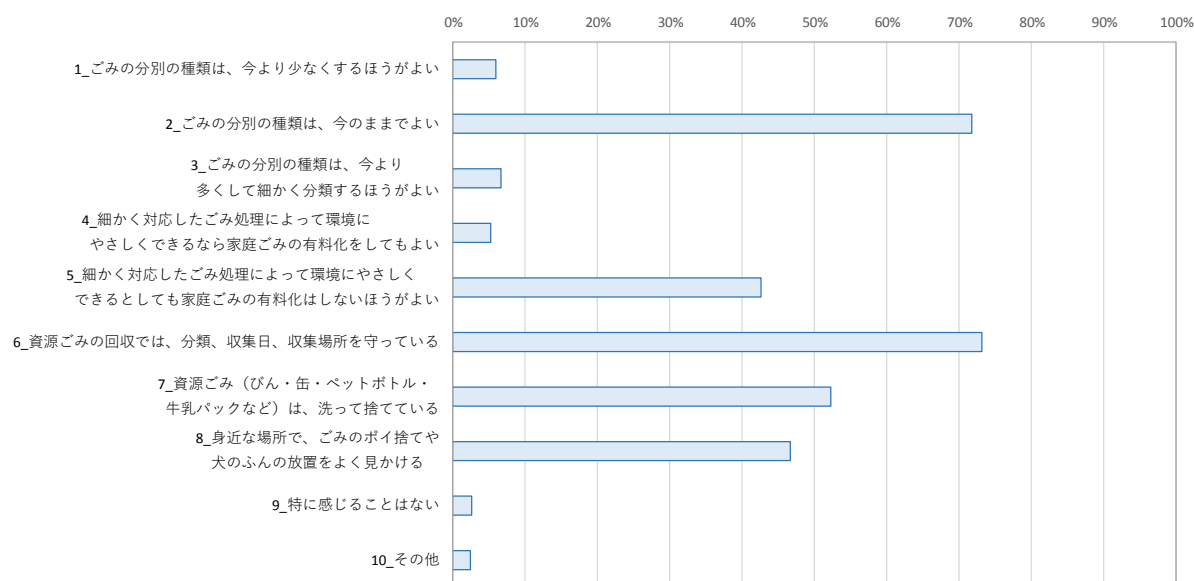
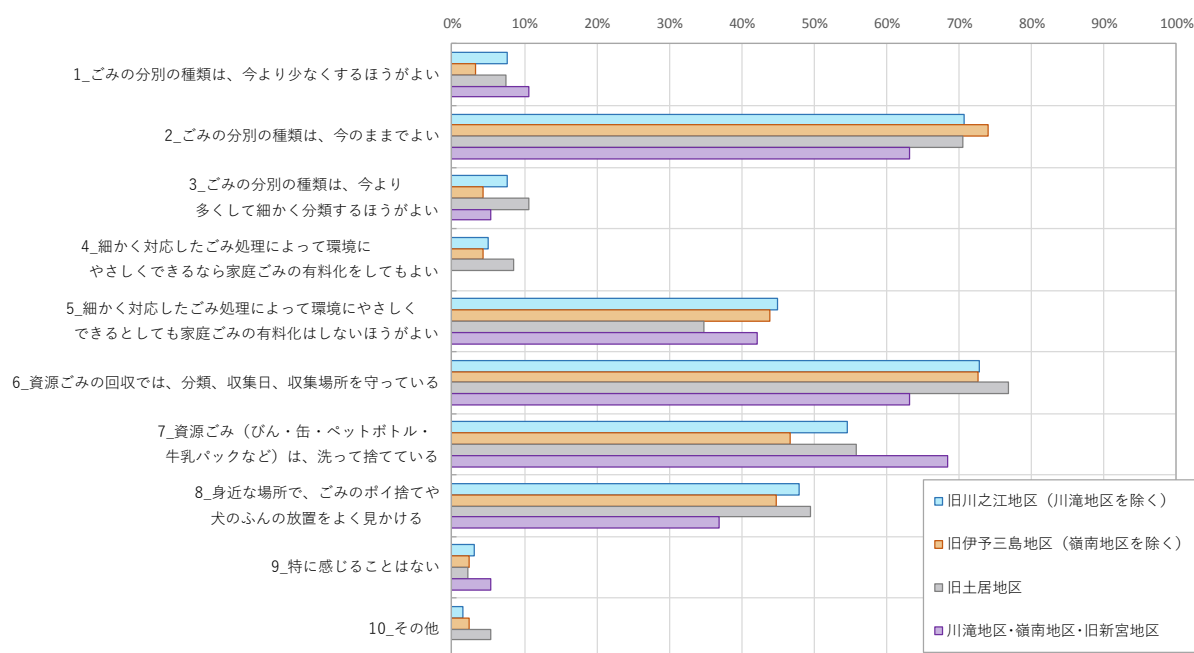


図 4-7 四国中央市全体の回答率



※川滝地区・嶺南地区・旧新宮地区は回答数が少ないため合算で集計をした。

図 4-8 地域ごとの回答率

○市全体で回答が多かったのが「資源ごみの回収では、分類、収集日、収集場所を守っている」が73%、「ごみの分別の種類は、今のままでよい」が72%でした。地域別に見ても、ほとんどの地域で回答が70%を超えていました。

○「家庭ごみの有料化はしないほうがよい」と回答した比率は43%でした。

○「ごみのポイ捨てや犬のふんの放置をよく見かける」が47%と半数近く回答がありました。

問6 自然の豊かさについて日頃感じていることを教えてください。
 <該当する数字の全てに○をつけてください。>

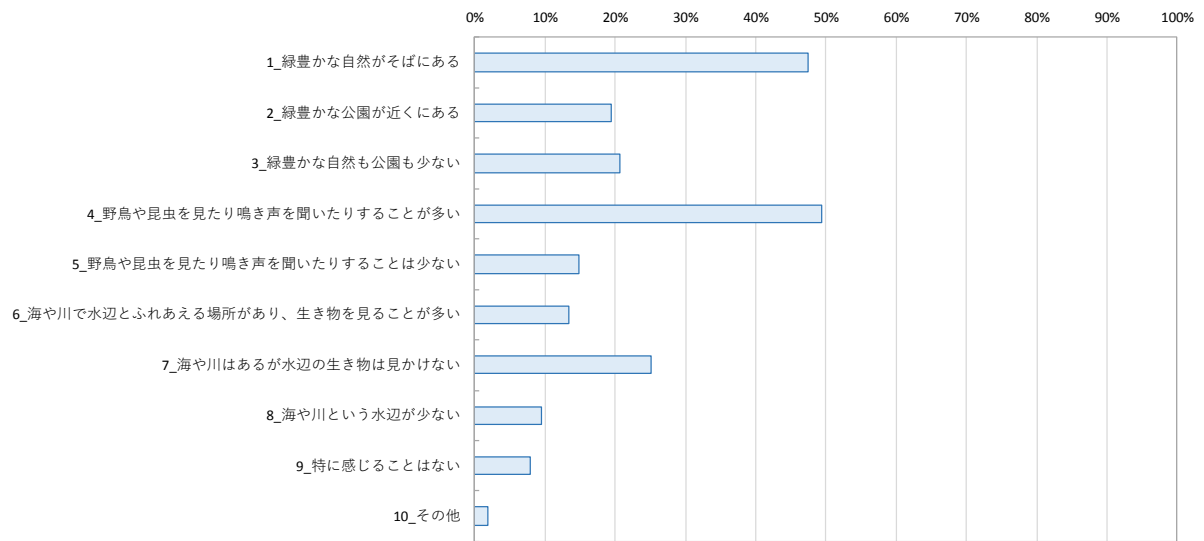
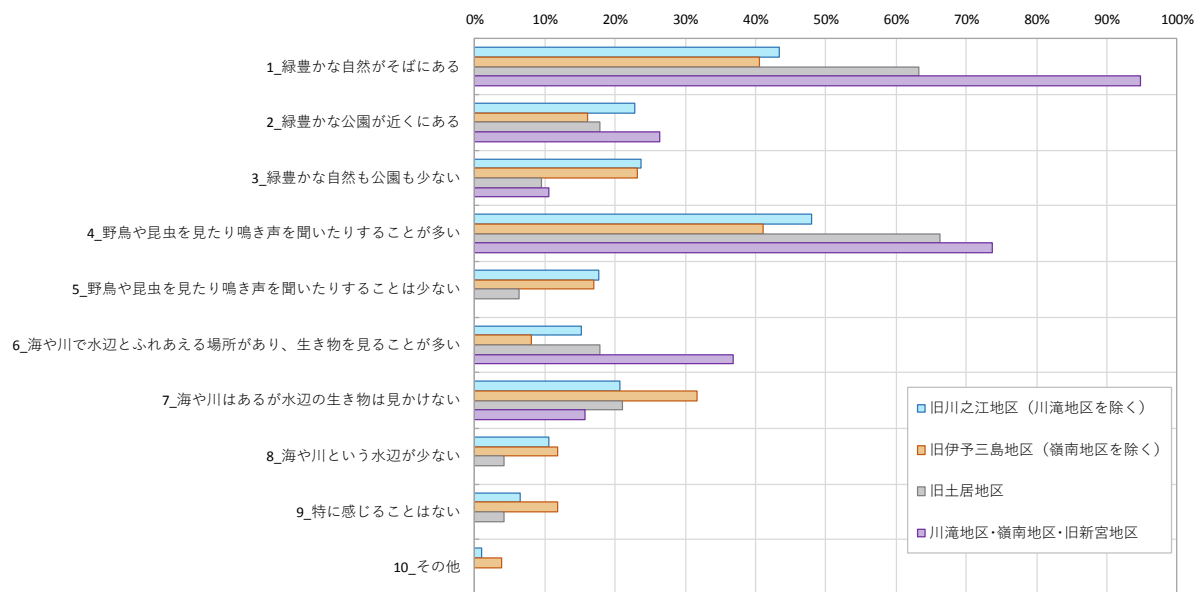


図 4-9 四国中央市全体の回答率



※川滝地区・嶺南地区・旧新宮地区は回答数が少ないため合算で集計をした。

図 4-10 地域ごとの回答率

○市全体で回答が多かったのが「野鳥や昆虫を見たり鳴き声を聞いたりすることが多い」が49%、「緑豊かな自然がそばにある」が47%でした。

○「野鳥や昆虫を見たり鳴き声を聞いたりすることが多い」の回答を地域別にみると川滝地区・嶺南地区・旧新宮地区が74%、旧土居地区が66%と高い比率になっていました。

問7 地域の景観や文化について日頃感じていることを教えてください。
 <該当する数字の全てに○をつけてください。>

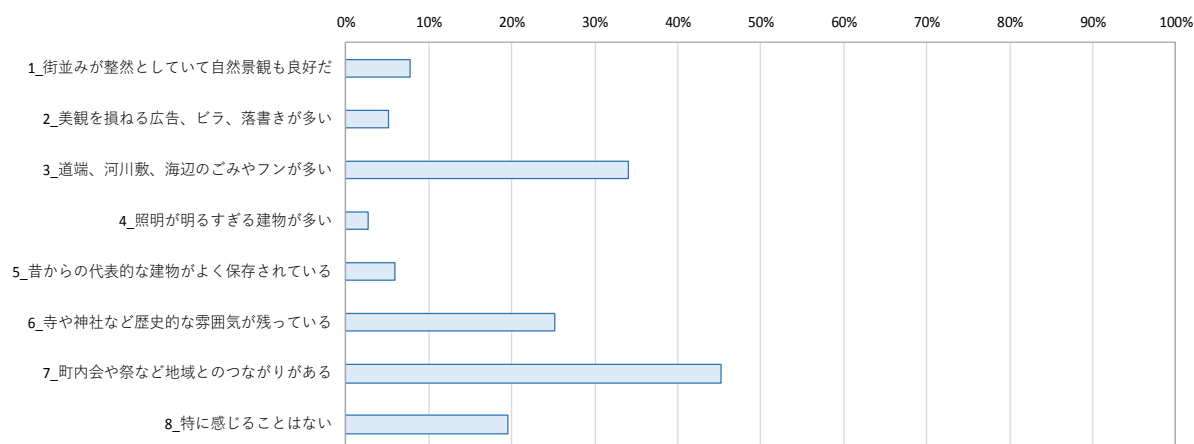
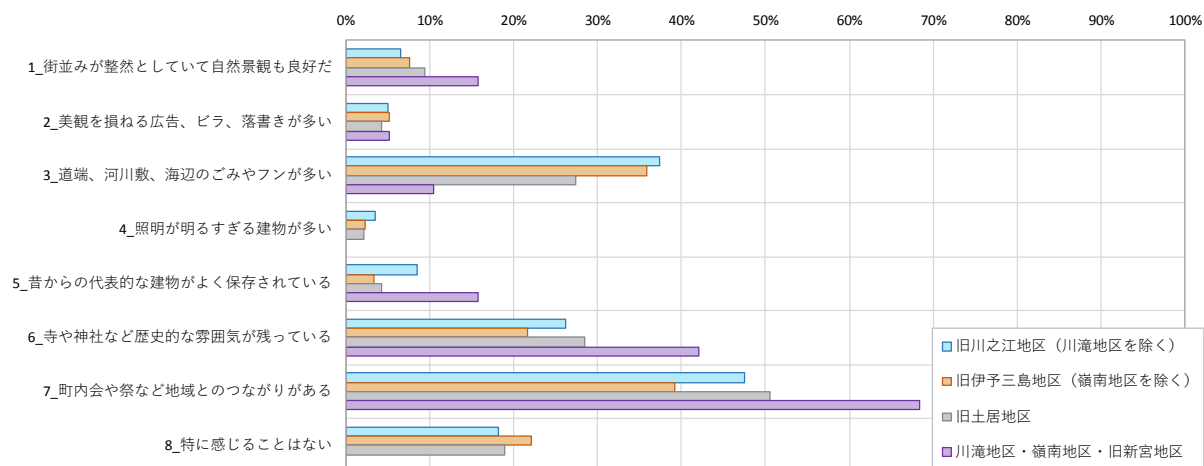


図 4-11 四国中央市全体の回答率



※川滝地区・嶺南地区・旧新宮地区は回答数が少ないため合算で集計をした。

図 4-12 地域ごとの回答率

- 「美観を損ねる広告、ビラ、落書きが多い」と回答した比率が少ない一方で、「道端、河川敷、海辺のごみやフンが多い」と回答した比率が34%と高くなっていました。
- 「寺や神社など歴史的な雰囲気が残っている」と回答した比率は25%でした。
- 「町内会や祭など地域とのつながりがある」については45%の市民が「ある」と回答しました。

問 8 将来も残したい自然・大切にしたい歴史の場所や文化について教えてください。

「自然」であげられたもの

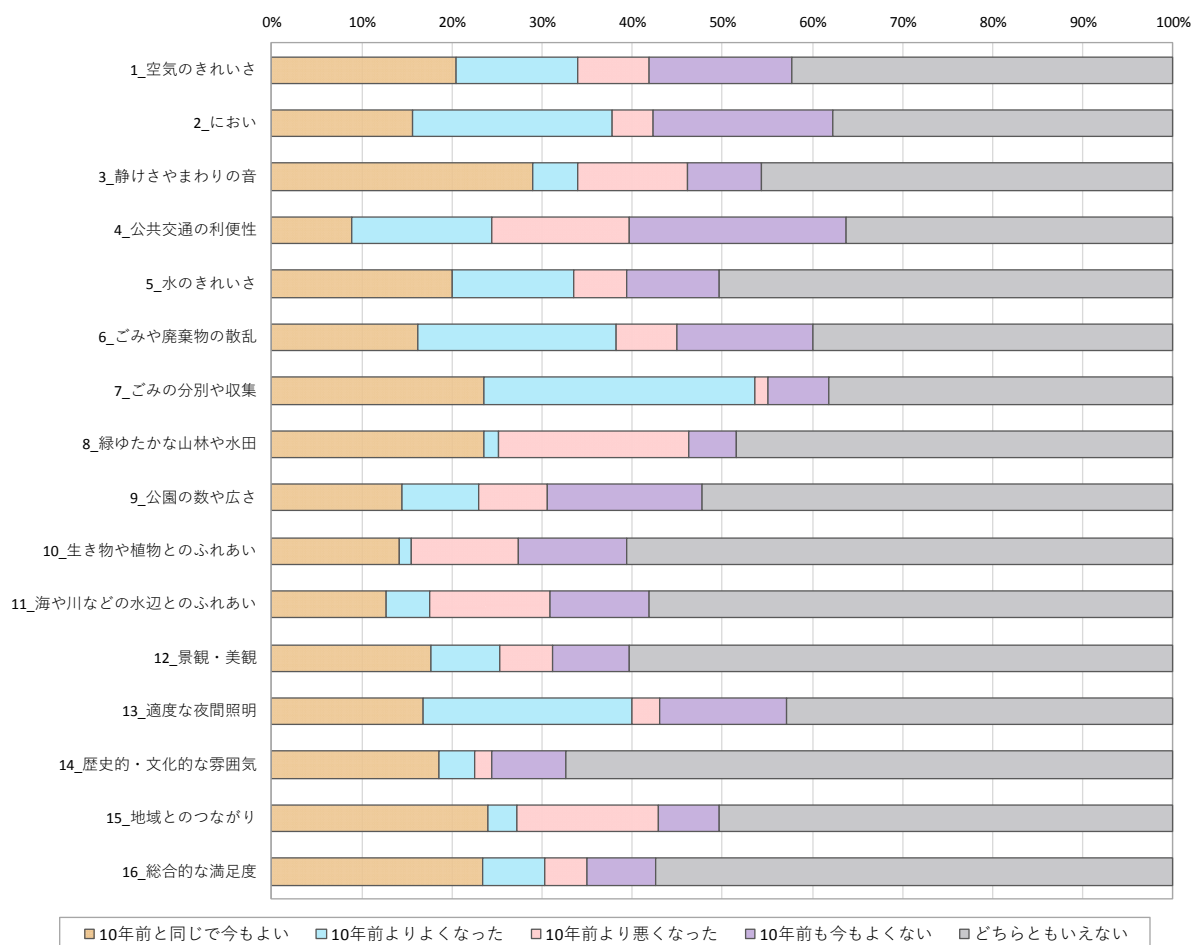
山関連	霧の森・豊受山・新宮の森・法皇山脈（翠波高原・富郷溪谷）・赤星山・土居三山・翠波峰・荒神の森 塩塚峰・塩塚高原・東赤石山・下柏の大柏・赤石山系 など
川関連	関川・馬立川・金生川・金砂湖・竜王の滝・富郷や新宮の川・薬研の滝・赤之井川・浦山川・銅山川・山田井川など
海関連	寒川海水浴場・余木崎海水浴場・ひうち灘・天満海岸・燕崎海岸など
公園関連	城山公園・金生公園の桜・森と湖畔の公園・三島公園・向山公園・桃山公園・やまじ風公園・浜公園・すすきヶ原など

「歴史・文化」であげられたもの

神社	村山神社・従五位・井川神社・三頭神社・しおがま神社・八幡神社・三島神社・三皇神社・熊野神社・千足神社 豊受神社・井守神社・龍神社・寒川神社・新田神社・八柱神社・天満神社・大西神社・比野天満宮など
寺	山角寺・三角寺・興願寺三重塔・八十八ヶ所の寺・三福寺・仙龍寺・新長谷寺・仏法寺・長谷寺など
史跡	宇摩向山古墳・松尾城跡・川之江城・真鍋家・二洲先生の墓・大空古墳群・関行男中佐の墓・村松大師堂など
建築物	紙の資料館・紙のまち資料館・下川小学校跡など
祭関連	夏祭り（輪越し）・三島秋祭り・紙まつり・三島の秋祭りのこども太鼓・伊予三島太鼓祭り・川之江太鼓祭 みなと祭り・風鎮祭・鐘踊り・寒川祭・天神祭・畑野薦田おどり・新宮鐘おどり・花火大会など
街道	遍路道・土佐北街道
その他	水引き細工

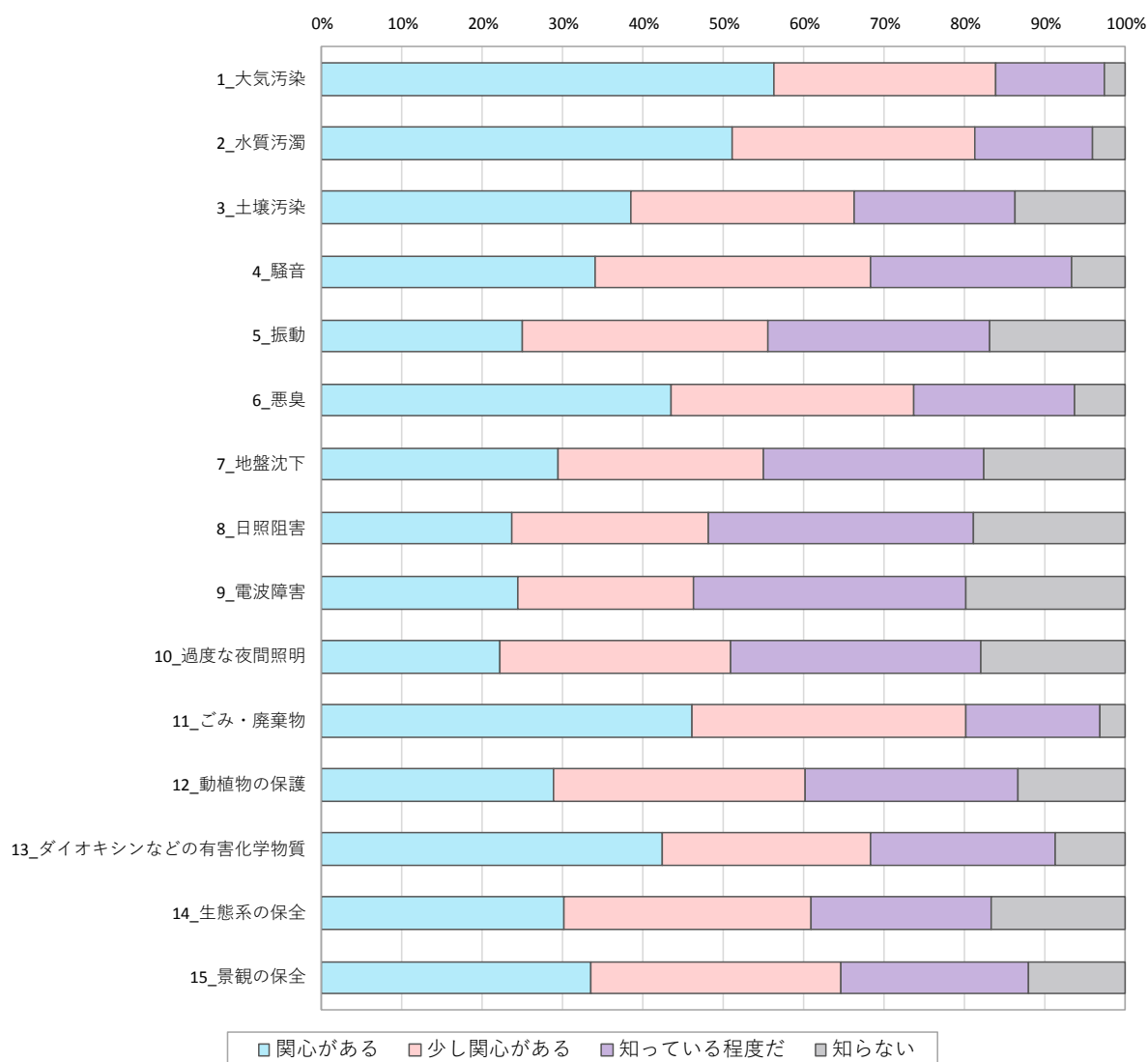
注)原則として、アンケートへの記入内容をそのまま使っています。

問9 今の環境を10年前と比較してください。
 <該当する数字のひとつに○をつけてください。>



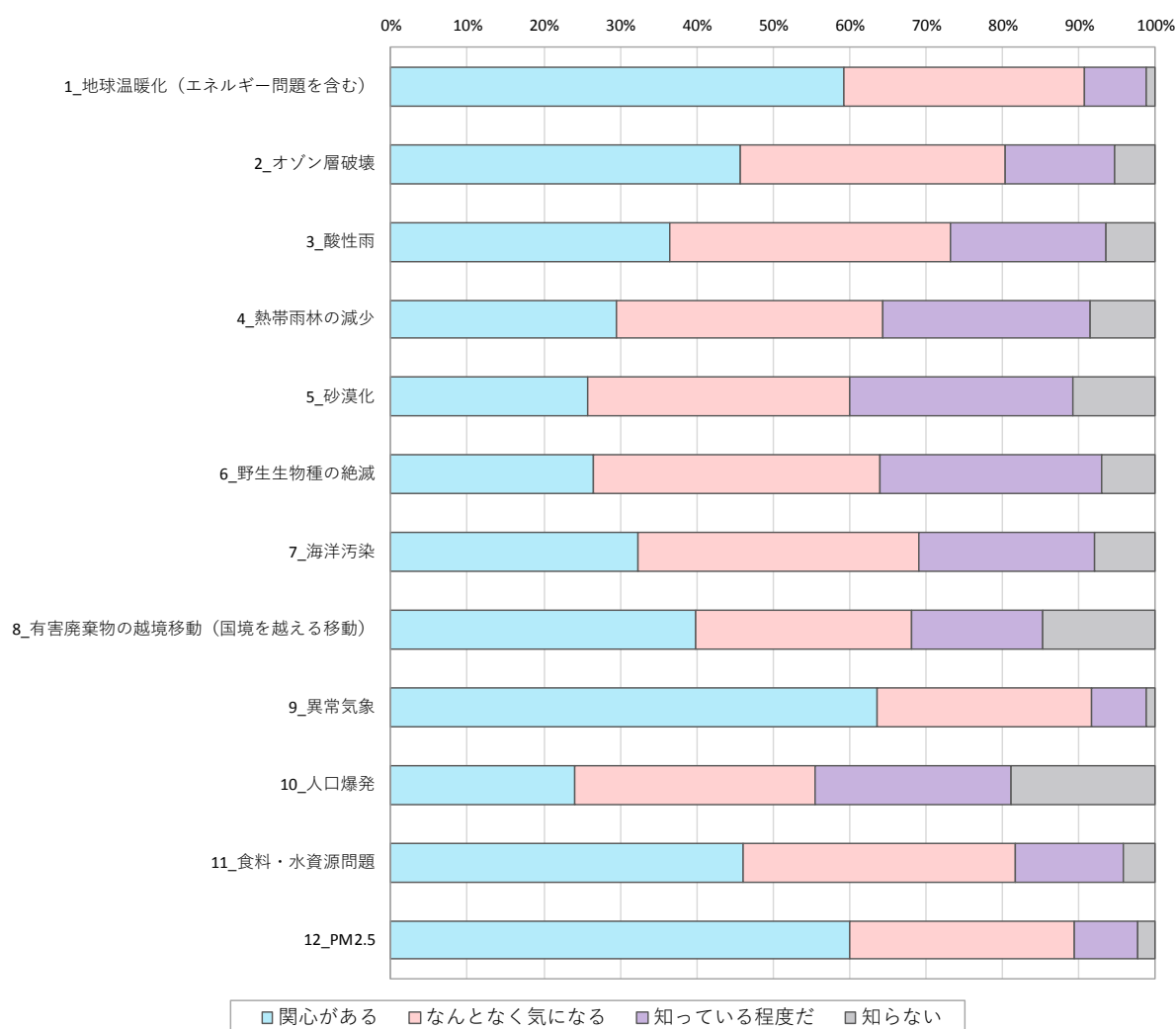
- 総合的な満足度は「どちらともいえない」が50%、「10年前と同じで今もよい」が20%、「10年前も今もよくない」と「10年前よりよくなった」がほぼ同じ比率でした。
- 「におい」「ごみの分別や収集」「適度な夜間照明」については、「10年前よりよくなった」が「10年前より悪くなった」を上回っており、改善傾向にあると考えられます。
- 「静けさやまわりの音」「緑ゆたかな山林や水田」「生き物や植物とのふれあい」「海や川などの水辺とのふれあい」「地域とのつながり」等については、「10年前より悪くなった」が「10年前よりよくなった」を上回っており、悪化傾向にあると考えられます。

問 10 公害や自然環境の問題について関心があることを教えてください。
 <該当する数字のひとつに○をつけてください。>



- 「関心がある」の比率が50%を超えた項目は「大気汚染」「水質汚濁」でした。
- 「関心がある」の比率が低いのは、「過度な夜間照明」「日照阻害」ですが、これらの項目を含めたほとんどの項目について「関心がある」「少し関心がある」を合わせた比率は50%を超えており、市民が公害や自然環境問題に比較的関心が高いと考えられます。

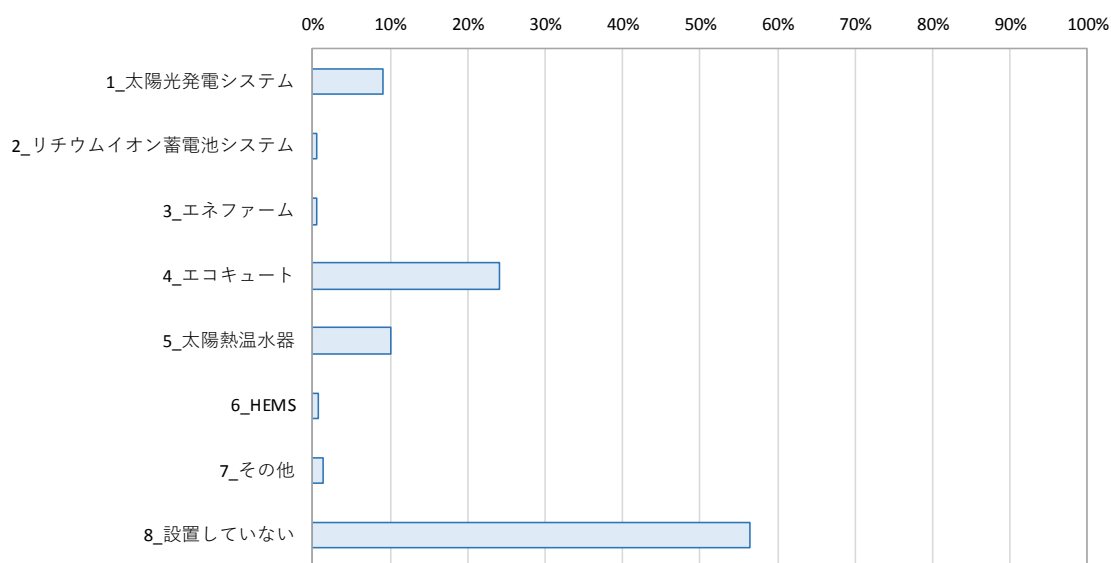
問 11 地球環境に関する問題についての関心度を教えてください。
 <該当する数字のひとつに○をつけてください。>



○「関心がある」の比率が50%を超えた項目は「地球温暖化 (エネルギー問題を含む)」「異常気象」「PM2.5」でした。

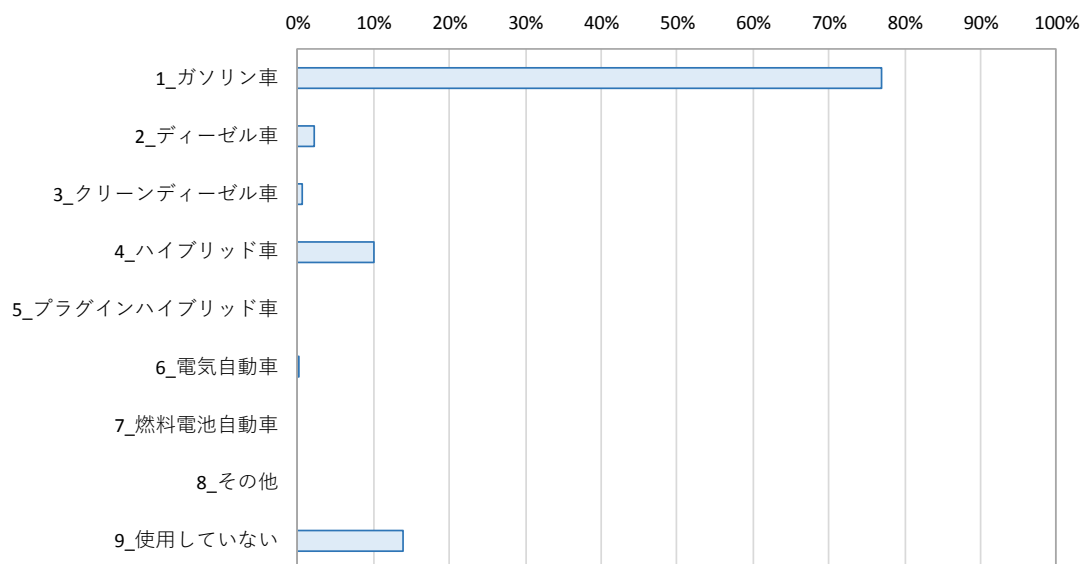
○「関心がある」の比率が低いのは、「人口爆発」「砂漠化」「野生生物種の絶滅」ですが、これらの項目を含めたほとんどの項目について「関心がある」「少し関心がある」を合わせた比率は60%を超えており、市民があらゆる地球環境問題に比較的関心が高いと考えられます。

問 12 あなたが使用している設備やシステムを教えてください。
 <該当する数字の全てに○をつけてください。>



○市全体で「設置していない」と回答した比率が56%ともっとも多く、次に「エコキュート」が24%、あとの項目は10%未満と低いものでした。

問 13 あなたが使用している自動車を教えてください。
 <該当する数字の全てに○をつけてください。>



○市全体で「ガソリン車」と回答した比率が77%ともっとも多く、次に「使用していない」が14%、あとの項目は10%未満と低いものでした。

問 14 四国中央市の環境保全に関してのご意見や市役所への要望がありましたら
ご記入ください。

○市民の自由意見は「行政機関への全般的な要望」「大気・水質」「騒音・交通」「ごみ・リサイクル」「自然」「快適環境」「地球環境」に区分し整理しました。代表的な意見は次のとおりです。

【行政機関への全般的な要望】

- ・リーダーシップを発揮して欲しい (2 件)
- ・地域をきれいにする活動・行事を増やして欲しい (3 件)
- ・環境保全への取り組みにもっと力を入れて欲しい (2 件)
- ・市内放送がききとりにくいので、ホームページなどで内容を告知して欲しい (3 件)

【大気・水質】

- ・野焼きを厳しく取り締まって欲しい (7 件)
- ・工場の煙が臭い。空気がきれいになって欲しい (10 件)
- ・工場排水による、川・海の汚染対策を強化して欲しい (2 件)

【騒音・交通】

- ・公共交通機関の充実 (4 件)
- ・交通量の割に道路の幅が狭く危ないし、排ガスの影響が気になっている (7 件)
- ・道路の騒音対策をして欲しい (3 件)

【ごみ・リサイクル】

- ・ごみ拾いなどの啓発活動をする (6 件)
- ・川辺や海辺のごみ清掃 (9 件)
- ・ごみの分別や出し方の指導 (8 件)
- ・ごみのポイ捨て防止に取り組む (5 件)
- ・不法投棄の防止 (3 件)
- ・リユース推進活動をして欲しい (2 件)

【自然】

- ・自然を壊さないで、残して欲しい (3 件)
- ・緑化の推進 (1 件)

【快適環境】

- ・犬や猫の糞の放置 (5 件)
- ・ペットに関するマナー教育が必要 (4 件)
- ・子供が楽しく安全に遊べる公園が欲しい (6 件)
- ・多くの自然がある公園・施設を作って欲しい (4 件)
- ・空家や廃墟の対策をして景観を良くして欲しい (10 件)

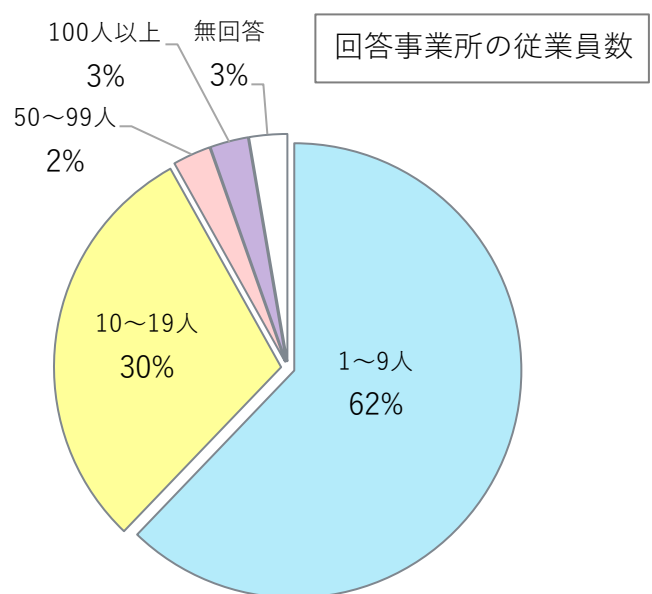
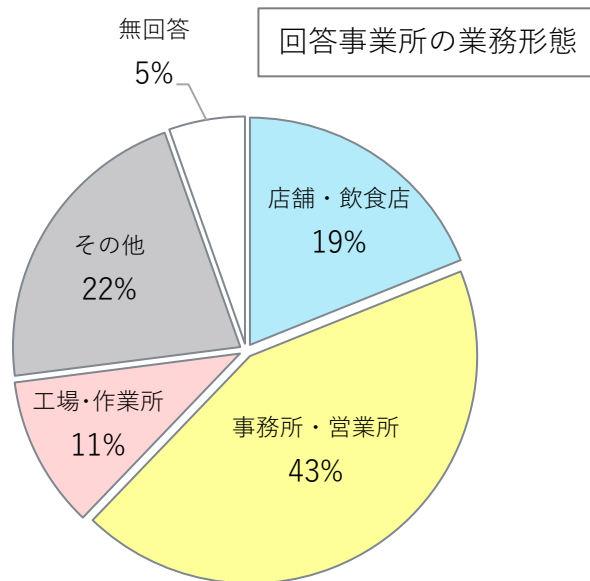
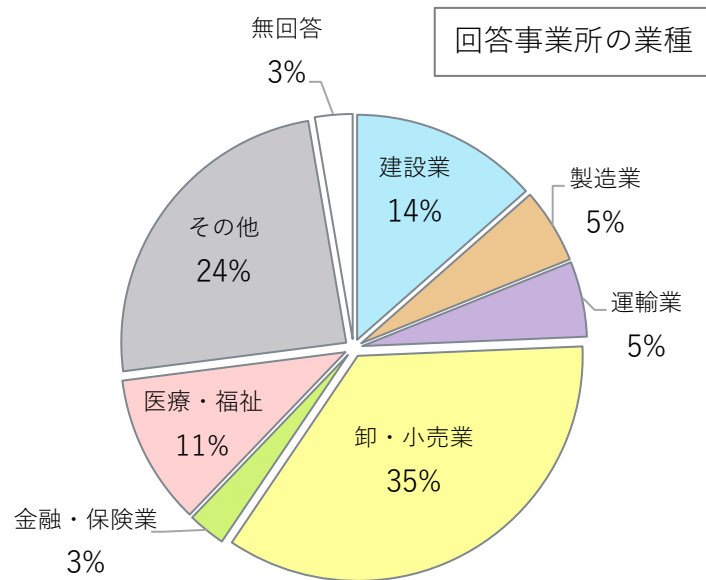
【地球環境】

- ・地球環境問題などをわかりやすく説明してくれる小冊子を配布して欲しい (1 件)
- ・無駄な電気や水は使わない (2 件)

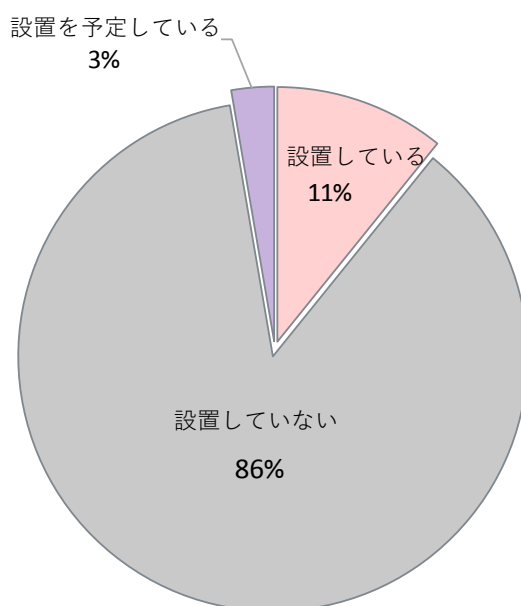
注)原則として、アンケートへの記入内容をそのまま使っています。

第3節 事業者の意識

問1 貴事業所についてお聞きします。業種、業務形態、従業員数を教えてください。
<該当する数字のひとつに○をつけてください>



問2 環境関連の業務や作業を取り扱う部署や担当者を設置していますか。
 <該当する数字のひとつに○をつけてください>

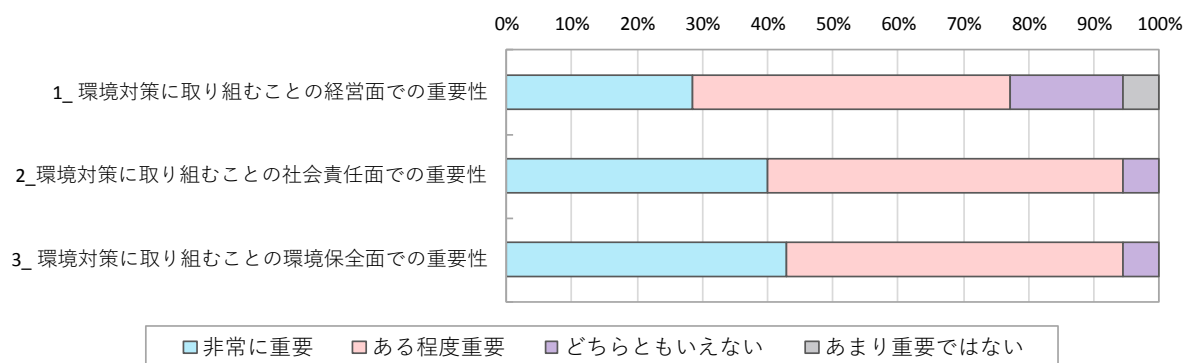


○環境関連の業務や作業を取り扱う部署・担当者を設置しているのは、全体の11%でした。

○当該部署の業務内容は、以下の通りでした。

- ・ IS014001 に関連する業務
- ・ 法規制に関する届出

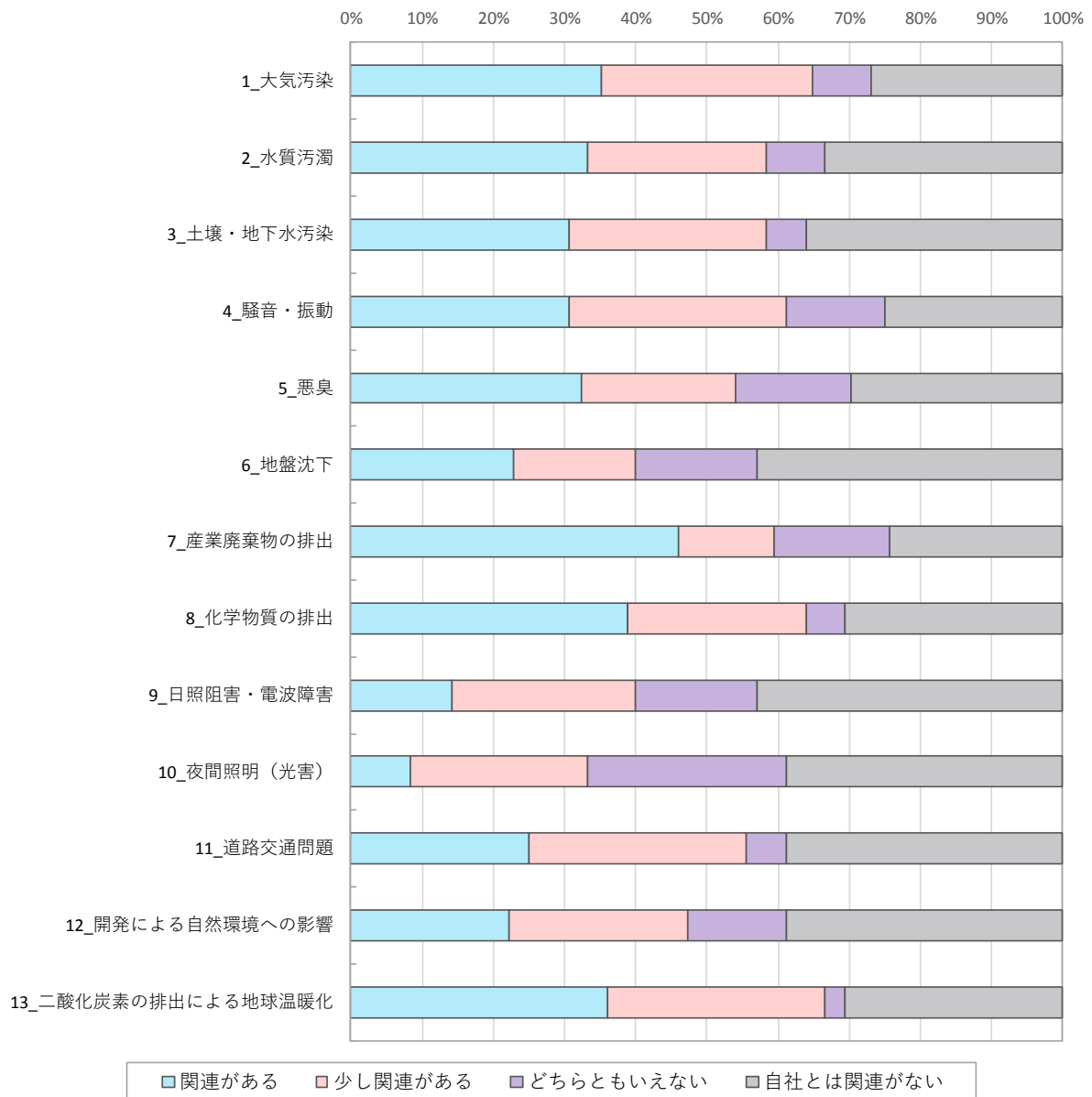
問3 環境対策に取り組むことの重要性についてどうお考えですか。
 <該当する数字のひとつに○をつけてください>



○環境対策に取り組むことについては、40%を超える事業所が「環境保全面での重要性」と回答しています。

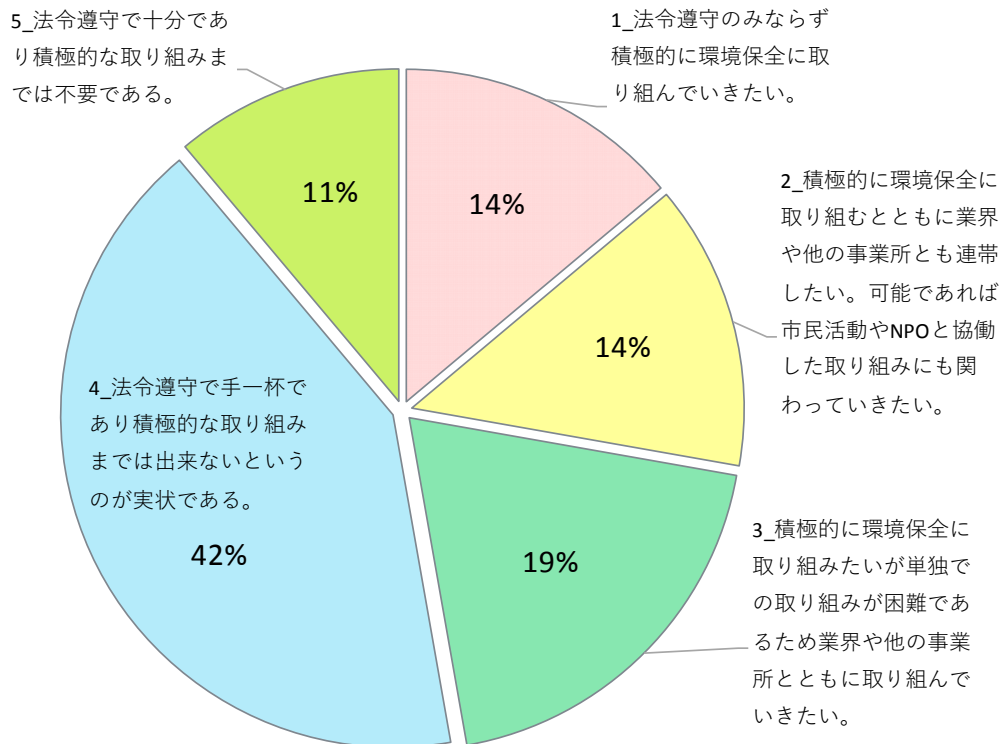
○環境対策に取り組むことについては、「非常に重要」「ある程度重要」を合わせると、経営面での重要性は70%以上、社会責任面・環境保全面についても90%以上の事業所が「重要」と回答しています。

問 4 事業活動（製品の製造・宣伝・販売・使用・廃棄等）と 1 から 13 の環境問題との関連性についてどうお考えですか。
 <該当する数字のひとつに○をつけてください>



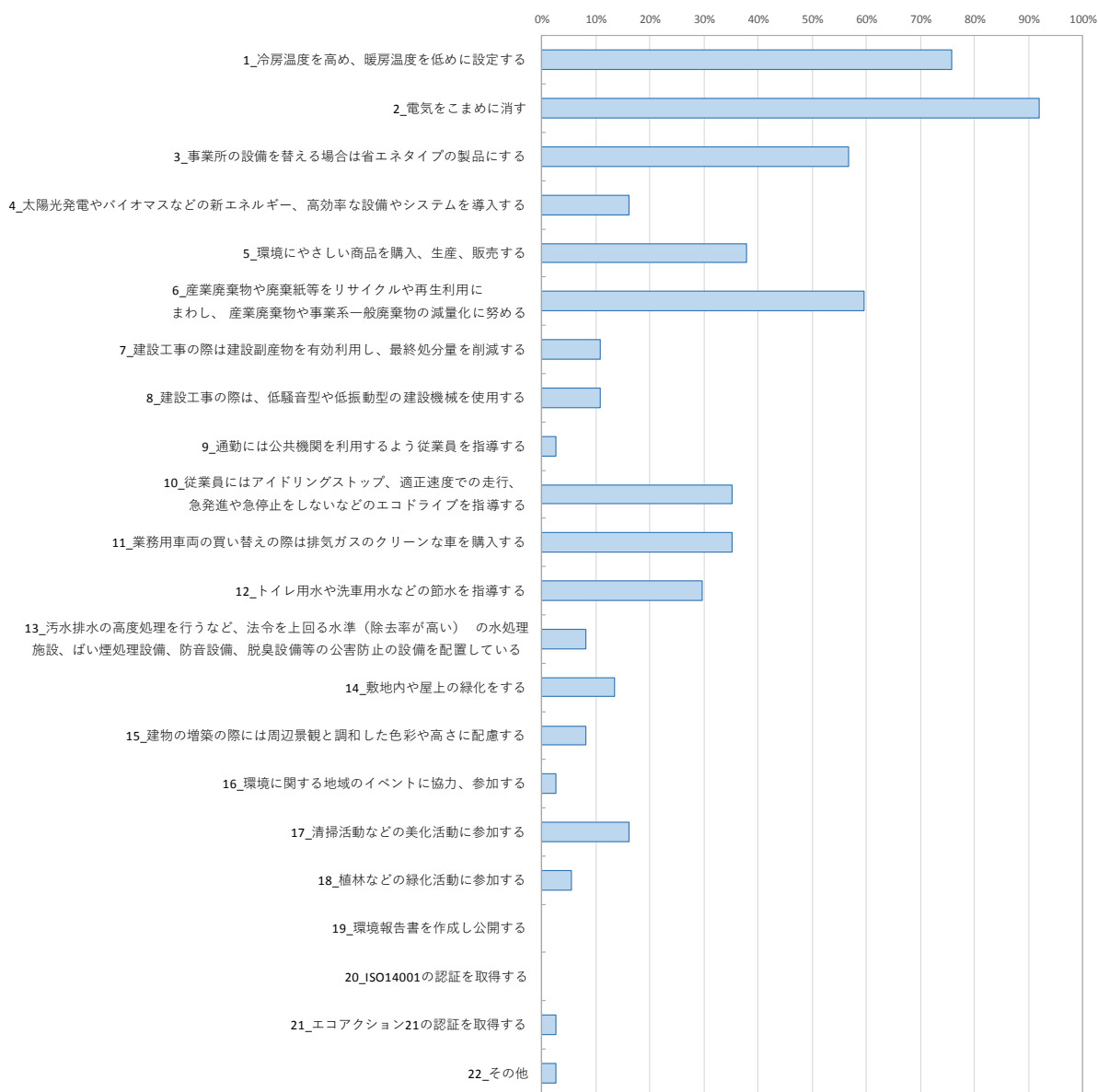
- 40%を超える事業所が「産業廃棄物の排出」と、自社の事業活動が「関連がある」と回答しています。
- 「大気汚染」「騒音・振動」「化学物質の排出」「二酸化炭素の排出による地球温暖化」をあげた事業所の比率も、「関連がある」「少し関連がある」を合わせると60%以上となっています。
- 「日照阻害・電波障害」「夜間照明（光害）」をあげた事業所の比率は低くなっています。

問5 環境保全に向けた取り組みについて、お考えに最も近いものはどれですか。
 <該当する数字のひとつに○をつけてください>



- 「法令遵守で手一杯である」と回答した事業所の比率は42%と高くなっています。
- 「法令遵守のみならず積極的に環境保全に取り組んでいきたい」と回答した事業所は、その理由として次のことをあげています。
 - ・人々の未来のため
 - ・生き物の住める生活のため
 - ・市民の健康を守るため

問 6 環境保全に向けた行動のうち取り組んでいることはなんですか。
 <該当する数字の全てに○をつけてください>



○節電に 90%以上の事業所が、省エネルギーにも 70%を超える事業所が取り組んでいます。

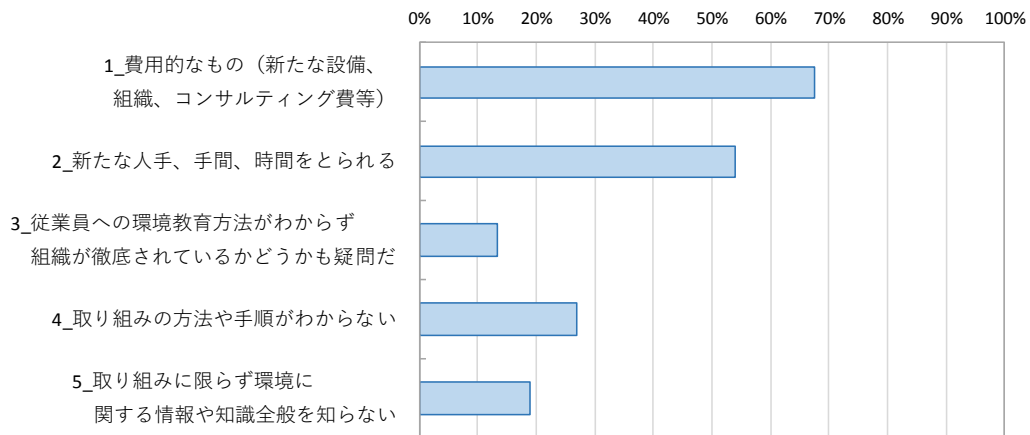
○リサイクルや再生利用に取り組んでいる事業所が 60%近くありました。

○エコアクション 21 の認証を取得している事業所は 3%でした。

問 7 問 6 の 1 から 21 の行動のうち、今後実践したいと思うものはどれですか。
 <該当する数字を 5 つまで記入してください>

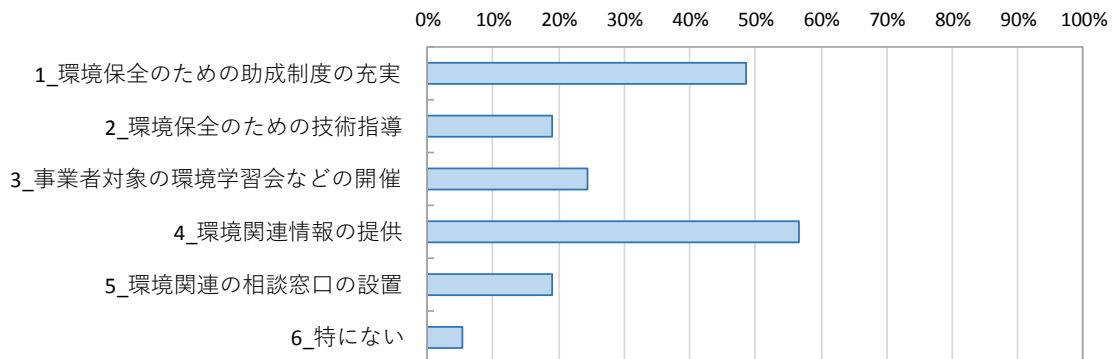
○「環境にやさしい商品を購入、生産、販売する」「トイレ用水や洗車用水などの節水を指導する」を 30%の事業者が回答していました。

問 8 環境保全に向けた取り組みを進めるうえで問題や課題になることはなんですか。
 <該当する数字の全てに○をつけてください>



○環境保全に向けた取り組みを進めるうえでの問題・課題としては、「費用的なもの」が60%以上と最も多く、次に「新たな人手、手間、時間をとられる」が50%以上となっています。

問 9 環境保全に向けた取り組みを進めるうえで市や行政に望むことはなんですか。
 <該当する数字の全てに○をつけてください>



○50%以上の事業所が環境関連情報の提供をあげています。次に 50%近くの事業所が、環境保全のための助成制度の充実をあげています。

問 10 四国中央市の環境保全に関してご意見やご要望がありましたらご記入ください。

○市への要望については、次があげられていました。

- ・環境保全の意識向上に取り組んで欲しい（2件）
- ・未利用地にソーラー発電システムを導入検討すべきと思う（1件）

第 5 章 第二次四国中央市環境基本計画の将来像及び基本目標の設定

第1節 環境の現状分析及び課題の整理

平成 19 年 7 月に策定した「四国中央市環境基本計画」では、「望ましい環境像」の達成に向け、環境分野ごとに 7 つの基本目標を設定し、24 の施策の方向、322 の施策の取り組み内容を示しています。

環境基本計画は、各環境分野の施策を総合的に整理した計画ですが、それらの施策の中でも、多くの市民の継続的な参加が見込め、比較的早い時期にスタートでき、かつ、その取り組みをきっかけに計画を市民に浸透させていけるような取り組みをリーディングプロジェクトとして 5 つ示し、計画の推進を図ってきました。

四国中央市では、環境基本計画を市のホームページに掲載するなどし、事業者や市民に啓発を図ったことや、時代の変化などによって環境に対する意識や行動力が高まり、その時代にあった活動が展開され、広がりを見せています。ここでは、四国中央市環境基本計画の取り組み結果と課題について、リーディングプロジェクトの進捗状況の面から検証します。

1. リーディングプロジェクトの進捗状況

四国中央市環境基本計画で設定した 5 つのリーディングプロジェクトについて、進捗状況を検証しました。その結果、「プロジェクト 1：リサイクル都市を築く資源回収運動」では、広報を通じ、資源ごみ回収団体奨励補助金やごみ処理容器・処理機械設置事業補助金を紹介し、古紙回収ボックス「紙ングハウス」や廃食用油の拠点回収の案内などにより資源回収運動を啓発してきました。

「プロジェクト 2：消費活動を通じたごみ減量運動」では、各店舗の独自取り組み等によるマイバッグ運動や、マイ箸を推進する店舗の紹介冊子の普及などの活動が行われてきました。

「プロジェクト 3：市民と企業の環境コミュニケーション」として、「市民提案型環境啓発事業（わたしが考える環境啓発事業）」を非営利民間団体や個人に委託して実施しています。また、各企業による意見公聴会や工場見学会、山林保護等の取り組みが行われてきました。

「プロジェクト 4：自然環境の保全と市民緑化運動」では、市のホームページによる公園や海水浴場の紹介、フラワーバンクや学校の校庭・園庭の芝生化事業等を実施しました。

「プロジェクト 5：紙のまちエコタウンプランの推進」では、製紙スラッジの再生燃料資源化（オガライト等）や、バイオマスタウン構想により堆肥製造等の取り組みを実施してきました。

このように、いくつかのプロジェクトは一定の成果があったと考えられますが、今後も継続した取り組みが必要となるものもあります。また、環境基本計画で示した取り組みをベースとして、各環境分野で独自に取り組みが行われる例も見られました。

2. 第二次四国中央市環境基本計画の方向性

四国中央市環境基本計画では多くの取り組みが盛り込まれたため、ポイントを絞り切れず、環境基本計画が示すべき環境政策の方向性が不明瞭になってしまったことは否めません。

これらの反省を踏まえ、第二次四国中央市環境基本計画では、計画期間において取り組みの検証が容易に行えるものを設定し、わかりやすい計画の進行管理が可能なものとするよう留意することとしました。

第2節 望ましい環境像

第二次四国中央市環境基本計画策定にあたり、市の環境をどのようなものにすべきかを検討して将来の「望ましい環境像（計画のキャッチフレーズ）」を定めるとともに、各環境分野における基本目標を掲げ、それらを達成していくための施策の方向性を示します。

四国中央市は、全国屈指の「製紙・紙加工業」の工業都市であるとともに、緑豊かな山々や美しい自然海岸など豊かな自然環境にも恵まれた都市で、「第二次四国中央市総合計画」（平成27年4月）でも、「環境資源を宝とするまちづくり」「活力の創造と再生のまちづくり」などを「まちづくりの基本方向（施策の柱）」に掲げています。

また、四国中央市環境基本条例では「環境の保全及び創造は、市民が自然と共生し、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない」などを基本理念として定めています。

これらを受け、第二次四国中央市環境基本計画における「望ましい環境像」を次のように定めます。

次世代を担う若者・子どもたちと、豊かな自然を大切にするまち

四国中央市

～ 持続可能な社会の構築を目指して ～

第3節 基本目標

「望ましい環境像」の実現に向けて計画を推進していくための基本目標を、「生活環境」「水環境」「自然環境」「快適環境」「廃棄物・リサイクル」「環境と社会経済」及び「地球環境」のそれぞれについて定めます。

1 生活環境：快適な住まい空間の確保と、安心できるまちづくり

四国中央市は、大気質や騒音・振動、悪臭などは環境基準値等を満足しており、生活環境に係る著しい問題は有していません。しかし、市民アンケートの結果を見ると、工場から発生する煙や悪臭、自動車排ガス・騒音などに懸念を有する意見も多く、工場・事業場対策や自動車騒音の改善や有害化学物質対策も課題のひとつです。

良好な大気質や静穏な環境は、市民が健康で文化的な生活を確保する上での基本的な条件であり、大気汚染、騒音・振動、悪臭などの影響の少ない、快適な住まい空間の確保と、安心できるまちづくりを実現するよう、努めていく必要があります。

2 水環境：良質な水を守り、水とともに発展するまちづくり

四国中央市は、法皇山脈から四国山地へと続く山間部を擁し、この豊かな山地からの自然水という恵みを与えられ、製紙等に代表される産業や、私たちの生活が支えられています。

海側では、余木崎海岸や寒川海岸などの自然海岸が、海水浴や自然とのふれあいの場として市民に親しまれています。

私たちは、これら山と海からの水環境の恩恵を受けて生活しています。私たちは、健康で文化的な生活を営むためにこれらの良質・良好な水環境を楽しんでいます。同時に、将来に向けて、これらを保全し次世代に引き継いでいく責務を有しています。

3 自然環境：美しい自然環境の保全と、まちの緑や公園の整備の促進

四国中央市は、北は瀬戸内海の沿岸、南は山林で構成され、市域の8割近くを林野が占めており、市内に県立自然公園、県自然環境保全地域及び自然海浜保全地区を抱えるなど、自然環境に恵まれています。

良好な自然環境は、快適な生活、豊かな文化、豊かな心を育む源泉となるものであり、私たちも四国中央市の豊かな自然環境を保全し、将来の世代に引き継いでいく必要があります。

そのためには、森林、農地、水辺、海岸等における多様な自然環境を総合的に保全することにより、人と自然との豊かな触れ合いを確保することが大切です。また、市街地等における緑化や公園整備を促進し、市民が四国中央市の自然環境と触れ合い、次世代に継承していく意識を持つことが大切です。

4

快適環境：美しい景観や歴史・文化の継承と創造

市民アンケートの結果を見ると、景観やまち並みの美しさなど、日常生活において市民が美しさや潤いに対する満足度は高くない状況です。

このため、自然環境の保全に加えて、清らかな水環境の保全・創造、地域の個性を活かした美しい景観の形成、歴史的文化的遺産と一体をなす景観の保全を図り、潤いと安らぎのある快適な環境を創造する必要があります。

5

廃棄物・リサイクル：持続性のある循環型社会の形成

今日の発展を支えてきた大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、廃棄物処理に伴う環境問題、不適正な処理に伴う環境汚染、最終処分場の残余容量のひっ迫、廃棄物の不法投棄等の問題を引き起こしています。また、こうした活動様式は、化石資源を中心とした天然資源の枯渇への懸念や、地球温暖化問題等の地球規模での環境問題に密接に関係しています。

このような状況の中で、四国屈指の工業地帯を抱える四国中央市としては、行政と市民・企業が一体となり、ごみの減量化、再資源化の取り組みに努め、持続性のある循環型社会の形成に努めていく必要があります。

6

環境と社会経済：地域産業の発展・振興と、地域の魅力を活かす観光・物産の振興

現代の環境問題を考える上で、持続可能な開発を目指し、環境的側面、経済的側面及び社会的側面を統合的に向上させることは、私たちが取り組むべき重要な課題です。

企業と市民・行政の協働による取り組みが、四国中央市の製紙等に代表される産業の発展や観光・物産の振興を図り、環境ビジネスの展開に結び付くことを目指して、必要な取り組みを推進していくことが大切です。

7

地球環境：次世代を担う若者・子どもたちへの、美しい地球環境の伝承

今日の繁栄を支えてきた事業活動や利便性を追及した生活の営みは、資源やエネルギーを大量に消費し、私たちの社会を取り巻く環境に多大な負荷を与え、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題を引き起こし、私たちの生活そのものを脅かす要因のひとつとなっています。

これらの問題は、私たち一人ひとりの日常生活様式や事業活動が、大きく起因しています。今後、市民一人ひとりの意識改革を促し、地球温暖化の防止、オゾン層破壊の抑制等の推進を図り、地球環境保全に資する社会を創造するとともに、これを次世代に引き継いでいく必要があります。

第 6 章 環境施策の展開

第1節 実施すべき施策

1. 生活環境：快適な住まい空間の確保と、安心できるまちづくり

四国中央市の大気質は環境基準値以下ですが、環境負荷のさらなる低減に向けた取り組みを、引き続き推進していく必要があります。また、自動車の排出ガス対策及び自動車騒音対策は重要な課題であり、野焼きや生活騒音など生活型公害への対策、有害化学物質対策も進めていく必要があります。

施策 1 大気汚染・騒音・振動の発生防止

(1) 行政の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容
大気質の常時監視、騒音振動調査の実施	愛媛県と協力して、大気質の常時監視、騒音・振動の調査及び監視パトロールを継続して実施します。
工場・事業場対策	工場や事業場に対しては、大気汚染防止法等に基づき、ばい煙の排出や粉じんの発生防止に関わる立入調査や指導を継続して実施します。
道路沿道環境対策	大気の浄化や都市気候の調整などに資するため、道路の緑化を推進します。 幹線道路ネットワークの整備、交差点改良等の道路構造の改善、自動車交通需要の調整など、交通流の円滑化対策を推進します。
自動車排出ガス・騒音・振動対策	バス路線の維持、交通渋滞の緩和、排ガス低減による環境改善を図るため、公共交通機関の利用を推進します。 自転車通勤を奨励して自動車交通量の低減を図るとともに、必要に応じて駐輪場や自転車道を整備します。 四国中央市が公用車を更新する場合は、低公害車（低排出ガス車、ハイブリッド自動車等）を基本にするとともに、市民や事業所に対する低公害車の普及に努めます。 事業者には、共同輸配送の活用等による物流の効率化、貨物一単位当たりの環境負荷が小さい交通手段（海運、鉄道など）の利用を呼びかけます。 自動車騒音を防止するため、必要に応じて遮音壁、低騒音舗装、植樹帯整備等の対策を推進します。
光化学オキシダント対策	光化学オキシダントによる汚染については、原因物質である窒素酸化物や炭化水素の排出抑制対策を推進します。
アスベスト対策	アスベストについては、昭和30年代から50年代にかけて多く建設されたアスベスト使用建築物の解体件数増加が見込まれていることを踏まえ、市民や事業者を対象とした相談窓口の設置について検討します。
生活騒音対策	家庭の生活騒音など日常生活に起因する近隣騒音については、地域社会のルールづくりや環境保全意識の向上を図るための啓発に努めます。
野焼きの禁止の徹底	廃棄物処理法に基づき、野焼きの禁止を徹底します。
苦情処理体制の整備	苦情に対し、迅速・的確に対応できる体制を整備します。

(2) 市民・事業者の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容	主 体	
		市 民	事業者
大気質の常時監視、 騒音振動調査の実施	大気汚染防止法等を遵守するとともに、環境負荷のさらなる低減に向けた取組を促進し、ばい煙の汚染物質濃度の削減や粉じんの発生防止に努めます。		○
	騒音規制法や振動規制法等を遵守するとともに、自主的な騒音防止・振動防止の取組を促進し、これらの発生防止に努めます。		○
自動車排出ガス・ 騒音・振動対策	マイカー、社用車の買い換えに当たっては、低排出ガス車やハイブリッド自動車、天然ガス自動車など環境に配慮した自動車の購入を検討します。	○	○
	なるべく公共交通機関を利用し、自動車交通量の低減に協力します。	○	○
	荷主と物流事業者との協働により、輸送の効率化やトラックから鉄道や海運への転換を図るよう努めます。		○
	不要なアイドリングをやめ、急発進・急停車・急加速をしない、過積載をしない、制限速度を守るなどエコドライブを心がけます。	○	○
	従業員の通勤に当たっては、公共交通機関の利用、マイカー相乗りによる通勤を指導し、自動車交通量の低減に努めます。		○
光化学オキシダント対策	光化学オキシダントの原因物質である窒素酸化物や炭化水素の排出抑制に努めます。		○
アスベスト対策	家屋や事務所、事業場等の解体や改修に当たっては、アスベスト使用の有無を確認し、対処方法がわからない場合は市に相談します。	○	○
建設工事に伴う 騒音・振動対策	建設工事に当たっては、低騒音・低振動型建設機械を使用し、作業時間に配慮します。		○
生活騒音対策	テレビやオーディオの音量に注意して深夜にはヘッドホンを使う、洗濯や掃除の時間帯に配慮する、自動車やバイクのアイドリングを控え大きな音をたててドアを閉めないなど、不用意な生活騒音を発生させないように気をつけます。	○	
野焼きの禁止の徹底	事業系一般廃棄物や産業廃棄物、ごみの野焼きはしません。	○	○

施策 2 悪臭の防止

(1) 行政の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容
工場・事業場対策	工場や事業場に対しては、悪臭防止法等に基づき、悪臭の発生防止に関わる規制や指導を継続して実施します。また、必要に応じて工場や事業場の敷地境界線などで悪臭を測定します。
畜産事業場対策	畜産事業場に対しては、畜舎内での早期の糞尿分離、糞尿の早期の搬出、畜舎の清掃等の悪臭防止対策を指導します。また、糞尿のバイオマスとしての有効利用法を検討し、必要に応じて処理施設を整備します。
日常生活に起因する悪臭の防止	ペットの飼育や違法であるごみの焼却など、日常の家庭生活に起因する悪臭の発生を防止するため、地域生活におけるマナーの向上や地域環境に対する意識啓発を進めます。
苦情処理体制の整備	苦情に対し、迅速・的確に対応できる体制を整備します。

(2) 市民・事業者の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容	主 体	
		市 民	事 業 者
工場・事業場対策	悪臭防止法等を遵守するとともに、自主的な悪臭防止への取組を促進し、悪臭の発生防止に努めます。		○
畜産事業場対策	畜産事業場については、畜舎内での早期の糞尿分離、糞尿の早期の搬出、畜舎の清掃等により、悪臭の発生防止に努めます。		○
日常生活に起因する悪臭の防止	ペットの飼育に当たっては、飼育場所の清掃を適切に行うとともに、犬の散歩時の糞を持ち帰るなど、地域生活におけるマナーを遵守します。	○	
	事業系一般廃棄物や産業廃棄物、ごみの野焼きはしません。	○	○

施策 3 有害化学物質対策

(1) 行政の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容
有害化学物質に関する調査の実施	環境中のダイオキシン類や環境ホルモンについては、国や愛媛県と協力して適切な場所を選定し、大気、河川、海域、土壌における濃度測定を継続して実施します。
有害化学物質に関する情報の提供	P R T R（環境汚染物質排出・移動登録）制度の普及に努めるとともに、化学物質の地域別の排出量等のデータを活用し、必要に応じて市民に情報提供します。
ダイオキシン類対策	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設については、愛媛県と協力して適切な維持管理を指導するとともに、排ガス、排出水、焼却灰等のダイオキシン類の監視を継続して実施します。
苦情処理体制の整備	苦情に対し、迅速・的確に対応できる体制を整備します。

(2) 市民・事業者の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容	主体	
		市民	事業者
有害化学物質に関する調査の実施	P R T R（環境汚染物質排出・移動登録）制度等を遵守するとともに、環境負荷のさらなる低減に向けた取組を促進し、化学物質を適切に管理するとともに、廃棄する場合は適切に処分します。		○
有害化学物質に関する情報の提供	化学物質を廃棄する場合は、そのまま捨てたり流しに流したりせず、販売店に引き取ってもらうなど、説明書に従って適切に処分します。	○	○
ダイオキシン類対策	ダイオキシン類対策特別措置法を遵守し、ダイオキシン類の発生防止に努めます。		○
	ダイオキシン類を発生させないため、廃棄物の野焼きはしません。	○	○

2. 水環境：良質な水を守り、水とともに発展するまちづくり

銅山川、新宮ダム、柳瀬ダムの水質は良好ですが、川之江地域や伊予三島地域の市街地では、有機汚濁が見られる河川が少なくありません。市街地及び三島川之江港の水質改善のためにも、下水道や合併浄化槽の整備など、工場排水や家庭排水の有機汚濁対策を進めていく必要があります。また、近年問題となっている農業・畜産業対策や、地下水のかん養に資する対策を推進します。

施策1 水質の保全

(1) 行政の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容
公共用水域及び地下水の水質測定	愛媛県と協力して、公共用水域の水質測定及び地下水の水質測定を継続して実施します。
工場・事業場対策	工場や事業場に対しては、水質汚濁防止法等に基づく排水規制及び地下浸透規制を継続して実施します。 排水規制の対象となっていない規模や業種の工場や事業場については、排水の実態調査及び規制の必要性について検討します。
生活排水対策	公共下水道の整備を進めるとともに、整備区域については下水道への早期の接続を推進します。 下水処理区域以外の地域においては、合併処理浄化槽の普及を推進します。また、廃食油を回収に出す、食べ残しを流さない、水切りネットを使用する、風呂の残り湯を洗濯に使用するなど、家庭でできる生活排水対策を普及させるよう努めます。
農業・畜産業対策	農産物に対する「健康・安全・安心」への関心の高まりを受け、農業協同組合等と協力して、農薬・肥料の低減、有機・低農薬栽培など、環境保全型農業を推進します。 畜産事業者には、家畜糞尿の適正処理を指導し、環境負荷の低減を図ります。
水質保全のための普及啓発	地域住民や企業等などの協力のもとに、市民や事業者が一体となった河川及び海岸の美化運動を推進します。 市民が水辺とふれあい、水環境保全に対する意識が向上するよう、河川、水路、海岸等を自然環境の保全に配慮した上で整備します。
苦情処理体制の整備	苦情に対し、迅速・的確に対応できる体制を整備します。
海岸漂着物 海岸漂流物	環境美化意識の向上を図るための啓発活動を積極的に進めるとともに、海岸漂着物・海岸漂流物については各海岸管理者と自治体が連携して処理を進めます。

(2) 市民・事業者の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容	主体	
		市民	事業者
工場・事業場対策	水質汚濁防止法等の排水基準を遵守するとともに、排水処理技術の向上に取り組み、水質への影響を最小限にします。		○
	有害物質が地下に浸透して地下水汚染を生じさせないよう、保管等には十分注意します。		○
	法規制対象外の工場や事業場でも、排水をきれいにして放流します。		○
生活排水対策	公共下水道が整備された地区では、速やかに下水道に接続します。	○	
	下水処理区域以外の地域では合併浄化槽を設置し、適切な処理水質が維持されるよう、定期的に維持管理します。	○	
	廃食油は流しに流さず回収に出します。また、食べ残しを流さない、水切りネットを使用する、風呂の残り湯を洗濯に使用するなど、生活排水対策を励行します。	○	
農業・畜産業対策	農業においては、農薬・化学肥料を使いすぎないように、適正量を使用します。また、有機栽培など環境負荷の少ない農業を推進します。	○	○
	畜産業においては、家畜排せつ物法を遵守し、家畜糞尿を適正に処理します。	○	○
水質保全のための普及啓発	河川や海岸の美化運動に積極的に参加します。	○	○
	積極的に水辺とふれあい、水環境を大切にすることを意識を育てます。	○	○

施策 2 水循環の保全

(1) 行政の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容
地下水のかん養	降雨をできるだけ地下に浸透させ地下水をかん養するなど健全な水循環の構築のため、山林の保全と維持管理、水田の保全を図ります。
	道路工事における透水性舗装の促進、その他駐車場、歩道、公共施設における雨水の地下浸透を促進し、水循環の適正化を図ります。
水資源の有効利用のための普及啓発	四国中央市が率先して節水に努めるとともに、市民が渇水問題について考え、水を大切に利用していくよう啓発します。

(2) 市民・事業者の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容	主体	
		市民	事業者
地下水のかん養	自宅・事業用地の駐車場等はなるべく舗装せず、土のまま残すか、透水性舗装を検討します。	○	○
水資源の有効利用のための普及啓発	山林の維持管理では、ボランティアとしての協力を検討します。	○	○
	家庭用の雨水貯留施設を設置するなど、雨水の有効利用を検討します。	○	○

施策3 土壌汚染の防止

(1) 行政の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容
工場・事業場対策	工場や事業場に対しては、水質汚濁防止法、大気汚染防止法等に基づき、有害物質の排水規制・地下浸透規制、ばい煙の排出規制などを継続して実施します。
	事業者の自主的取組を促進し、土壌汚染及び地下水汚染の早期発見と対策を推進します。
環境保全型農業の推進	農産物に対する「健康・安全・安心」への関心の高まりを受け、農業協同組合等と協力して、農薬・肥料の低減、有機・低農薬栽培、農薬系廃棄物の適正処理を進めます。

(2) 市民・事業者の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容	主体	
		市民	事業者
工場・事業場対策	水質汚濁防止法、大気汚染防止法、土壌汚染対策法等を遵守するとともに、環境負荷のさらなる低減に向けた取組を促進し、排水の濃度、ばい煙の濃度等を適切に管理します。		○
	自主的に敷地内の土壌汚染の状況や地下水の水質を監視するよう努め、異常があれば、関係機関に連絡した上で適切な土壌汚染対策を実施します。		○
環境保全型農業の推進	有機・低農薬で栽培された農作物を優先して購入します。	○	
	農業においては、農薬・化学肥料を使いすぎないよう、適正量を使用します。また、有機・低農薬栽培など環境負荷の少ない農業を推進します。		○

3. 自然環境：美しい自然環境の保全と、まちの緑や公園の整備の促進

市内では、県立自然公園、自然海浜保全地区、県自然環境保全地域、えひめ自然百選など自然環境関連の地域指定が多くなされています。これらの良好な自然環境を子孫の代まで保全していかなくてはなりません。

このため、土地利用などにおける動植物の生息・生育域の保護・保全、山林の維持管理、河川や海域の生物や生息・生育域の保護・保全を推進します。また、自然環境の保全のためには自然に親しみ、自然環境保全に対する意識を高める必要があるため、自然とのふれあいに係る施策を推進します。さらに近年の山林等の放置が災害の発生につながっていることから、山林の維持管理と併せて地域で助け合えるコミュニティづくりを進めます。

施策 1 動植物の保護・自然環境の保全

(1) 行政の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容
開発事業や土地利用における配慮	公共事業における土地の形状の変更、工作物の新設等の事業に当たっては、調査・計画、工事の各段階において、環境に対して適切に配慮します。民間事業については、事業実施に当たって関係課との事前協議を義務付けるなど、環境配慮のための指導を徹底します。
自然保護意識の啓発	四国中央市の貴重な財産である自然環境については、自然と共生した土地利用の推進による保全に努めます。また、学校教育、生涯教育及び広報等により自然保護意識の啓発を図るとともに、自然とのふれあいの場としての活用を進めます。
希少動植物の保護及び生息・生育域の保全	各種調査で確認された希少動植物を保護し、それらの生息・生育域と併せて保全を図ります。
外来生物対策	外来生物による在来生物や生態系への影響を防止・軽減するため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、特定外来生物の飼養、輸入等に対する規制及び防除事業を着実に実施します。また、外来生物の適切な取り扱いに関する普及広報活動の強化に努めます。
河川及び海域の生態系の保全	河川に生息する水生生物の生息・生育環境を、周辺の山林と併せて保全します。 河川や用排水路の整備に当たっては、三面張りコンクリートをなるべく避け、市民が生き物とふれあうことができるような、例えばホタルなどの生息や産卵が可能な形式の護岸を河川管理者へ働きかけます。
自然海岸の保全	生物の重要な生息場や餌場である自然海岸(干潟・藻場)の保全について、海岸管理者へ働きかけます。

(2) 市民・事業者の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容	主体	
		市民	事業者
開発事業や土地利用における配慮	開発事業においては、土地利用計画などの設計や工事の実施に当たって関係課の指導に従い、自然環境に十分に配慮します。		○
希少動植物の保護及び生息・生育域の保全	四国中央市の動植物に関心を持ち、それらの保護・保全に協力します。	○	○
外来生物対策	特定外来生物は飼育しません。	○	○
	既に飼育している外来生物は責任を持って管理し、逃がしたり放したりしません。	○	○
河川及び海域の生態系の保全	河川や海岸の清掃活動に積極的に参加します。	○	○
	釣りやレクリエーションの際は、魚介類を必要以上に獲ったりせず、幼魚や稚魚は逃がすなど、水生生物や水産資源の保護に協力します。また、ごみを持ち帰ります。	○	
	釣りの際は、釣り糸や釣り針などの後始末を徹底します。	○	
	地元で水揚げされた水産物を購入し、地産地消の取り組みを広げます。	○	○
	資源管理型漁業を推進し、水産資源の保護に努めます。	○	○
自然海岸の保全	漁網にかかったごみは、適切に処理します。		○

施策2 自然とのふれあい

(1) 行政の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容
自然とのふれあいの確保	人と自然とのふれあいを確保するため次のような施策を講じます。 <ul style="list-style-type: none"> 必要な施設の整備及び指導者の育成を進めます。 自然に親しむ運動や自然観察会など、自然とふれあう機会を提供します。 自然とふれあう場合を守るべきマナーや配慮事項についても併せて啓発します。
グリーン・ツーリズム等の推進	都市住民が農山村地域において滞在型の余暇活動を行うグリーン・ツーリズム（漁村地域ではブルー・ツーリズム）などを進め、農村や漁村の環境及び農林業や漁業に対する意識を高めます。 農山村地域の耕作放棄地は、市民農園としての活用を検討し、農作地及び農作地の生態系の保全に資することとします。
自然とのふれあいに係る環境整備	自然的景観資源及び水源かん養林として森林を保全しつつ、キャンプ場や自然体験施設を充実させ、市民の憩いの場や自然とのふれあいの空間として活用します。 河川や自然海岸を保全しながら、親水性や生態系に配慮した環境護岸や散策路の整備など、市民が憩い、自然とふれあえる水辺の快適空間の整備を進めます。
自然を活用したまちづくり	川、里山、海などの活用方法を考え、豊かな自然を資源としたまちづくりを進めます。

(2) 市民・事業者の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容	主体	
		市民	事業者
自然とのふれあいの確保	自然体験や自然観察会に参加し、森林、農地、河川、自然海岸、干潟、藻場等の自然が環境に果たす役割について学ぶとともに、自然を保護する取り組みに協力します。	○	○
	ハイキングコースなどの利用や、森林や里山のボランティア活動に参加することを通じて、自然と積極的にふれあうよう努めます。	○	
	森林や里山のボランティア活動に参加することを通じて、多くの社員が積極的に自然とふれあい、環境に配慮した行動ができる企業風土を醸成します。		○
グリーン・ツーリズム等の推進	グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムに参加し、農村や漁村並びに農業、林業、漁業等への関心を高めるよう努めます。	○	○
	市民農園の利用を検討します。	○	
自然を活用したまちづくり	豊かな自然を資源として活用したまちづくりの方法を考え、実践します。	○	

4. 快適環境：美しい景観や歴史・文化の継承と創造

美しい公園や緑地は、うるおいある市民生活を送る上で重要な役割を果たしていますが、市民一人当たりの公園面積は、全国平均の70%と少なくなっています。また、市民アンケートでは、市民は四国中央市の景観を良好とは感じておらず、道端、河川敷、海辺のごみや犬の糞が多いと感じています。このため、公園や緑地の整備、緑化の推進、まちの景観や美観維持のほか、高齢化社会の現状を踏まえて、安心・安全なまちづくりを推進します。

施策1 公園や緑地の整備及び緑化の推進

(1) 行政の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容
公園や緑地の整備	市民の憩い・ふれあい・交流の場として、既存の総合公園や運動公園等の整備充実を図ります。
	身近な近隣公園や街区公園等の公園について、市民参加により地区の特色を活かした整備充実を図ります。
	うるおいある環境づくりや防災等、多様な役割を果たす緑地の整備を図ります。
緑化の推進及び花と緑のまちづくり	道路や公共施設の緑化を進め、うるおいある環境の創造を図ります。緑化に当たっては、郷土樹種を中心として樹種を選定します。
	市民の主体的な参加により、花と緑のまちづくり運動を展開するとともに、緑化推進団体の育成や啓発活動、生け垣化やガーデニングの推奨・指導など、緑豊かな生活環境の形成を図ります。
公園や緑地の維持管理の促進	公園や緑地が美しく快適に利用できるよう、ボランティア活動や里親制度などにより適切な維持管理を促進するとともに、利用者のモラルの向上を図るための啓発に努めます。

(2) 市民・事業者の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容	主体	
		市民	事業者
緑化の推進及び花と緑のまちづくり	家の庭やベランダ、事務所等を緑化し、生垣を設置するなど、積極的に緑を増やします。	○	○
	緑化運動に積極的に参加・協力します。	○	○
	開発事業に当たっては、緑の保全や緑化に努めます。		○
公園や緑地の維持管理の促進	公園や緑地、道路、学校等の樹木や草花を大切に扱います。	○	
	公園や緑地を管理するボランティアに積極的に応募し、地域の人が気持ちよく利用できるようにします。	○	○

施策 2 景観の保全及びまちの美観の維持

(1) 行政の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容
景観条例の制定	四国中央市の豊かな自然資源、豊かな自然景観を守るとともに、地域の個性豊かな都市景観の形成を図るため、景観条例の制定を図ります。
自然景観、市街地の景観、 文化的・歴史的景観の保全	緑豊かな山並み等の景観を保全するため、森林の保全・整備を進めます。
	瀬戸内海の優れた景観を守るため、自然海岸の保全及び景観に配慮した海岸線の整備を図ります。
	道路の緑化、街路灯など沿道施設のデザイン化、景観を損なう看板対策など、まち並みの整備を促進します。
	文化財や歴史的な建造物の保全に努めます。
	鉄道駅前や公共施設などについて、景観に配慮した整備を図るとともに、シンボリックな建造物の設置等、市の顔としての整備に努めます。
	景観についての情報提供及び意識啓発に努めるとともに、地域景観賞の設定など、地域景観資源の普及・保存を図ります。
市民参加による景観づくり	地区の特色ある景観づくりを促進するため、市民による花づくりや緑化を進めるとともに、市民参加による公園整備や景観協定の締結促進を図ります。
まちの美観の維持	犬のふん害防止のための普及啓発を図ります。
	必要に応じて環境美化条例の制定を検討します。

(2) 市民・事業者の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容	主体	
		市 民	事 業 者
自然景観、市街地の景観、 文化的・歴史的景観の保全	地域の文化財や歴史的な建造物を大切にし、文化的・歴史的景観を保全します。	○	○
	住宅・事業所等を建てる時は、屋根や壁の色などが周辺の景観と調和するよう配慮します。	○	○
まちの美観の維持	まちの美観の維持のため、ポイ捨てはしません。	○	○
	所有する空き地等は、雑草やごみを除去するなど維持管理に努めます。	○	○
	自転車は駐輪場にとめます。	○	○
	地域の清掃活動に積極的に参加します。	○	○
	店先の商品の陳列、立て看板や自動販売機等の設置に当たっては、通行に支障を及ぼしたり美観を損ねることがないように配慮します。		○
	散歩時の犬のふんを放置せず、飼い主が持ち帰って適切に処分します。	○	

施策3 安心・安全なまちづくりの推進

(1) 行政の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容
公共施設等の バリアフリー化	高齢者等が安全で自由に行動し、社会参加できるよう、公共建築物や歩行者空間、公園などのバリアフリー化やエレベータの設置等を推進するとともに、既存施設についても適時改修に努めます。
人にやさしい 道路づくり	一般歩行者はもとより、高齢者や障害者等が安心して生活できる交通環境を確保するため、歩道と車道の分離、歩道の拡幅、ガードレールやミラーなど交通安全施設の整備、バリアフリー化、点字ブロックの設置など、人にやさしい道路づくりに努めます。
	他市に誇れるような遊歩道を整備します。また、必要に応じて駐輪場や自転車道を整備します。

(2) 市民・事業者の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容	主体	
		市民	事業者
人にやさしい 道路づくり	通勤や行楽時はマイカーの使用を自粛し、自転車や公共交通機関の利用に努めます。	○	○
	駐車や駐輪の際には、歩行者や緊急自動車等の邪魔にならないようにします。	○	○

5. 廃棄物・リサイクル：持続性のある循環型社会の形成

四国中央市民一人一日当たりのごみ排出量は、全国平均値及び愛媛県平均値の両方を下回っています。今後もこれを維持するため、ごみの発生抑制やリサイクルの推進はもちろんのこと、ごみの適切な分別がリサイクルを促してごみの減量化に結び付くことから、分別を徹底していきます。

最終処分場の確保のための施策や、従来から問題となっている廃棄物の不法投棄対策、ごみのポイ捨て対策等を進めていきます。

施策1 廃棄物の減量

(1) 行政の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容
ごみの発生抑制による減量	広報などにより、マイバッグ運動、リターナブルびんやリターナブル容器の使用、エコマーク商品の購入など、ごみを出さない取り組みや省資源に関わる取り組みを周知し、これらを推進します。
	幅広い年齢層を対象に、学校や地域等の多様な場において、もったいないという精神を浸透させ、ごみの減量を図ります。
ごみの分別・有効利用による減量	減量化のため、ごみの有料化について検討します。
	わかりやすいごみの分別表の作成や収集システムの検討、分別状況の公表、資源ごみの再生過程の周知、リサイクルに関する情報のPR等により、分別の必要性を市民に周知するとともに、市民には、より徹底した分別の協力を依頼します。
	市民が積極的にごみ焼却場等を見学する機会を設け、分別の重要性について啓発します。
	フリーマーケットの開催支援などについて、検討します。
事業活動における廃棄物の減量	事業者には、グリーン購入の促進、製造・販売過程で発生した廃棄物の分別・再資源化の徹底、ばら売りの推進、過剰包装の抑制等を指導し、事業活動における廃棄物の減量化を図ります。

(2) 市民・事業者の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容	主体	
		市民	事業者
ごみの発生抑制による減量	食品は、必要なものを必要なだけ購入し、食べ残しや賞味期限が切れた食品を捨てることのないようにします。	○	
	工業製品等は修理して長く使用するようにします。	○	
	買い物をする場合は、できるだけ環境に配慮した店舗で買うようにします。	○	
ごみの分別・有効利用による減量	マイバッグ運動、リターナブルびんやリターナブル容器の使用、エコマーク商品の購入など、ごみを出さない取組や省資源に関わる取り組みに、積極的に参加・協力します。	○	○
	生ごみ処理容器で肥料化するなどで、生ごみの減量を図ります。	○	
	資源ごみが有効に利用されてごみの減量に結び付くよう、定められた分別方法を遵守します。	○	
事業活動における廃棄物の減量	フリーマーケットなどを利用して、不要な物の有効活用を図り、ごみの減量に努めます。	○	○
	グリーン購入の促進、製造・販売過程で発生した廃棄物の分別・再資源化の徹底、ばら売りの推進、過剰包装の抑制等により、事業活動における廃棄物の減量化を図ります。		○

施策 2 廃棄物の適正処理

(1) 行政の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容
ごみ処理施設の適正な維持管理	四国中央市クリーンセンターにおいて、引き続き安全で衛生的なごみ処理を進めるとともに、施設の適正な維持管理に努めます。
環境モニタリングの実施	必要に応じて、四国中央市クリーンセンターや埋立処分場周辺的环境モニタリングを行います。

(2) 市民・事業者の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容	主体	
		市民	事業者
廃棄物適正処理の推進	ごみを出す日、時間、ごみ出しの方法など、ごみ出しのマナーを遵守します。	○	
	ごみステーションの清掃と管理に努めます。	○	
	埋立処分場の延命化のため、ごみの減量に努めます。	○	○
	廃棄物処理法を遵守し、事業系一般廃棄物や産業廃棄物を適正に処理します。		○
	廃棄物の減量やリサイクルに取り組み、最終処分場の延命化に協力します。	○	○

施策3 資源の循環的利用

(1) 行政の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容
古紙回収と再生利用の推進	<p>日本を代表する紙のまちとして、古紙引取回収処理事業を発展させ、古紙の回収及び再生利用において全国のモデルとなるような取り組みを、市民・事業者・行政が協働してできるよう検討します。</p> <p>資源ごみ回収奨励補助事業により、資源回収協力団体をはじめ、地域における市民の自主的なリサイクル運動を育成します。</p>
リサイクルプラザの充実	<p>既設のリサイクルプラザについては、資源回収、不燃物処理及びリサイクル品有効利用等のための設備を充実させ、リサイクルの推進及び市民意識の向上を図ります。</p>
公共事業におけるリサイクル等の推進	<p>公共工事においては、埋め戻し材や骨材として再生品を積極的に利用します。また、下水汚泥等については堆肥化の検討及び建設資材としての活用方法の検討を行うなど、公共事業において積極的に再生資材を活用します。</p>

(2) 市民・事業者の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容	主体	
		市民	事業者
古紙回収と再生利用の推進	<p>古紙の分別を徹底し、古紙などの資源回収及び再生利用の取り組みに積極的に参加します。</p>	○	○
	<p>不用品をバザーに出したり、リサイクルショップを活用するなど、リサイクルシステムの構築に協力します。</p>	○	
	<p>再生利用できる下水汚泥を確保するため、下水道には水処理ができない固形物、廃棄物、有害物質等を流しません。</p>	○	
公共事業におけるリサイクル等の推進	<p>公共工事のみならず、民間の工事においても、埋め戻し材や骨材として再生品を積極的に利用します。</p>		○

施策 4 ポイ捨て及び不法投棄の防止

(1) 行政の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容
環境美化に関する啓発活動	環境美化意識の高揚を図るための啓発活動を積極的に推進します。
地域住民の環境美化活動の支援	地域の団体や市民ボランティアが市と協議の上、公共の場所の美化活動を継続して行う里親制度など、地域住民の自主的な環境美化活動を支援します。
不法投棄の防止	監視カメラの設置、不法投棄禁止の看板設置、投棄者への罰則強化など、不法投棄の未然防止のための措置を講じます。

(2) 市民・事業者の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容	主体	
		市民	事業者
環境美化に関する啓発活動	地域の清掃活動に積極的に参加します。	○	○
地域住民の環境美化活動の支援	里親制度による、自主的な環境美化活動に取り組みます。	○	○
不法投棄の防止	ごみのポイ捨て、廃家電や廃タイヤ等の不法投棄は絶対にしません。	○	○
	所有地を適正に管理し、不法投棄が行われないようにします。	○	○
	廃棄物の不法投棄は絶対に行わず、適正に処理します。	○	○

6. 環境と社会経済：地域産業の発展・振興と、地域の魅力を活かす観光・物産の振興

現代の環境問題を考える上で、持続可能な社会を目指し、環境的側面と経済的側面を統合的に向上させることは、今後、取り組むべき重要な課題です。従来の事業者、市民、行政が個々に実施していた取り組みはもとより、事業者と市民・行政の協働による取り組みが、地域の環境保全と事業者のメリットの双方に、さらには環境ビジネスの展開に結び付くことを目指して、必要な取り組みを進めます。

施策 1 事業者の環境保全の取り組みの推進

(1) 行政の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容
環境報告書の作成・教育	事業者の環境報告書の作成・公表の普及を図ります。 また、国・県・市の環境白書やIPCC報告書などを随時紹介し、環境教育の充実を図ります。
職場における環境教育の推進	従業員が、事業活動と環境との関わりについて理解することにより、事業活動における環境配慮や環境マネジメントが促進されるよう、職場における環境教育を推進します。
環境マネジメントシステムの導入	環境マネジメントシステムの取得など、事業者の環境問題への取り組みを支援します。
地域の環境保全活動等への参加	より多くの事業所が、市民・市民団体・NPO等と連携を密にして環境保全活動を推進し、市などが企画する環境イベントに積極的に参加するよう呼びかけます。

(2) 市民・事業者の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容	主体	
		市民	事業者
環境報告書の作成・教育	事業者の環境報告書等に関心を持ち、身近な事業者のものなどを読みます。	○	○
	環境報告書の作成を検討し、市民や行政との環境コミュニケーションに有効に活用します。		○
職場における環境教育の推進	従業員が、事業活動と環境との関わりについて理解することにより、事業活動における環境配慮や環境マネジメントが促進されるよう、職場における環境教育を推進します。		○
環境マネジメントシステムの導入	環境マネジメントシステムの認証取得を検討します。		○
地域の環境保全活動等への参加	通常の業務活動を通じて環境保全に寄与できる取り組みがないか、検討します。		○
	環境イベントには積極的に参加して、市民・事業者・行政等とのコミュニケーションを推進します。	○	○
	市民・事業者・行政と協働し、地域の環境保全活動を推進します。	○	○

施策 2 環境ビジネスの展開

(1) 行政の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容
環境ビジネスの検討及び企画	経済的な基盤が充実すると、環境保全の活動をより持続的に進めることができます。このため、地域コミュニティにとって必要な事業を、その力を使いながら収益事業として行う、いわゆる「コミュニティ・ビジネス」のさまざまな運営手法を検討・企画します。
	四国中央市の豊かな自然環境や大規模な工場等を地域観光資源として捉え、これらを結ぶ観光ルートを検討します。
自然や工場等を観光資源とした環境ビジネスの検討	四国中央市の基幹産業である製紙業と協働した古紙回収の取り組み、ごみや廃棄物などをバイオマスとして活用する取り組み、豊かな自然環境を活用する取り組みなどの環境ビジネスを検討します。
リサイクルポート指定によるリサイクル産業の振興	三島川之江港のリサイクルポート指定を受け、古紙のリサイクルや製紙スラッジの活用など、リサイクル産業の振興及び地域活性化を図ります。

(2) 市民・事業者の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容	主体	
		市民	事業者
環境ビジネスの検討及び企画	新たな環境ビジネスの創出を目指します。		○
自然や工場等を観光資源とした環境ビジネスの検討	環境保全に関する取り組みや環境ビジネスについてヒントを得るためにも、工場見学などを通じて市民や児童等の意見、要望、提案を把握し、環境コミュニケーションを推進します。		○
	市民や行政の企画立案等をもとに、古紙回収、バイオマス、豊かな自然環境の活用などの取り組みが環境ビジネスとして開始された場合、積極的に協力して、それらを育てます。	○	○

施策 3 環境教育の推進及び指導者の育成

(1) 行政の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容
環境教育の推進	環境保全をテーマとする記事の広報誌への掲載や意識啓発用パンフレットの発行、環境市民会議の設置による市民参加により、市民の環境意識の高揚、環境にやさしいライフスタイルの普及を図ります。
	市民の環境意識の高揚のため、環境に関する講演やイベントを企画します。
	各小中学校に子どもエコクラブへの加入を呼びかけるとともに、水辺の学習、農業体験、林業体験など自然に学ぶ環境教育の機会をつくります。
	公民館、自治会、老人会、婦人会などで継続的に環境学習に取り組むためのシステムづくり及び環境学習の機会の創出に努めます。
	事業者の、職場における環境教育を支援します。
環境保全を推進する指導者の育成	各種研修会、講座を開催し、地域における専門知識や技術を有する指導者を育成します。
	さまざまな環境分野の指導者やボランティア志願者を登録する人材バンクを設立して、人材の確保及び活用を図ります。これらの人材発掘のため、一般市民、各種NPO構成員、企業の社員、退職したシルバー人材など幅広く門戸を開け、登録した人材については定期的に講習を行います。

(2) 市民・事業者の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容	主体	
		市民	事業者
環境教育の推進	市民一人ひとりの環境意識を高め、地球温暖化防止、身近な公害防止、ごみの減量、自然を大切にするなど、環境にやさしい暮らしをするよう努めます。	○	
	環境に関する講演会やイベントがあれば積極的に参加します。	○	○
	子どもエコクラブに加入しての環境保全活動や、子どもをリーダーとした「家で省エネ、節水、ごみ減量」に取り組めます。	○	
	水辺の学習、農業体験、林業体験など自然に学ぶ機会があれば積極的に参加します。	○	
	市民一人ひとりの都市・生活型公害に対する認識を高め、生活騒音や廃棄物の野焼きなど身近な公害を発生させないよう努めます。	○	
	公民館、自治会、老人会、婦人会などで継続的に環境学習に取り組めます。	○	
	従業員が、事業活動と環境との関わりについて理解することにより、事業活動における環境配慮や環境マネジメントが促進されるよう、職場における環境教育を推進します。		○
環境保全を推進する指導者の育成	市が公募する環境保全のための指導者に登録し、それぞれの専門や経験を生かして地域の環境教育や環境保全活動の推進に寄与するよう努めます。	○	
	環境に関する講座等があれば、積極的に参加します。		○
	従業員のうち適当な人を、市が公募する環境保全のための指導者に登録し、それぞれの専門や経験を生かして、地域の環境教育や環境保全活動の推進に寄与するよう努めます。		○

施策 4 森林・農地の保全

(1) 行政の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容
天然林の保護	天然林については行為規制や公有地化などにより、貴重な森林生態系や動植物の生息・生育域を保全します。
人工林や里山の保全と維持管理	人工林については、更新・保育・間伐等、育成林の適切な維持管理を推進して保全に努めるとともに、森林所有者による森林整備を支援します。
	間伐などで里山の適度な手入れを実施し、整備された里山を環境教育の場としても活用します。
	森林の維持管理の担い手である山村地域の活性化を図るため、雇用の確保のほか、都市住民からも担い手や森林管理ボランティアを募集する、森林の里親制度を設置するなど、森林所有者と協議・連携して森林の維持管理体制を充実させます。
農地の保全と環境保全型農業の推進	農地は食料生産の場として、さらに洪水防止、土砂崩壊防止、水質浄化、生物多様性の確保など重要な役割を果たしていることから、生態系に配慮しながら農地の生産基盤整備に努めるとともに、農業後継者や新規就農者等の育成と支援を推進します。
	森林や水田を保全することに関連し、農家に対する補助、農作物の地産地消の推進等により、農業の活性化を図ります。
	化学肥料や化学合成農薬の使用低減などによる環境保全型農業を推進します。

(2) 市民・事業者の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容	主体	
		市民	事業者
天然林の保護	森林管理のボランティア活動に取り組むなど、水を育む森林の保全に積極的に協力します。		○
人工林や里山の保全と維持管理	山などに行く場合、草花や昆虫をむやみに採ったり木の枝を折ったりせず、ごみを持ち帰ります。	○	○
	森林や里山管理のためにできることがあれば、ボランティアなどで積極的に協力します。	○	○
農地の保全と環境保全型農業の推進	森林や農地の重要さを認識し、林業や農業に関係するイベントに積極的に参加してみます。	○	○
	地元産の農作物や低農薬で栽培された農作物を購入し、地産地消の取り組みを広げます。	○	
	農地の生産基盤整備に当たっては、生態系に配慮した整備に協力します。		○
	環境保全型農業への取り組みを進めます。		○

7. 地球環境：次世代を担う若者・子どもたちへの、美しい地球環境の伝承

地球温暖化防止においてエネルギー消費量削減は非常に重要ですが、四国中央市の市民一人当たりのエネルギー消費量は全国平均値を上回っており、市民一人ひとりがエネルギー消費量削減に現在以上に取り組んでいく必要があります。また、オゾン層破壊についてはフロン回収の徹底、酸性雨については大気汚染物質の削減を進めていきます。

施策1 地球温暖化の防止

(1) 行政の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容
四国中央市 地球温暖化対策 実行計画の策定	四国中央市は地球温暖化対策実行計画を策定し、率先して温室効果ガス排出量を削減します。
省エネに関わる 普及啓発及び公共 施設等の省エネ改修	えひめ環境家計簿 (http://eccca.or.jp/kakeibo/) について、必要に応じて広報します。
	学校や家庭に対する省エネルギーの普及啓発や公共施設等の省エネ改修等により、温室効果ガス排出量を削減します。
新エネルギーの導入	化石燃料に替えて太陽光などの再生可能な自然エネルギーや、カーボンニュートラルとされるバイオマスエネルギーなど、新エネルギーの導入を推進し、化石燃料の利用に伴う温室効果ガス排出量を削減します。
	新エネルギーについては、地球温暖化防止のみならず、災害等の非常電源としての役割も勘案し、設置に当たっては市民参画の上で設置機器、場所や運営方法等を検討します。
ごみの発生抑制 及び減量化	ごみの発生抑制や減量化等の取り組みを行うことにより、ごみの焼却処理等に伴う温室効果ガス排出量を削減します。
自動車からの温室効果 ガス排出量の削減	公共交通機関の利用を促進して自動車交通量の低減を図るとともに、低公害車（低排出ガス車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車など環境に配慮した自動車）の普及に努め、自動車に関わる温室効果ガス排出量を削減します。
	事業者には、共同輸配送の活用等による物流の効率化、貨物一単位当たりの環境負荷が小さい交通手段（海運、鉄道など）の利用を呼びかけます。
温室効果ガスの 吸収源対策	森林整備や都市緑化により、温室効果ガスの吸収源対策を推進します。

(2) 市民・事業者の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容	主体	
		市民	事業者
省エネに関わる普及啓発及び公共施設等の省エネ改修	えひめ環境家計簿（ http://eccca.or.jp/kakeibo/ ）を活用して、省エネルギーに取り組みます。	○	
	家電製品等を購入する場合は、省エネルギー効率の高い製品を選定します。	○	
	省エネルギーに取り組むとともに、積極的に省エネルギー診断を受け、省エネ改修を検討します。		○
	家電製品等の販売店は、省エネルギー効率を明示するよう努めます。		○
新エネルギーの導入	自宅の新築や改築に当たっては、太陽光発電や太陽熱利用などの再生可能な自然エネルギーの導入を検討します。	○	
	太陽光や小水力などの自然エネルギーや、カーボンニュートラルとされるバイオマスエネルギーなど、新エネルギーの導入を検討します。		○
ごみの発生抑制及び減量化	ごみの発生抑制や減量化等に取り組みます。	○	
	産業廃棄物の減量化、再利用、再生利用に努めます。		○
自動車からの温室効果ガス排出量の削減	なるべく公共交通機関を利用し、自動車交通量の低減に協力します。	○	
	マイカーや社用車の買い換えに当たっては、低排出ガス車やハイブリッド自動車、天然ガス自動車など環境に配慮した自動車の購入を検討します。	○	○
	従業員の通勤に当たっては、公共交通機関の利用、マイカー相乗りによる通勤を指導し、自動車交通量の低減に努めます。		○
	荷主と物流事業者との協働により、輸送の効率化やトラックから鉄道や海運への転換を図るよう努めます。		○
温室効果ガスの吸収源対策	森林整備に関わるボランティア活動への参加を検討します。	○	
	住宅・事業所の敷地内やベランダ等を積極的に緑化します。	○	○

施策 2 オゾン層破壊及び酸性雨への対策

(1) 行政の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容
フロン回収の徹底	愛媛県、フロン類回収業者、フロン類破壊業者等と連携し、オゾン層を破壊するフロン回収を徹底します。民間企業や市民に対しては情報提供及び普及啓発を行います。
オゾン層に関わる情報提供及び普及啓発	オゾン層・紫外線に関する情報を提供するとともに、紫外線対策の啓発に努めます。
酸性雨対策	酸性雨の原因が化石燃料の燃焼であることから、地球温暖化対策と同様、化石燃料の使用量削減に向け、省エネルギー対策の推進、新エネルギー導入の推進、ごみの発生抑制及び減量化、自動車からの温室効果ガス排出量の削減等に努めます。

(2) 市民・事業者の取り組み内容

取り組み項目	主な取り組み内容	主体	
		市民	事業者
フロン回収の徹底	フロン回収・破壊法を遵守し、フロン回収を徹底します。	○	○
オゾン層に関わる情報提供及び普及啓発	過剰に紫外線に当たらないよう、服装などに配慮します。	○	○
酸性雨対策	酸性雨の原因が化石燃料の燃焼であることから、化石燃料の使用量削減に向け、省エネルギー行動、ごみの発生抑制や減量化、公共交通機関の利用に取り組むとともに、低排出ガス車やハイブリッド自動車の購入、新エネルギーの導入を検討します。	○	○

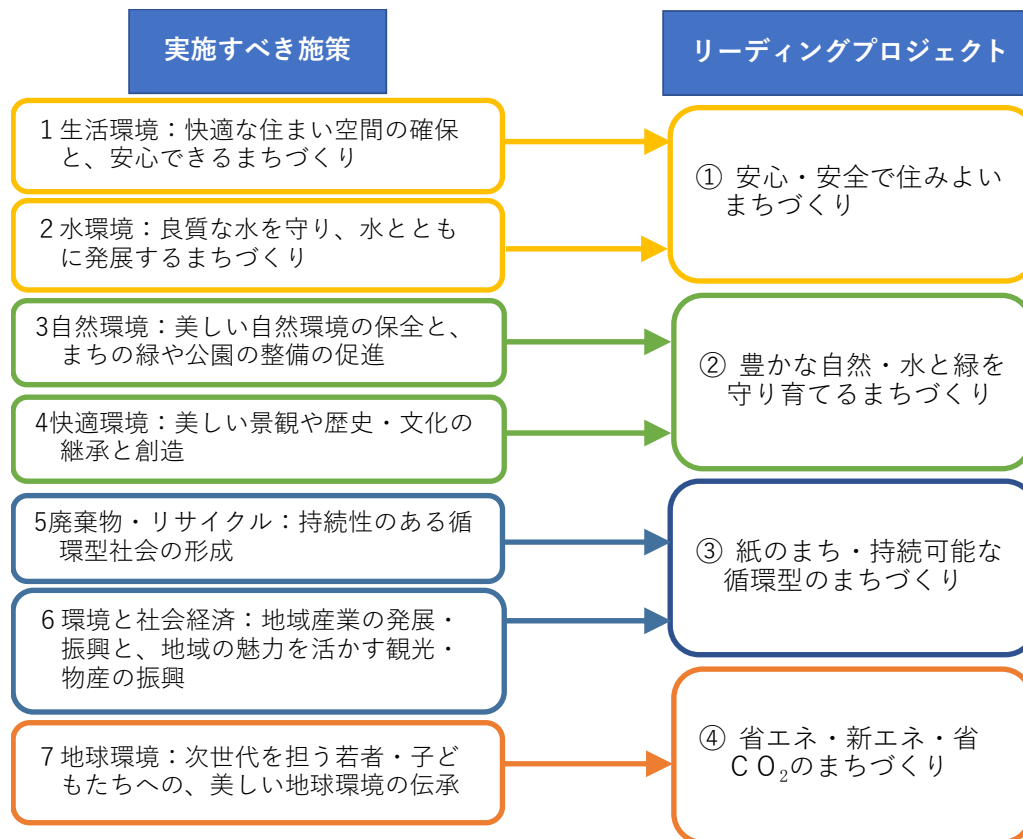
第2節 重点的に取り組む施策(リーディング・プロジェクト)

環境基本計画は、各環境分野の施策を総合的に整理した計画ですが、それらの施策の中でも、多くの市民の継続的な参加が見込め、比較的早い時期にスタートでき、かつ、その取り組みをきっかけに計画を市民に浸透させていけるような取り組みを、リーディングプロジェクトとして計画します。

言うまでもなく四国中央市は紙のまちであり、平成18年1月には、製紙業から発生する製紙スラッジを有効活用してゼロエミッション³を目指す等を目的とした「愛媛県エコタウンプラン」が経済産業省及び環境省から承認されました。また、第二次四国中央市総合計画では、「環境資源を宝とするまちづくり」「活力の創造と再生のまちづくり」などを施策の柱に掲げています。

市民アンケートの結果では、「ときどき嫌な臭いがする」「煙突の煙が気になる」「騒音が気になる」「水質が悪くなった」などの意見が多くみられ、大気質・水質への関心や、地球温暖化への関心が高くなっていました。一方、「星がきれいだ」「野鳥や昆虫を見たり鳴き声を聞いたりすることが多い」「緑豊かな自然がそばにある」「寺や神社など歴史的雰囲気が残っている」といった意見も多くみられました。

これらを勘案し、次の各取り組みを四国中央市のリーディングプロジェクトとしました。



³ ゼロエミッション：リサイクルを徹底することにより、最終的に廃棄物をゼロにしようとする考え方。

1. プロジェクト1 安心・安全で住みよいまちづくり

市民アンケート調査によると、「工場や事業所等のばい煙対策」「工場や自動車による騒音対策」「工場や事業所等の悪臭対策」「工場からの排水対策」などが重要な取り組みであると考えられます。

市内で観測している大気質、騒音、水質は、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として設定された環境基準値を満足しており、市民の生活環境を損なうものではないと考えられます。また、市内に分布する各工場は、それぞれに適用される大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の関係法令により定められた排出基準を遵守するとともに、さらなる環境負荷の低減に向けた取り組みを推進しています。

製紙業は、四国中央市の主要な産業である一方、工場等の操業による環境影響や自動車走行による環境影響、すなわち大気質、騒音、振動、水質等の影響は、低減する必要があります。

このようなことから、安心・安全で住みよいまちづくりに向けて取り組むリーディングプロジェクトを推進します。

項 目	内 容
大気汚染の常時監視	<p>「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気汚染の常時監視をします。</p> <p>【環境基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること ・浮遊粒子状物質：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること ・ダイオキシン類：0.6pg-TEQ/m³以下
光化学オキシダント・PM2.5への対策	<p>光化学オキシダント注意報・警報が発令された場合は、直ちに教育施設、福祉施設を中心に、広く市民向けに周知します。</p> <p>【環境基準】光化学オキシダント：1時間値が0.06ppm以下であること</p> <p>PM2.5(微小粒子状物質)濃度が、環境省が定めた暫定的な指針値(1日平均値70μg/m³)を超えると予想され、注意喚起情報が発表された場合は、直ちに広く市民向けに周知します。</p> <p>【環境基準】微小粒子状物質：1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること</p>
ダイオキシン類や酸性雨への対策	<p>ダイオキシン類や排出煙による環境汚染を防止するため、産業廃棄物法定焼却炉の構造や維持管理の診断を行います。</p> <p>定期的に雨水を採取し、降水量、pH、導電率及びイオン濃度を測定・把握します。</p> <p>屋外焼却に対し、指導や意識啓発を行います。</p>
騒音・振動対策	<p>「環境基本法」「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づき、市内における一般環境騒音、自動車騒音、道路交通振動などの監視を行います。</p> <p>市が管理する道路の低騒音舗装(高機能舗装)の敷設を進めるとともに、防音・防振設備を導入することで騒音・振動の軽減を図ります。</p> <p>騒音・振動の発生が少ない低公害車の普及を促進します。</p>
悪臭対策	<p>悪臭の発生源に対し、悪臭防止法に基づき指導するとともに、苦情などに対応し、適宜、悪臭の測定・監視を行います。</p>
水質に関する指導や事故対応	<p>「水質汚濁防止法」に基づく届出の審査及び立入検査などによる排水基準遵守の確認、指導などを行います。</p> <p>河川などにおける油などの危険物、有害物質などの流出、魚類のへい死などの水質汚濁事故に関して、迅速かつ適切に対応します。</p> <p>有害物質を使用している事業所に対し、地下水汚染の未然防止について指導します。</p>
公害苦情への対応	<p>大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動に係る市民からの苦情に対応し、原因の特定に努め、市民の生活環境を保全します。</p>
工場・事業場への指導	<p>環境関係法令に基づき、事業所・解体現場への立入検査、行政測定及び排出基準遵守などの指導を実施し、特定施設の適正な管理を推進します。</p>
不法投棄の防止	<p>不法投棄の監視や啓発を通じて、山、川、海岸部の自然や生活環境を保全します。</p> <p>不法投棄監視員等による定期的な監視はもとより、市民やボランティア団体などの協力により、不法投棄の早期発見に努めます。</p> <p>不法投棄パトロールなどで確認された不法投棄の状況及び原因者特定の調査を行うとともに、再発防止策を講じます。</p> <p>警察や関係自治体との連携を強化し、不法投棄の監視指導を徹底します。</p> <p>市道などの公共施設内に放置された所有者の不明な廃自動車の処分を行います。</p>

2. プロジェクト2 豊かな自然・水と緑を守り育てるまちづくり

市民アンケート調査によると、「野鳥や昆虫を見たり鳴き声を聞いたりすることが多い」「緑豊かな自然がそばにある」との意見が多く、豊かな自然に対する市民の意識が高いことを示しています。また、「環境保全への取り組みにもっと力を入れて欲しい」「自然を壊さないで、残して欲しい」といった意見もあり、市民の自然環境への関心の高まりを表しています。

四国中央市の主な産業は製紙業ですが、沿岸部を中心として余木崎海岸自然海浜保全地区や寒川海岸自然海浜保全地区が広がり、市域南部の山地を中心として金砂湖県立自然公園や赤石山系県自然環境保全地域が分布しています。また、えひめ自然百選に指定されている山岳や樹木等も多く見られ、本市は自然環境資源にも恵まれた地域と言えます。

このようなことから、市民が豊かで潤いのある生活を享受できるよう、以下のリーディングプロジェクトを推進します。

項目	内容
豊かな水辺とのふれあいの充実	水際でレクリエーションを楽しむことができる公園、緑地、緑道の整備を進め、市民や滞在者等が集い、交流する憩いの場を創出します。
	河川やため池などの水辺を活用して、水環境や水辺に棲む生き物に触れ合い、体験する場や機会を充実させます。
	水辺の清掃や自然観察会などの市民活動を支援します。
都市公園の整備拡充と維持管理	都市公園などの整備拡充を図り、憩い空間とふれあいの場を確保します。
	市街地において、自然環境と身近にふれあい憩うことができる街区公園を整備します。
	市民が公園を安全・快適に利用できるように、維持管理を行います。
河川環境を活かした緑地整備	河川敷を利用し、都市緑地として河川環境を活用した計画的な整備を行い、地域のコミュニティの形成や防災の拠点となる緑地を創出します。
	河川の高水敷 ⁴ を利用し、河川特有の自然環境や景観を活かしたレクリエーション、スポーツ活動などができる多目的緑地の整備を推進します。
環境美化の推進	河川敷や海岸などの美化活動を進めます。
	自治会などを通じて、地域ぐるみで美化運動が推進できるような体制を構築します。
	アドプトプログラム ⁵ の活用や、「環境の日」清掃奉仕活動への協力などにより、環境保全活動への協力を推進します。

⁴ 高水敷（こうすいじき）：高水敷は、常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地です。平常時にはグラウンドや公園など様々な形で利用されていますが、大きな洪水の時には水に浸かってしまいます。

⁵ アドプトプログラム：市民と行政が協働で進める清掃活動等をベースとしたまちの美化や活動等を行うプログラム。

3. プロジェクト3 紙のまち・持続可能な循環型のまちづくり

平成 26 年度の四国中央市民一人一日あたりの家庭系ごみ排出量は、699.8 g/人・日となっています。同年の愛媛県では 910 g/人・日、全国では 947 g/人・日となっており、本市の家庭系ごみ排出量は、県、国の値を下回っており、市民のごみ量抑制の意識が高いことを示しています。

市民アンケート調査によると、「ごみの分別の種類は、今のままでよい」「資源ごみの回収では、分類、収集日、収集場所を守っている」との意見が多く、これからも市民のごみ減量・リサイクルの意識が高いことを示しています。

また、四国中央市の基幹産業である製紙産業では、再生パルプの生産が伸び、古紙リサイクルに伴い発生する製紙スラッジの量が増加して、焼却後のスラッジ灰の処理が大きな課題となっていました。市内の事業者では、製紙スラッジを再生燃料資源として活用するなど、製紙スラッジの有効活用、発生抑制等に取り組んできました。林野面積が市域の約 8 割を占める四国中央市では、地域のバイオマス資源・エネルギー源として、紙のまち・持続可能な循環型のまちづくりを進めることが大切です。

このようなことから、紙のまち・持続可能な循環型のまちづくりに向けて取り組むリーディングプロジェクトを継続して推進します。

項 目	内 容
リサイクル率の向上	リサイクル率の向上に向け、より良い分別体制を構築します。
	「混ぜればごみ、分ければ資源」を徹底し、さまざまなタイプの古紙の分別など、古紙リサイクル率向上に向けた啓発活動を推進します。
	古紙を自由に持ち込むことのできる回収拠点を、広く設置します。
	古紙類、古布類、アルミ缶等の資源ごみを地域で集団回収する組織や団体を広げます。
	アルミ缶、スチール缶、リターナブルびん、ペットボトル、牛乳パック、及び廃食油についても、古紙同様、回収拠点を広く設置します。
	ビン・缶類等を可燃ごみや不燃ごみに混入させることがないように、広く啓発活動を推進します。
回収拠点の整備	回収拠点では、一定量の再生資源が安定して回収されるよう検討するとともに、回収した資源が速やかに再生利用されるよう、製造・販売業者とネットワークを構築します。
	回収拠点としては、支所や公民館など市の施設のほか、スーパーマーケット、食料・飲料の販売店、コンビニエンスストアなど広く協力を依頼します。
市内企業等との協力体制の構築	機密文書については、製紙工場等と協力して処理体制を構築するとともに、排出事業者には、焼却せずに再生紙原料として持ち込むよう働きかけます。
マイバッグ運動の推進	スーパーマーケット、食料・飲料の販売店、コンビニエンスストアなどに対して、ごみの減量化やリサイクルに積極的な取り組みを働きかけます。
	マイバッグやマイ箸、箸袋などのエコグッズを企画し、販売等を検討します。
	市民に対し、「マイバッグ運動」や「マイ箸運動」を呼びかけます。また、小売店等に対して「マイバッグ運動」の推進を、飲食店に対しては「マイ箸運動」の推進を働きかけます。
森林の恵みの保全	間伐が放棄された人工林の間伐を実施し、林床植生の再生などを促し森林の持つ多面的機能を強化します。
	市産材を活用した住宅や事業所の建築・建設を促進するとともに、公共建築物への市産材利用を促進します。
	適正な森林整備が進むよう支援するとともに、市有林や森林公園などの適正な維持管理や整備を実施します。
	間伐・植林体験活動や自然観察など、森林教室等を企画します。
里地里山の恵みの保全	良好な里山環境の整備及び生物多様性の保全を図るため、放任竹林対策を実施する団体を支援します。
	野生鳥獣による農林業への被害を軽減するため、防護柵の設置や緩衝地帯整備、捕獲報償金による捕獲の促進などを図ります。
生物多様性に配慮した地域づくり	地産地消の推進による地元産品への関心喚起、地域ブランドの開発支援、認証制度の実施などにより、魅力を発信します。
	里地里山地域への移住・定住の促進、集落の活性化を支援する人材の配置などにより、地域の持続可能なコミュニティづくりを行います。

4. プロジェクト4 省エネ・新エネ・省CO₂のまちづくり

市民アンケート調査によると、「地球温暖化（エネルギー問題を含む）」「オゾン層破壊」「異常気象」「PM2.5(微小粒子状物質)」などへの関心が高いことが窺えます。

地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を抑え、低炭素社会を形成していくために、節電をはじめとする省エネルギー・新エネルギーや再生可能エネルギー等の導入、二酸化炭素などの温室効果ガスの発生抑制を積極的に進めていくことが求められています。

必要以上にエネルギーを使わない「省エネルギー」と、太陽光や風力などを活用した「新エネルギー」「再生可能エネルギー」等の導入を家庭や事業所に広く呼びかけ、市民や事業者と協働で、環境への負荷が小さく、安心して暮らせるまちづくりを進めることが大切です。

また、市民・事業者・行政が協働して、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを計画的に進めていくため、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の改定を進めます。

項 目	内 容
省エネルギー設備・施設の導入	市庁舎の新築・増築等の際には、庁舎建設が周辺環境に与える影響に十分配慮して、太陽光発電設備やコージェネレーションシステムなどを備えた環境に配慮します。
	公共施設の新設や大規模改修時には、環境配慮・省エネルギー設備などの導入を積極的に進めます。
	家庭や事業所への高効率照明(LED、Hf照明など)や高効率給湯器(ヒートポンプ給湯器、潜熱回収給湯器など)などの省エネルギー設備の設置を促進します。
	既設防犯灯のLED化を促進します。
	遮熱効果の高いガラスの採用による省エネルギー化、建物周辺の緑化、親水空間の設置などを促進します。
市民への啓発・支援	市民ひとり一人の省エネルギーに資する行動の変革を促すよう、電気使用量が目に見える機器の設置を促進します。
	省エネルギー行動を啓発するためのチェックシートを作成し、配布します。
事業者への啓発・支援	事業所における省エネルギーに資する設備の導入を促進します。
	省エネルギー設備などの紹介や情報提供のほか、技術開発を支援します。
公共交通機関や自転車の利用促進	公共交通機関の積極利用・自転車利用の促進に関する呼び掛けを実施するとともに、市職員へのノーカーデーの促進に関する呼び掛けを実施します。
	駐輪場の整備や自転車走行空間の整備など、自転車の利用環境の整備や安全で快適な自転車走行空間の確保を推進します。
	駅前広場や駐輪場整備による交通結節点機能強化や、駅舎やバスのバリアフリー化を推進し、公共交通機関の利便性、安全性の向上を図ります。
エコドライブの推進	エコドライブを推進するため、エコドライブ講習会の実施や燃費ナビの貸出し、アイドリングストップの啓発活動などを実施します。
次世代自動車の普及拡大	燃料電池自動車を普及させるため、水素ステーションの整備について検討します。
	次世代自動車の普及や電気自動車急速充電器などの設置促進のため、普及イベントなどを実施します。
	愛媛県や他の市町、関連事業者等と連携し、次世代自動車の普及促進に努めます。

第 7 章 計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進体制

市民・事業者・行政の連携と協働のもと、以下に示す体制により環境施設や重点的取り組みを推進します。進行管理や各会議等の事務作業は、市民部生活環境課が事務局となって担当します。

【四国中央市環境市民会議・四国中央市環境サポーター倶楽部】

市が依頼する有識者（アドバイザー）を含めて構成される「四国中央市環境市民会議」（以下、「環境市民会議」と略す。）を必要に応じて開催し、計画の進行状況をチェックし評価を行います。また、取り組み方針を四国中央市とともに検討し、方針を定めま

す。なお、環境市民会議の有識者（アドバイザー）は、リーディングプロジェクトの担当箇所を想定して選定します。

「四国中央市環境サポーター倶楽部」（以下、「環境サポーター倶楽部」と略す。）は、環境市民会議及び四国中央市が定めた方針に従って具体的な取り組み内容を検討し、推進をはかります。

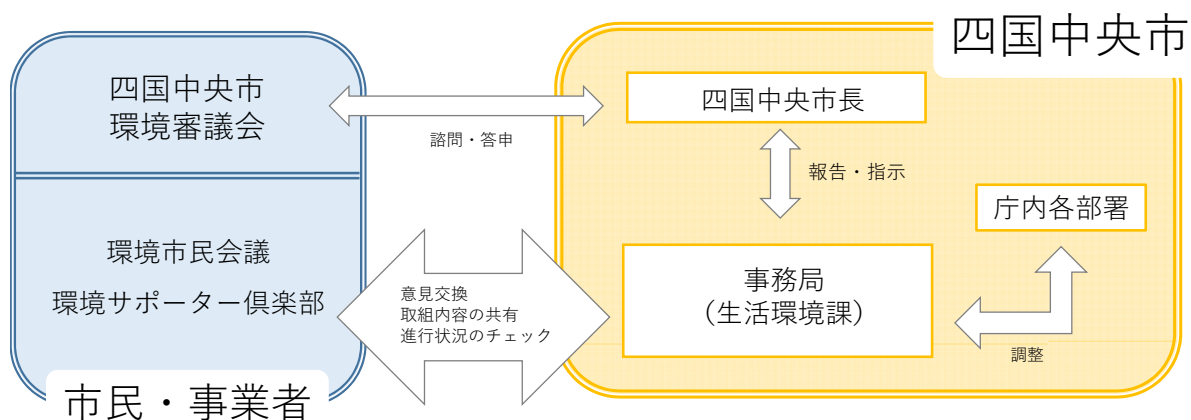


図 7-1 計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

四国中央市の「望ましい環境像」を実現するためには、第二次四国中央市環境基本計画に基づく市民・事業者・市の自主的、積極的な取り組みや協力が欠かせません。

第二次四国中央市環境基本計画策定後は、計画の推進状況の確認など、計画の実効性を確保していくために、施策の効果を定期的に把握・点検・評価し、継続的に改善を図っていくことが大切です。

このため、環境マネジメントシステムの考え方を採り入れて、PDCAリサイクルを回していくことにより計画の進行管理を行います。

①計画の策定（Plan）

本計画において、四国中央市より良い環境を目指す「望ましい環境像」とその実現を目指す環境施策を示しています。今後、本計画に基づき、第二次四国中央市環境基本計画をより具体化するために、各施策の具体的な取り組みの進め方と実施時期を示す「実施計画」を策定します。

②環境施策・取り組みの実施・運用（Do）

環境保全に向けた市民・事業者との協働のまちづくりを進めるため、活動拠点づくりや、情報交流を促進し、活動の担い手を増やしていくなど、環境活動の支援や環境保全の仕組みづくりに取り組みます。

市民・事業者は、本計画や環境活動指針に基づき、日常生活や事業活動において、環境保全・環境配慮に取り組みます。

③計画の進行状況の点検・評価（Check）

本計画の進行状況等については、随時点検し、望ましい環境像が着実に実現できている状況を把握し、評価します。

評価結果については、ホームページ等を通じて、計画の進捗状況を公表します。

④見直し（Action）

点検・評価結果や環境に関する意見・最新の動向を踏まえ、進行管理の見直しを行い、次の取り組みに反映します。また、本計画や実行計画の見直しに反映させます。

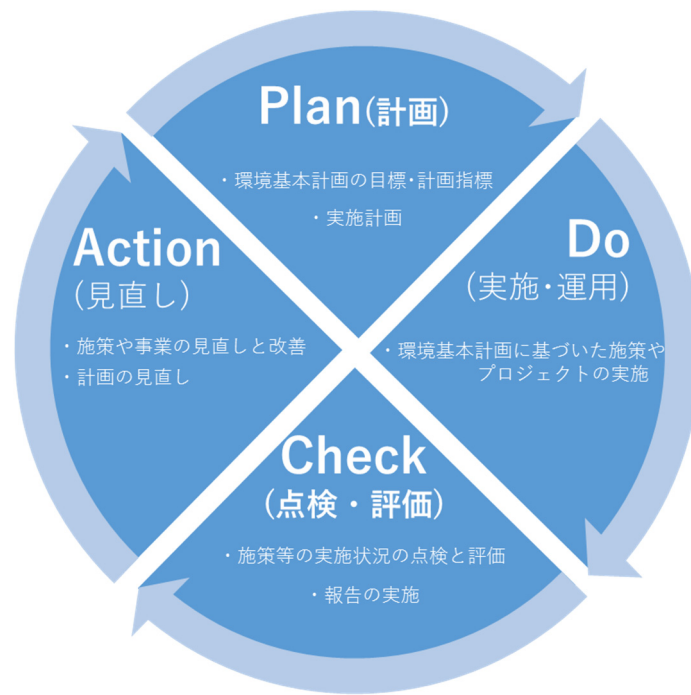


図 7-2 PDCAリサイクル

資料編

資料-1 計画策定の体制及び経過

1. 計画策定の体制

第二次四国中央市環境基本計画は、以下の体制で策定しました。

事務局	市民部生活環境課が事務局となり、計画案の作成や策定作業全般の進行管理を行いました。
四国中央市環境審議会	環境基本法の規定により、市町村の区域の環境保全に関して基本的事項を調査審議する等のために、四国中央市環境審議会条例で定めるところにより設置された会議です。市長が環境基本計画策定について諮問し、環境審議会が審議し答申を行いました。

四国中央市環境審議会委員名簿

選出母体	氏名	職名	備考
学識経験者	楠島 康平	楠島眼科 院長	
〃	高橋 周太郎	タカハシ動物病院 院長	○
〃	中川 文生	愛媛県立川之江高等学校 校長	
関係行政機関	早田 亮	東予地方局四国中央保健所 所長	
公的団体代表	篠原 一志	うま農業協同組合 代表理事組合長	◎
〃	江口 忠	土居町漁業協同組合 代表理事組合長	
〃	苅田 耕一	宇摩森林組合 理事	
〃	南 愛子	四国中央市連合婦人会	
〃	本藤 賢二	(公社)法皇青年会議所 理事長	
企業関係代表	石川 雄一	(公社)愛媛県紙パルプ工業会 業務課長	

◎：会長 ○：副会長

2. 計画策定の経過

年月日	内容
平成 28 年 1 月 8 日	第二次環境基本計画策定に係る市民アンケート調査票の送付(回答期限：2 月 29 日)
平成 28 年 8 月 22 日～29 日	四国中央市環境審議会(事前説明)
平成 28 年 10 月 3 日	四国中央市環境審議会(諮問) 第二次四国中央市環境基本計画策定(素案)について
平成 28 年 11 月 7 日	タウンコメントの実施(回答期限：12 月 6 日)
平成 28 年 12 月 12 日	四国中央市環境審議会(諮問) 第二次四国中央市環境基本計画策定(素案)について
平成 29 年 2 月 16 日	四国中央市環境審議会(答申) 第二次四国中央市環境基本計画策定(素案)について

資料-2 四国中央市環境基本条例

四国中央市環境基本条例(平成 17 年 3 月 30 日 条例第 11 号)

人間は、限りない自然の中で生命を育んできた。そして、目覚ましい科学技術の発展を続け、便利な社会を形成し、私たちの生活を飛躍的に向上させ、活力あるものにした。

しかし、今日の繁栄を支えてきた事業活動や利便性を追及した生活の営みは、資源やエネルギーを大量に消費し、私たちの社会を取り巻く環境に多大な負荷を与え、更には私たちの生活そのものを脅かす要因のひとつとなっている。

私たちは、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、このかけえがえのない環境を健全で恵み豊かなものとして、将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

このような認識の下に、環境への負荷の少ない、人と自然とが共生できる地球にやさしいまちづくりを実現するため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第 1 条

この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1)環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2)公害

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第 7 条第 1 号において同じ。)に係る被害が生じることをいう。

(3)地球環境保全

人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものを言う。

(基本理念)

第3条

環境の保全及び創造は、市民が自然と共生し、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、循環を基調とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的とし、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境保全に資するよう積極的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条

市は、前条に規定する環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら進んで努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条

市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第7条

市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

(2)生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様で恵み豊かな自然環境の保全を図ること。

(3)緑の創出、清らかな水環境の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成及び歴史的文化的遺産と一体をなす環境の保全を図り、潤いとやすらぎのある快適な環境を創造すること。

(4)廃棄物の減量、エネルギーの有効な利用、資源の循環的な利用等の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。

(5)地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図り、地球環境保全に資する社会を創造すること。

(環境基本計画)

第8条

市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の基本的な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ四国中央市環境審議会条例(平成16年四国中央市条例第122号)に定める四国中央市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境報告書)

第9条

市長は、市民に対し環境の状況並びに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにするため、毎年度その報告書を作成し、公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条

市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について十分配慮しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条

市は、公害の原因となる行為に関し、公害を防止するため必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(協定の締結)

第 12 条

市長は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、事業者との間に公害の防止及び環境の保全に関する協定を締結することができる。

(施設の整備その他の事業の推進)

第 13 条

市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障の防止のための事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

2 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

3 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

4 市は、前 2 項に規定する公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるための必要な措置を講じるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第 14 条

市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に資する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(自発的な活動の支援)

第 15 条

市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間団体(以下「民間団体等」という)の環境の保全及び創造に資する自発的な活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な支援の措置を講じるものとする。

(情報の提供)

第 16 条

市は、第 14 条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施等)

第 17 条

市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査を行うとともに、監視等の体制を整備するものとする。

(地球環境保全に資する行動指針の策定等)

第 18 条

市は、市及び民間団体等がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第 19 条

市は、環境の保全及び創造に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

2 市は、民間団体等とともに、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(委任)

第 20 条

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

資料-3 第二次四国中央市環境基本計画(素案)に関するタウンコメント

1. タウンコメントの実施方法

第二次四国中央市環境基本計画の策定にあたり、事前に素案を公表して市民の意見を募集し、提出された意見を勘案して計画を決定するため、タウンコメントを実施しました。

公表の方法	四国中央市の広報誌とホームページに全文を掲載するとともに、生活環境課及び各庁舎市民窓口センターで閲覧できるようにしました。
意見の募集期間	平成 28 年 11 月 7 日(月)～12 月 6 日(火)
意見の提出方法	持参、郵送、電子メール、FAX のいずれか

2. タウンコメントの結果

環境基本計画（素案）に対して提出された意見の総数は、4 通でした。

これらの意見の概要及びそれに対する四国中央市の見解は、次ページ以降に掲載するとおりであり、意見を踏まえて施策の一部を追加修正するなど計画に反映しました。なお、計画策定後は、これらの意見を踏まえて施策や取り組みを検討しながら、計画を進めることとします。

四国中央市環境基本計画(素案)への意見の概要と、市の見解

※ご提出いただきましたご意見は、ご提案を中心に趣旨を損なわないよう要約または整理して
います。

◆第二次四国中央市環境基本計画で対象とする環境要素などに関してのご意見

(対象とする環境要素は、4 ページに記載しています)

意見書 No.	素案への意見の概要	市の見解
1	1.水環境あるいは自然環境 (p.64,p.67) ○環境ホルモンについて、一般雑排水・事業所排水などの因果関係の研究及び結果の周知、界面活性剤などへの強力な規制・啓発が必要ではないか。	○環境ホルモンと一般雑排水・事業所排水などの因果関係については、現時点では明らかになっていません。洗剤やプラスチックの原料、染料等の製造過程で化学物質が生じる可能性があるため、今後の調査・研究が必要であると考えています。また、洗剤等に使用されている界面活性剤は下水道や合併浄化槽を利用することで処理されていますが、屋外利用などに際しての啓発については国・県の動向に合わせて検討して参ります。
	2.廃棄物・リサイクル (p.73) ○ガレージセールやリサイクルセンターの企画・定期的実施を検討してはどうか。	○ごみの減量化とリサイクル率の向上に向け、フリーマーケットの開催支援などについて、検討して参ります。
	3.地球環境 (p.81) ○放射線量の環境基準制定、COP22 への真剣な取り組み、脱原発に向けた市民の生活スタイルの変更、放射性廃棄物の対応など、四国中央市独自の方針を制定してはどうか。	○第二次四国中央市環境基本計画は、国及び愛媛県の施策を大きな方向性としつつ、本市の産業や特徴などを踏まえて、四国中央市独自の方針として検討しました。地球温暖化対策に関しては、四国中央市地球温暖化対策実行計画を定め、本市の全事業に関する温室効果ガスを把握し公表しています。 ^{*)} また、平常時の空間放射線量を随時測定します。

^{*)}https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/kankyomachizukuri/kankyo/kankyouseisaku/onnda_nka/zikkou-keikaku.html

意見書 No.	素案への意見の概要	市の見解
2	<p>1.ホタル生息地の環境保全について(p.67) ○四国中央市金田町半田の金生川と川滝町下川川との合流地点、通称落合地区でのホタルの生息地において、自然発生のホタルの生息環境を保全してほしい。</p>	<p>○河川におけるホタル等の生息地の保全に関しては、自然環境を次世代に引き継ぐ上で重要であり、一方で河川管理者は、防災等に向けた河川改修やハード面の管理に大きな責任を負っています。これらを踏まえ、関係機関に対し自然との共生に可能な限り配慮した取組みについて働きかけをいたします。</p>
3	<p>1.計画の推進と進行管理関係(p.91) ○計画終了の10年後を見据えて、何をどこまで進めるか、内部の目標設定が必要ではないか。</p> <p>○四国中央市環境審議会委員にも相談して、実現にあたっての具体的な意見を出してもらい、それをリーディングプロジェクト推進等に結び付けていってはどうか。</p> <p>○環境市民会議の有識者(アドバイザー)等の依頼には、リーディングプロジェクトの担当を具体的に考慮してほしいとはどうか。</p>	<p>○リーディングプロジェクトに挙げた内容の達成に向けて PDCA サイクルに取り組み、その結果を第三次四国中央市環境基本計画に反映して参ります。</p> <p>○第二次四国中央市環境基本計画は、四国中央市環境審議会による検討や議論を経て策定に至っています。</p> <p>○環境市民会議の有識者(アドバイザー)等を依頼する際には、担当となるリーディングプロジェクトについても考慮いたします。</p>
	<p>2.ポイ捨て、不法投棄の防止関係(p.76,85) ○クリーン愛媛強調月間に合わせるなどして、絞り込んだ不法投棄場所に対して、集中的に監視カメラの設置等、監視指導を強化してはどうか。</p>	<p>○不法投棄に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や条例により規制されています。この行為に関しては、県との連携により監視指導等を行っており、今後も継続して参ります。</p>
	<p>3.地球温暖化の防止(p.81,82) ○ECCCA 環境家計簿への登録推進を積極的に進めてほしい。</p> <p>○四国中央市の地域新エネルギーの候補として、小型小水力及び間伐材を利用したバイオマスエネルギーの導入を検討してはどうか。</p>	<p>○愛媛県地球温暖化防止活動推進センター(ECCCA)の活動等については生活環境課窓口において随時広報を行っていますが、環境家計簿についても必要に応じて広報して参ります。</p> <p>○バイオマスエネルギーや小水力を含め、さまざまな再生可能エネルギー、省エネルギーの導入促進について検討を進めて参ります。</p>

意見書 No.	素案への意見の概要	市の見解
3 続き	<p>4.環境教育の推進(p.79) ○環境教育及び環境啓発活動の一環として、年に1回は、市による参加型の取り組みをしてほしい。(例えば体験講座、講演会、コンサート、映画上映など)</p> <p>5.水質保全、ポイ捨て・不法投棄等の関係(p.64,76,85) ○ポイ捨てされたプラスチックゴミの多くは最終は海に流れ、マイクロプラスチックといった形で海の生物を脅かし、深刻な海洋汚染を引き起こしている。海ごみ削減の視点も入れてほしい。</p>	<p>○環境教育の内容や開催頻度等は、ご意見を参考として、各環境保全団体等と連携して検討して参ります。</p> <p>○ポイ捨て防止については、四国中央市快適で美しいまちづくりの推進に関する条例を制定し取り組んでいます。今後も街頭指導や看板掲示等による啓発活動を行って参ります。 海岸漂着物や海岸漂流物については、県が地域計画を策定し、海岸管理者と自治体が連携して処理を行うこととなっています。そのなかで市としても役割を果たしていきたいと考えます。</p>
4	<p>1.リーディングプロジェクトの進捗状況(p.56) ○マイ箸グルメマップはごみ減量運動ではなく、環境問題に対して関心を持ち、自分からできることをやっという、どちらかといえば環境啓発事業に入るのではないかと。</p> <p>2.望ましい環境像(p.57) ○地球号の乗組員として、四国中央市でもできること、四国中央市だからできることも、併せて考える姿勢をもっと見せてほしい。</p>	<p>○ご意見をいただいた箇所は、前回策定した四国中央市環境基本計画で掲げたリーディングプロジェクトのご報告の中で、プロジェクト2に掲載されているマイバッグ運動やマイ箸運動をご紹介したものです。これらの運動は、環境意識の啓発をはじめ森林資源の保護や廃棄物の抑制など様々な効果が期待できることから、今回の計画ではプロジェクト3「紙のまち・持続可能な循環型のまちづくり」(p.87)の一つとして取り上げております。</p> <p>○第二次四国中央市環境基本計画は、国及び愛媛県の施策を大きな方向性としつつ、本市の産業や特徴などを踏まえて、四国中央市独自の方針として検討しました。この計画にとどまらず、四国中央市としてできることを模索して参ります。</p>

意見書 No.	素案への意見の概要	市の見解
4 続き	<p>3.基本目標(p.58,59)</p> <p>○1 生活環境：「快適な住まい環境の確保」に向けて、悪臭について市独自の基準を作るなど、具体的な施策を取っていく姿勢を見せてほしい。</p> <p>○2 水環境・3 自然環境：海の世界とふれあう場所が少ないことは残念なことである。守るべき貴重な環境について市が関心を持つべきではないか。</p> <p>○7 地球環境：身近な四国中央市に残された貴重な環境を調べ、保護し、子どもたちに伝えていく具体的な計画が必要ではないか。</p> <p>4.有害化学物質対策(p.63)</p> <p>○濃度測定を継続して実施するのであれば、調査対象に環境ホルモンも加え、その結果をホームページに掲載してほしい。</p> <p>○工業排水の色に関しても、市独自の規制を設けた方がいいのではないか。</p> <p>5.水環境(p.64)</p> <p>○市民・事業者の取り組み内容：森林維持管理のために、ボランティアに頼らなくても利益が出せる、森林ビジネスの推進を考えてほしい。</p> <p>6.廃棄物・リサイクル(p.73)</p> <p>○マイバッグ運動について、新居浜市のように買い物袋の有料化の実施を検討してはどうか。</p>	<p>○四国中央市では、悪臭の規制は濃度で行っていますが、受忍限度は個々により大きく差があります。誰もが快適な住まい環境で生活できるよう、発生源に対して改善を求めて参ります。</p> <p>○県が海岸に関する地域計画を策定しており、海岸管理者と地元自治体が連携して海岸の環境づくりに取り組んで参ります。</p> <p>○貴重な環境や動植物の調査、保護・保全等について、各環境保全団体等と連携して検討して参ります。</p> <p>○環境ホルモン（内分泌かく乱物質）の測定については、愛媛県が実施しホームページ等で公表しています。*)</p> <p>○工業排水の色については、設備投資の負担や健康被害を勘案し、水質汚濁防止法に違反がない場合の取り締まりには慎重を期すべきと考えます。</p> <p>○広くみなさんが森林環境等への関心を高めていただくために、まずはボランティア等で参画し、身近に感じていただくきっかけとして捉えています。</p> <p>○マイバッグ運動について啓発を進めて参ります。</p>

*) <http://www.pref.ehime.jp/kankyoku/k-hp/hakusho/>

意見書 No.	素案への意見の概要	市の見解
4 続き	7.自然環境(p.67) ○自然環境について、今ある貴重な環境、動植物を調査し、専門家の意見を聞き、保護していく施策を具体的に進めてほしい。	○貴重な環境や動植物の調査、保護・保全等について、各環境保全団体と連携して検討して参ります。
	8.環境と社会経済(p.77) ○施策 1 事業者の環境保全の取り組み推進：市が独自の基準を設け、「環境にやさしい事業者」のような認定制度を作ってはどうか。 ○施策 3 環境教育の推進及び指導者の育成：IPCC 報告書をわかりやすく市民に広げるということを基本に、市が主体で環境教育を行い、市議会議員や市職員に対する環境研修を行ってほしい。	○排出基準の設定、事業者等の認定制度については、今後の検討課題とします。 ○IPCC(気候変動に関する政府間パネル)報告書を教材とした環境教育など、国や関係部局と協力し啓発を進めて参ります。
	9.地球環境(p.81) ○オゾン層破壊及び酸性雨での対策：現在、市内の幼稚園・保育所では、紫外線を防ぐ「たれ付き帽子」が採用されているが、それを小学校でも採用することを検討してはどうか。また水泳のとき、ラッシュガード着用も検討してはどうか。	○オゾン層破壊によって生じる紫外線の増加は、皮膚や眼へ影響を及ぼします。小学校におけるたれ付き帽子の採用やラッシュガード着用については、関係部局と検討して参ります。
	10.計画の推進と進行管理(p.91) ○環境サポーター養成講座について、親子で参加できる楽しい体験学習と、大人を対象とした自然講座の2つに分ける、自然学習系と環境汚染監視、環境プロジェクトなど分野を分けて企画した方が、参加しやすくなるのではないか。	○環境サポーターのあり方、環境教育の方法や講座等の開催内容は、ご意見を参考として検討して参ります。

◆その他のご意見

可能なものについては関係機関へ情報提供し、ご提出いただきました貴重なご意見を今後活かします。

意見書 No.	素案への意見の概要
1	○障がいがあっても、健常者と同様の暮らしが可能となるよう、国土交通省では通称「ハートビル法」を制定しており、四国中央市においても同法に匹敵する建築基準に関する「環境整備条例」の制定を施策に掲げてほしい。 ○四年制大学の誘致を検討してほしい。 ○介護人材・特別支援教育人材育成を検討してほしい。 ○森林保護対策のひとつとして、若者や発達障がい者などの新しい仕事を企画してほしい。
3	○東西の主要な自転車道として、一つは海岸沿いの道路(寒川海水浴場南側の道路)、もう一つを高速道路の側道としてはどうか。 ○大地山公園のトイレをきちんと整備してほしい。 ○遺伝子組み換えでない食べ物を選ぶ視点を入れてほしい。 ○放射性物質による内部被ばくを避けるために、汚染していない食べ物を選ぶ視点を入れてほしい。
4	○「森に感謝し、森を守る」という姿勢を打ち出してみるのはいかがでしょうか。環境ビジネスと漠然と捉えるのではなく、身近な森林資源をビジネスに利用するようなことを推進する具体的な姿勢を打ち出してはどうか。

資料-4 環境関連法令等

1. 主な環境関連法令等

資料 1 主な環境関連法令

分類	法令名称		
開発関連法令	文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号)		
	景観法(平成16年6月18日法律第110号)		
	都市緑地法(昭和48年9月1日法律第72号)		
	都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)		
	宅地造成等規制法(昭和36年11月7日法律第191号)		
	河川法(昭和39年7月10日法律第167号)		
	森林法(昭和26年6月26日法律第249号)		
	砂防法(明治30年3月30日法律第29号)		
	地滑り等防止法(昭和33年3月31日法律第30号)		
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に係わる法律 (昭和44年7月1日法律第57号)		
	愛媛県文化財保護条例(昭和32年3月29日条例第11号)		
	愛媛県立都市公園条例(昭和34年3月24日条例第19号)		
	えひめ森林公園管理条例(平成17年7月19日条例第65号)		
	愛媛県砂防指定地管理条例(平成15年3月18日条例第29号)		
自然環境関連法令	自然公園法(昭和32年6月1日法律第161号)		
	自然環境保全法(昭和47年6月22日法律第85号)		
	自然再生推進法(平成14年12月11日法律第148号)		
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成4年6月5日法律第75号)		
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)		
	愛媛県自然環境保全条例(昭和48年10月12日条例第32号)		
	愛媛県自然海浜保全条例(昭和55年3月18日条例第3号)		
	愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例 (平成20年3月28日条例第15号)		
	生活環境関連法令	大気質	環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)
			大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)
ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年7月16日法律第105号)			
愛媛県環境基本条例(平成8年3月19日条例第5号)			
愛媛県公害防止条例(昭和44年10月11日条例第23号)			
騒音振動		環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)	
		騒音規制法(昭和43年6月10日法律第98号)	
		振動規制法(昭和51年6月10日法律第64号)	
		愛媛県環境基本条例(平成8年3月19日条例第5号)	
		愛媛県公害防止条例(昭和44年10月11日条例第23号)	
水質 地下水質		環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)	
		水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号)	
		下水道法(昭和33年4月24日)	
		瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年10月2日法律第110号)	
		愛媛県環境基本条例(平成8年3月19日条例第5号)	
		愛媛県公害防止条例(昭和44年10月11日条例第23号)	
愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例 (平成12年3月24日条例第2号)			
悪臭		悪臭防止法(昭和46年6月1日法律第91号)	
土壌汚染		環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)	
		土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)	
	愛媛県環境基本条例(平成8年3月19日条例第5号)		
愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例 (平成12年3月24日条例第2号)			
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)		

2. 環境基準について

環境基準は、環境基本法第 16 条の規定により「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのか、ということを決めたものです。

3. 大気汚染に係る環境基準

資料 2 大気質に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法	備考
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること	非分散型赤外分析計を用いる方法	昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 10mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること	濾過捕集による重量濃度測定方法またはこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくは β 線吸収法	昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号
備考	<p>1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。</p> <p>2.浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。</p> <p>3.二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。</p> <p>4.光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。</p>		

資料 3 微小粒子状物質 (PM2.5)に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法	備考
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法	平成21年9月9日環境省告示第33号
備考 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2.微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。			

資料 4 有害大気汚染物質 (ベンゼン等)に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法	備考
ベンゼン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。	平成9年2月4日環境庁告示第4号
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること		
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること		
ジクロロメタン	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること		平成13年4月20日環境省告示第30号
備考 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2.ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。			

4. 騒音に係る環境基準

資料 5 騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域)

地域の 類型	時間の区分		該当する用途地域
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	
AA	50dB 以下	40dB 以下	特に静穏を要する地域 (愛媛県では AA 類型は地域指定していない)
A	55dB 以下	45dB 以下	専ら住居の用に供される地域 第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域
B	55dB 以下	45dB 以下	主として住居の用に供される地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域
C	60dB 以下	50dB 以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域

資料 6 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	時間の区分	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

基準値	
昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~6:00)
70dB 以下	65dB 以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下)によることができる。	

注 1) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道及び 4 車線以上の市町村道をいう。

注 2) 近接する空間とは、道路端からの距離が 2 車線以下の道路にあっては 15m、2 車線を越える道路にあっては 20m までをいう。

5. 水質汚濁に係る環境基準

資料 7 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

資料 8 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—
備考 1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)						

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を感じない限度

(イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)				

資料 9 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考 1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2、3 級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヒメマス等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を感じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	水道 1、2、3 級(特殊なものを除く。) 水産 1 種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
III	水道 3 級(特殊なもの) 及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
IV	水産 2 種 及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
V	水産 3 種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年平均値とする。 2. 水域の類型指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれのある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
水産 2 種：ワカサギ等の貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を感じない限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

(エ)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考 1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

資料 10 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全 及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	検出されないこと
B	水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
備考 1. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。						

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
 水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を感じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産 1 種 水浴及び III 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産 2 種及び IV の欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ 安定して漁獲される
 水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

(エ)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

6. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

資料 11 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

7. 土壌の汚染に係る環境基準

資料 12 土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L 以下
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下かつ、 農用地（田に限る）は 15mg/kg 未満
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅(農用地(田に限る))	125mg/kg 未満。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下

8. ダイオキシン類に係る環境基準

資料 13 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法	備考
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/ℓ 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法	
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	
備 考			
<p>1.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2.大気及び水質(水底の底質を除く)の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という)により測定した値(以下「簡易測定値」という)に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4.土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。</p>			

資料-5 主な環境用語の解説

1. 全 般

環境基本法

それまでの公害対策基本法、自然環境保本法では、対応に限界があるとの認識から、地球化時代の環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、1993年に制定されました。環境省所管。

基本理念としては、(1)環境の恵沢の享受と継承等、(2)環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3)国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられています。この他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策(環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など)が順次規定されています。

6月5日を環境の日とすることも定められています。

環境基本計画

環境基本法(1993年)の第15条に基づく、政府全体の(1)環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、(2)環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものであり、内閣総理大臣が中央環境審議会の意見を聴いて、閣議決定により定めることとされています。

1994年12月に策定され、2000年12月及び2006年4月の改定を経て、2012年4月から第四次環境基本計画として定められています。政府が一体となって進める施策とともに、多様な主体に期待する役割についても示しています。循環、共生、参加、国際的取り組みを長期的目標に据付けて、地球温暖化対策、循環型社会の形成、交通対策、水循環の確保、化学物質対策、生物多様性の保全、環境教育・環境学習などに重点をおいて施策を展開していくこととされています。

環境基準

環境基本法(1993年)の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、及び、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に努めなければならないとされています。これに基づき、大気汚染、騒音、水質汚濁、土壌汚染などに関する環境基準が定められています。

また、これら基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されています。なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法(1999年)を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められています。

環境負荷

人が環境に与える負担のことをいいます。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含まれます。

環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としています。

2. 生活環境

大気環境

環境基本計画では、大気環境として大気汚染と悪臭について整理しています。大気汚染については、二酸化窒素(NO₂)や浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM_{2.5})などについて環境基本法に基づく環境基準が設定されています。

悪臭については、環境基準は設定されていませんが、悪臭防止法により①工場や事業場の敷地境界の空気、②気体排出口、③排水水について規制基準値が設定されています。本市では、地域区分をA区域及びB区域に分けて、悪臭の代表的な構成成分であるアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル等の22物質(特定悪臭物質)ごとに濃度規制を実施しています。

騒音・振動

騒音・振動は、発生源により主に自動車交通、航空機、新幹線・鉄道、工場や事業場、建設工事などに分けられます。このうち、自動車交通、航空機、新幹線については、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準が設定されています。

工場や事業場、建設工事については、騒音規制法や振動規制法により規制基準が設定されています。

水環境

水環境としては、河川、湖沼、海域、地下水などに区分され、それぞれに環境基本法に基づく環境基準が設定されています。また、工場や事業場からの排水については、水質汚濁防止法による規制基準が設定されています。

土壌環境

土壌汚染とは、人の事業活動その他の活動に伴い、土壌中に有害物質が残留、蓄積し、その結果、直接人の健康を損ない又は人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、若しくは農作物等の生育が阻害されることをいいます。土壌汚染の原因となる物質は、カドミウム等の重金属やテトラクロロエチレン等の有機塩素系化合物、ダイオキシン類などであり、これらについて環境基本法に基づく環境基準が設定されています。

また、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的として土壌汚染対策法が制定されています。同法第3条又は第4条に基づく土壌汚染状況調査の結果、基準に適合しない区域の土地は、都道府県知事等により指定区域に指定・公示されるとともに、指定区域台帳に記帳して公衆に閲覧されます。また、当該指定区域の土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認められる場合には、汚染原因者、汚染原因者が不明等の場合は土地所有者等に対し、汚染の除去等の措置が命令されます。さらに、当該指定区域においては土地の形質の変更が制限されます。

廃棄物

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に大別されます。一般廃棄物は、廃棄物処理法(1970年)の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいいます。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ(生活系廃棄物)のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物(いわゆるオフィスごみなど)も事業系一般廃棄物として含まれます。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれます。

これに対し、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリなど廃棄物処理法で定められた廃棄物を産業廃棄物といいます。これらは、事業者が自ら処理するか、知事の許可を受けた処理業者又は地方公共団体等に処理を委託しなければなりません。

3. 自然環境

自然環境保全地域と自然海浜保全地区

自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、植物の自生地、森林等で、一定の広がりをもつ地域について、それらの自然環境を保全することを目的に、自然環境保全地域を国及び県が指定しています。

また、自然海浜保全地区として、瀬戸内海に残された自然海浜の保全と、その下での海水浴等のレクリエーション利用を図るため、関係各府県が「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づく自然海浜保全地区条例により海浜の保全地区を指定しています。

自然公園

自然公園は、すぐれた自然の風景地に、その保護と利用を図るため区域を画して設けられる公園をいい、国が指定する国立公園、国定公園のほか、県が指定する県立自然公園の3種類があります。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、国際自然保護連合(IUCN)が、1966年に初めて発行したものです。我が国では、1991年に『日本の絶滅のおそれのある野生生物』というタイトルで環境庁(現・環境省)がレッドデータブックを作成し、その後、改訂版が植物や動物の大きなグループごとに順次発行されています。

また、都道府県や市町村においても、それぞれ地域版のレッドデータブックやレッドリストを発行しており、愛媛県では「愛媛県レッドデータブック 愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物」が2014年に発行されています。

4. 快適環境

エコツーリズム

自然や人文環境を損なわない範囲で、自然観察や地域の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態をいいます。なお、地域住民の働き場が組み込まれていることなど、観光収入が地域にもたらされることも必要条件として概念に含める場合も多い。

グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。都市住民の自然・ふるさと志向と、これに対応して豊かな村づくりを進めようとする農山漁村の動き、特に、都市と農山漁村の交流を求める動きを背景として、農林水産省が主導しています。

5. 地球環境

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇することをいいます。通常、太陽からの日射は大気を素通りして地表面で吸収され、そして、加熱された地表面から赤外線形で放射された熱が温室効果ガスに吸収されることによって、地球の平均気温は約 15℃に保たれています。仮に、この温室効果ガスがないと地球の気温は-18℃になってしまうといわれています。

ところが、近年産業の発展による人間活動により、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇(温暖化)が進んでおり、海面上昇、干ばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されています。

温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収・貯蔵する森林の減少がそれを助長しています。

温室効果

大気中の特殊なガスには、地表面から赤外線形で宇宙空間に放出される熱を吸収する性質があるため、地球の気温が上昇し温室のような状態になる現象をいいます。熱を吸収する気体には、水蒸気、二酸化炭素、フロンガスなどがありますが、近年、人工源の二酸化炭素が増加しており、地球温暖化の危険性が指摘されています。

オゾン層

地上から 10~50km の高度で地球をとりまく成層圏に存在するオゾン濃度の濃い大気層をいいます。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収します。近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少しているオゾンホールが観測され、フロンガスなどによるオゾン層破壊が問題となっています。

酸性雨

工場等からのばい煙や、自動車排出ガスなどに含まれる硫酸化物や窒素酸化物が取り込まれることにより酸性化した雨をいいます。通常 pH(水質イオン濃度)5.6 以下の雨をいいます。森林被害等をもたらし、地球規模の環境汚染のひとつとして問題となっています。

6. 環境教育

エコマーク

環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマークをいいます。メーカーや流通業者の申請を受けて、環境省所管の(財)日本環境協会が審査し、認定された商品にはマークをつけることが許されます。

環境保全効果だけでなく、製造工程でも公害防止に配慮していることが必要となります。エコマークの許可された商品の代表的なものとして、100%古紙のトイレットペーパーや流しの三角コーナー用の漉紙などがあります。

環境家計簿

日常の生活で消費するエネルギーや缶、ペットボトルを二酸化炭素の量に置き換えて計算する、環境負荷の管理表をいいます。

環境報告書

企業等が環境に配慮して行った内容を環境業績としてまとめ公表する報告書のことをいいます。ISO14001を取得した企業を中心に、環境報告書を作成しホームページなどで公表するようになってきました。その目的は、環境コミュニケーションを積極的に図ろうとするものです。

なお、近年は、企業の社会的責任(CSR)への取り組みと連動して、環境分野の対応に限らず労働、安全・衛生、人権、社会貢献などの社会的側面に至る幅広い取り組みについて情報開示する「持続可能性報告書(サステナビリティレポート)」の発行に取り組む企業が増えてきています。

NGO と NPO

NGOはNon-Governmental-Organization(非政府組織)の略、NPOはNon-Profit-Organization(民間非営利組織)の略。その活動内容は、医療、福祉、環境保全、まちづくり、国際交流など多岐にわたっており、行政、企業と並ぶ地域づくりの主体として期待されています。

ISO14001

国際標準化機構(International Organization for Standardization)が定めた環境マネジメントに関する国際規格で、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減など継続的な改善を図る仕組みを構築するための要求事項を規定したものをいいます。

第二次四国中央市環境基本計画

平成 29 年 3 月発行

発行・編集 愛媛県四国中央市 市民部 生活環境課

〒799-0497

愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

TEL (0896) 28-6145

FAX (0896) 28-6057

URL <https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>